

衆議院

国土交通委員会議録第三号

平成十四年三月十五日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 久保 哲司君

理事 木村 隆秀君 理事 実川 幸夫君

理事 橋 康太郎君 理事 林 幹雄君

理事 古賀 一成君 理事 細川 律夫君

理事 赤羽 一嘉君 理事 一川 保夫君

理事 赤城 徳彦君 理事 小里 貞利君

金子 恭之君 北村 誠吾君

倉田 雅年君 近藤 基彦君

菅 義偉君 高木 毅君

高橋 一郎君 谷田 武彦君

中馬 弘毅君 中本 太衛君

菱田 嘉明君 福井 照君

堀之内久男君 松野 博一君

松宮 勲君 松本 和那君

森田 健作君 吉川 貴盛君

阿久津幸彦君 井上 和雄君

大谷 信盛君 今田 保典君

榊床 伸二君 津川 祥吾君

永井 英慈君 伴野 豊君

平岡 秀夫君 前原 誠司君

高木 陽介君 東 祥三君

山岡 賢次君 大幡 基夫君

瀬古由起子君 原 陽子君

日森 文尋君 保坂 展人君

西川 太一郎君

国土交通大臣 扇 千景君

国土交通副大臣 佐藤 静雄君

国土交通大臣政務官 菅 義偉君

国土交通大臣政務官 高木 陽介君

政府参考人 山本 繁太郎君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 角崎 利夫君

政府参考人 (国土交通省大臣官房官庁 管轄部長) 春田 浩司君

政府参考人 (国土交通省都市・地域整備局長) 澤井 英一君

政府参考人 (国土交通省住宅局長) 三沢 真君

政府参考人 (国土交通省北海道局長) 林 延泰君

国土交通委員会専門員 福田 秀文君

委員の異動 三月十五日

辞任 田中 和徳君 補欠選任 北村 誠吾君

辞任 森田 健作君 金子 恭之君

同日 山岡 賢次君 東 祥三君

同日 日森 文尋君 原 陽子君

同日 二階 俊博君 西川 太一郎君

同日 辞任 金子 恭之君 補欠選任 近藤 基彦君

同日 北村 誠吾君 田中 和徳君

同日 東 祥三君 山岡 賢次君

同日 日森 文尋君 原 陽子君

同日 西川 太一郎君 二階 俊博君

同日 辞任 近藤 基彦君 補欠選任 森田 健作君

同日 森田 健作君

同日 金子 恭之君

同日 北村 誠吾君

同日 東 祥三君

同日 山岡 賢次君

同日 日森 文尋君

同日 原 陽子君

同日 西川 太一郎君

同日 二階 俊博君

同日 辞任 近藤 基彦君

同日 森田 健作君

同日 金子 恭之君

同日 北村 誠吾君

同日 東 祥三君

同日 山岡 賢次君

同日 日森 文尋君

同日 原 陽子君

同日 西川 太一郎君

同日 二階 俊博君

同日 辞任 近藤 基彦君

同日 森田 健作君

都市再生特別措置法案(内閣提出第二二二号)は本委員会に付託された。

三月十三日

視覚障害者をホーム転落事故から守るための可動柵設置に関する陳情書(名古屋市中熱田区六野二の七の一八富田伴七)(第二二六号)

瀬戸大橋通行料金の抜本的見直しに関する陳情書(香川県坂出市京町三の三の八柳久雪)(第二二七号)

道路財源の確保等に関する陳情書(神戸市中央区下山手通五の一〇の一佐々木憲二外十一名)(第二二八号)

北陸新幹線の整備促進に関する陳情書(富山市新総曲輪一の七東保和雄外二名)(第三〇号)

二月二十八日

カジノ合法化に関する意見書(静岡県熱海市議会)(第二二一四号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県議会)(第二二一五号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県海南市議会)(第二二一六号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県湯浅町議会)(第二二一七号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県美浜町議会)(第二二一八号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県由良町議会)(第二二一九号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県南部町議会)(第二二二〇号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

近畿自動車道紀勢線の整備促進に関する意見書(和歌山県上富田町議会)(第二二二二号)

道路特定財源の確保に関する意見書(沖縄県北中城村議会)(第二七三八号)
道路特定財源の確保に関する意見書(沖縄県栗国村議会)(第二七三九号)
第二東名高速道路整備事業の促進に関する意見書(神奈川県大井町議会)(第二七四〇号)
第二東海自動車道の整備促進及び道路特定財源の堅持に関する意見書(神奈川県山北町議会)(第二七四一号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県富士宮市議会)(第二七四二号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県焼津市議会)(第二七四三号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県西伊豆町議会)(第二七四四号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県蒲原町議会)(第二七四五号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県大東町議会)(第二七四六号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県福田町議会)(第二七四七号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県豊田町議会)(第二七四八号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県三野町議会)(第二七四九号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県山根町議会)(第二七五〇号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県井川町議会)(第二七五一号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県三加茂町議会)(第二七五二号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県東相谷山村議会)(第二七五三号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県西相谷山村議会)(第二七五四号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(香川県国分寺町議会)(第二七五五号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(香川県満濃町議会)(第二七五六号)

治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(香川県仁尾町議会)(第二七五七号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知市議会)(第二七五八号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県南国市議会)(第二七五九号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県土佐清水市議会)(第二七六〇号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県東洋町議会)(第二七六一号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県香我美町議会)(第二七六二号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県夜須町議会)(第二七六三号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県物部村議会)(第二七六四号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県池田町議会)(第二七六五号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県越知町議会)(第二七六六号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県葉山村議会)(第二七六七号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県仁淀川町議会)(第二七七八号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県日高村議会)(第二七七九号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県十和村議会)(第二七八〇号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県西土佐村議会)(第二七八一号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(高知県三原村議会)(第二七八二号)
地方バス生活路線の確保に関する意見書(青森県南部町議会)(第二七八三号)
地方バス生活路線の確保に関する意見書(宮城県古川市議会)(第二七八四号)
地方における社会資本整備の推進に関する意見書(岐阜県議会)(第二七八五号)
道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

意見書(熊本県菊池市議会)(第二七八六号)
道路整備の促進及び道路財源確保等に関する意見書(熊本県宇土市議会)(第二七八七号)
道路整備の促進に関する意見書(北海道士別市議会)(第二七八八号)
道路整備の促進に関する意見書(北海道京極町議会)(第二七八九号)
道路特定財源制度の堅持に関する意見書(秋田県昭和町議会)(第二七八〇号)
道路整備予算の確保に関する意見書(愛知県十津山町議会)(第二七八一号)
道路特定財源の堅持に関する意見書(島根県玉湯町議会)(第二七八二号)
道路特定財源の堅持に関する意見書(島根県加茂町議会)(第二七八三号)
道路特定財源制度に関する意見書(香川県土庄町議会)(第二七八四号)
道路整備予算の確保及び道路特定財源の堅持に関する意見書(熊本県七城町議会)(第二七八五号)
道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書(熊本県大矢野町議会)(第二七八六号)
道路特定財源の確保に関する意見書(沖縄県与那城町議会)(第二七八七号)
道路特定財源の確保に関する意見書(沖縄県具志川村議会)(第二七八八号)
道路特定財源の確保に関する意見書(沖縄県城辺町議会)(第二七八九号)
道路整備の促進に関する意見書(北海道砂川市議会)(第二八九〇号)
道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書(熊本県天水町議会)(第二八九一号)
道路整備予算の確保及び道路特定財源の堅持に関する意見書(熊本県西合志町議会)(第二八九二号)
道路交通環境対策の推進に関する意見書(愛知県議会)(第二八九三号)
道路特定財源の堅持に関する意見書(島根県木次町議会)(第二八九四号)

道路特定財源の確保に関する意見書(沖縄県具志頭村議会)(第二八九五号)
豊岡測候所の予報業務継続に関する意見書(兵庫県豊岡市議会)(第二八九六号)
中勢バイパスの整備促進に関する意見書(三重県鈴鹿市議会)(第二八九七号)
日本海沿岸東北自動車道の建設促進に関する意見書(山形県鶴岡市議会)(第二八九八号)
三月八日
障害者の社会的自立・参加の促進に関する意見書(山口県議会)(第二八九九号)
第二東名自動車道の建設促進に関する意見書(静岡県富士市議会)(第二九〇〇号)
地方における道路財源の確保に関する意見書(神奈川県南足柄市議会)(第二九〇四号)
道路財源の確保に関する意見書(沖縄県宜野座村議会)(第二九〇五号)
同日十五日
生活交通の確保に関する意見書(北海道浦臼町議会)(第二九〇三号)
治山・治水事業の強力な推進に関する意見書(徳島県貞光町議会)(第二九〇四号)
道路特定財源の堅持に関する意見書(岐阜県岩村町議会)(第二九〇五号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
都市再開発法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
都市再生特別措置法案(内閣提出第二二二号)
○久保委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案の両案を議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大

臣扇千景君。

都市再開発法等の一部を改正する法律案
都市再生特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○扇務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

都市は、我が国の活力の源泉であります。今日、慢性的な渋滞、緑やオープンスペースの不足など、多くの課題に直面いたしております。また、近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に十分に対応できたものとなっていない状況にあります。

このため、都市再生を図り、その魅力と国際競争力を高めることが、我が国の経済構造改革の一環として重要な課題となっております。そのためには、民間の資金やノウハウを都市の再生に振り向けることが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、民間の力が最大限に発揮できるよう、事業手法の改善充実を行うとともに、民間の都市開発事業の隘路となっている規制の見直し等を行う必要があります。そのため、都市再開発法等の一部を改正する法律案により都市再生事業の施行者に新たに民間の事業主体の追加等を行うとともに、都市再生特別措置法案によって都市再生の拠点となる地域を定め、思い切った都市計画の特別措置や金融支援等を講じようとするものです。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、都市再開発法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、民間活力を活用した都市の再開発を推進するため、市街地再開発事業の施行者に、施行地区内の一定の土地所有者等の参画を得た株式会社または有限会社を追加することとしております。

す。

第二に、民間による土地の高度利用を実現する建築物の整備を推進するため、高度利用地区等その施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画において高度利用推進区を定め、土地の所有者の申し出に基づき、集約換地を行うことができることとしております。

第三に、土地市場の低迷が続く中、土地の流動化と民間都市開発事業の推進を図るため、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る事業見込み地等の取得期限を三年間延長するとともに、都市の再開発のための資金調達を円滑化するため、一定の要件に該当する株式会社等が施行する市街地再開発事業、高度利用推進区を活用する土地区画整理事業に対する都市開発資金の無利子貸付制度を拡充すること等の措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

次に、都市再生特別措置法案について申し上げます。

第一に、都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を都市再生本部長とする都市再生本部を設置することとしております。

第二に、都市再生本部の作成した案に基づき、閣議において都市再生基本方針を決定するとともに、都市の再生の拠点となるべき都市再生緊急整備地域を政令で定めることとしております。

第三に、都市再生本部が都市再生緊急整備地域に関する整備方針を定めることとしております。

第四に、都市再生緊急整備地域における都市の再生に資する民間の都市開発事業に対する国土交通大臣の認定制度を創設するとともに、認定を受けた事業に関し、無利子貸し付け、出資、債務保証等の支援を行うことといたしております。

第五に、都市再生緊急整備地域において、既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とする都市再生特別地区を創設するとともに、民間事業者等による都市計画の提案制度等を創設することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、都市再開発法等の一部を改正する法律案及び都市再生特別措置法案の提案理由及びその要旨でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○久保委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○久保委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房官庁管轄部長春田浩司君、都市・地域整備局長澤井英一君、住宅局長三沢真君、北海道局長林延泰君、内閣官房内閣審議官山本繁太郎君及び外務省大臣官房審議官角崎利夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○久保委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○久保委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀一成君。

○古賀（一）委員 きょうは、いよいよといいますが、国土交通省の今国会での目玉というか、画期的なというか、重要な法案が出たわけでございます。これについて、本当に重要な法案でございますので、審議時間をたっぷりとるべきだ、こう思っておりますが、これについては実は、大臣もそうでございますけれども、いわゆる鈴木問題の余波を受けて、きょうの調整に本当に苦労しましたし、きょうもまだ調整が残っております。そういうことで、大変年度末も近い、そういう中でこういう法案がきょう審議になることについて大変残念にも思いますけれども、我々としては、大変重要な法案であるので、しっかりとこの問題点を洗い出し、この都市再生が、きのうも本会議で伴野議員が申し上げましたけれども、いわゆる民間の都市開発に絡んで、また変な政治的な動き、そういうものの温床になる懸念もある、そういう面でも本当に慎重な審議というものをぜひお願いしたいと思っております。

そこで、この法案と直接は関係ございませんけれども、いわゆる鈴木問題というのが終わって最初の委員会でもございます。この点については、公共工事契約についての所管でもございまして、やはり何とてでも政治家としてのたまたまきやならぬということで、冒頭、まず外務省の支援委員会の方に質問をいたしたいと思います。

これは、もう大変な事件の数でございます。三日前、四日前にもあった民主党のまとめた資料では四十四件、まあよくも並んだものだと思いますけれども、その後にもまた出てまいりました、もう四十五件なのか六件なのかわからぬぐらいの問題が並べてございます。ここには多くを申しませんけれども、いわゆる公共工事発注に絡む四件の問題について、この際ははっきりと、当委員会、どういう事実関係だったのかを外務省支援委員会の方にたざしたいと思っております。

ムネオハウスということで有名になりました友好の家、あるいはディーゼル発電施設、そしてプレハブ診療所、俗称で呼んでおりますけれども、そして国後島橋樑改修工事、この四件で結構でございますけれども、要するに、入札期間あるいは入札資格の限定の事実、あわせて消費税の過払いの問題もございします。この四件について、今指摘しました主な項目について、どういう結果だったのかを、この場でも公式にはっきりと御説明をいただきたいと思います。

○角崎政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のございました国後島の友好の家につきましては、入札公示日が平成十一年六月十二日及び十三日でございます。入札説明会

が平成十一年六月十六日、入札日が平成十一年七月七日ということでございます。主な入札資格でございますが、北海道内に本社を有する者であつて、気象条件が国後島に近似的な根室管内において、類似施設建設工事の施工実績を十分に有する者であること等が入札資格になってございます。それから、入札形態につきましては、一般競争入札で結局共同企業体一社が入札をいたしまして、三回入札するも応札金額が予定価格を上回つたために、最終的には随意契約に移行いたしております。

次に、国後島の橋樑改修でございますが、平成十年の二月七日入札公示日、二月十二日入札説明会、三月六日入札日となっております。入札資格といたしましては、北海道内に本社、支店または営業所のいずれかを有する者、北海道東部周辺海域の気象、海象条件を熟知するとともに、同海域において海上工事の施工実績を十分に有する者といったようなことが資格となっております。入札形態でございますが、公募型指名競争入札でございます。四社が入札いたしてございます。

次に、色丹島プレハブ診療所設置でございますが、入札公示日が平成七年七月二十四日、入札説明会が八月三日、入札日が八月九日。主な入札資格でございますが、北海道庁建設工事入札資格Aランクであること、札幌、根室または釧路に本社または出張所を有すること、寒冷地仕様のプレハブ施設建設の経験を有することといったことが主な入札資格でございます。一般競争入札を行ひまして、三社が応札いたしております。

それから、ディーゼル発電施設でございますが、択捉島のは、平成十一年二月八日入札公示日、二月十日入札説明会、三月十六日入札日でございます。それから、主な入札資格につきましては、旧ソ連邦諸国に、現地政府に登録済みの支店または営業所を有していること、過去三年間に旧ソ連邦諸国に輸出実績があること、北海道内に本社、支店または営業所のいずれかを有すること

ということが条件になってございます。一般競争入札を行ひまして、三社が応札いたしてしております。それから、色丹島のディーゼル発電施設でございますが、入札公示日が平成十一年一月五日、入札説明会が一月八日、入札日が二月五日。そのほか、入札資格、入札形態は、択捉島ディーゼル発電施設と同様でございます。

国後島のディーゼル発電施設でございますが、入札公示日が平成十二年三月六日及び八日、入札説明会が三月八日、入札日が三月三十一日となっております。入札資格でございますが、択捉島のものと同様でございます。入札形態も、それから、入札企業の数も、択捉島のディーゼル発電施設と同様でございます。

それから、入札への鈴木議員の関与でございますが、友好の家の建設に関しましては、北方四島支援に関する調査報告書によれば、鈴木議員は、入札参加資格決定に深く関与したというふうに結論づけられております。また、国後島の橋樑改修に関しましては、同様でございます。色丹島のプレハブ診療所設置に関しましては、鈴木議員の関与は、確認されておられません。ディーゼル発電施設に関しましては、鈴木議員の関与は、確認されなかつたというところでございます。

消費税の過払いにつきましては、これは工事案件については支払われてございます。過つて支払われまして消費税につきましては、支援委員会事務局は、弁護士や国税庁の助言も得つつ、各請負業者に対しまして返還請求を行う方向で検討いたしております。適切な対応がとられるよう外務省としても全力を尽くす考えでございます。

○古賀(二)委員 きのうの質問通告のときに、私の方で関心事項を申し上げたことを、そのとおりといたします。きちつと御説明いただきました。本件について、これを詳しくあまだこうだ言う気はもうございませませんが、これは都市再生法二法が終わった後、やはり公共工事に関することでもあり、今後当委員会としても一般質疑の中で、そ

こにおける問題点を洗い出す質疑というものをぜひやりたいと思ひますので、理事会の話でありましようけれども、この場でも私からそう申し上げておきたいと思ひます。

そこで、せっかく外務省に來ていただいたので、今の説明だけで帰つてもらうのもつたいないので、私は一つ感想を申し上げます。

実は私は、もともと建設省におつたのですが、二十五歳のときに外務省に出向いたしまして、国連局というところにいました。そのとき、もう名前は申し上げませんが、まさに会計法の問題で、外務省というのは何でこんなに会計に疎いというか、会計法の存在すら、もう要するに、本当にいいかげんということ、私は当時の上司とけんかをいたしました。それがざつと二十八、九年前でありますから、外務省の食糧費の問題、機密費の問題がございましたけれども、そして今度は、鈴木さんも大変悪いわけでありまして、今度、その相手方である外務省も、それだけ知識不足、経験不足あるいは態勢不足というものが本当に、もうあのころからあつたと思うんですね。これは、私は掘り出せばもつとあると思うんですよ。

したがって、こういう国会の場で、他の委員会であつたことをぜひ本省に戻つて言つていただきたらいいし、この鈴木問題が、あつたが終つたからほつとするのじゃなくて、まさに外務省における官房機能、とりわけ会計機能、これについての徹底見直しというものを今後やらなければ、これは必ずまた起こる問題だと、私は厳しく申し上げておきたいと思ひます。

それで、この点について、今申し上げましたように、今後の審議に期待しまして、副大臣の所感もお聞きしようかと思つたのですが、これはもう省略をいたしまして、次に移りたいと思ひます。なぜこの鈴木問題をあえて言つたかという、もちろんこの問題が大問題で、この委員会に絡むということもさることながら、この都市再生法

も、今からる申し上げますし、同僚議員も質問すると思ひますけれども、ある面では大変画期的でありますけれども、大都市圏に限定された大手事業者によるプロジェクト開発のにおいがぶんぶんするのです。それが非常に際立つて見える。そうすると、北海道のあんな寒いところの橋樑工事こんなことが起こつたわけでありまして、大都市圏における、高収益が見返りとして考えられるようなこういう再生事業については、まさに今度起こつた問題の温床になる可能性もあるというようなこともあつて、私は冒頭に質疑する価値があるだろうと思つてしたわけでございまして。その趣旨を再度申し上げます、質問に入りたいと思ひます。

それで、国土交通大臣、副大臣にお聞きしたいわけでありまして。

今度、都市計画の抜本的な仕組みと言つてもいい新たな仕組みが、一部地域でありますけれども組み込まれたわけでありまして、私は、この法案の説明を聞いておまして、では、都市計画、もつと大きな、高齢化社会で都市というものを全体をどう持つていこうとしているのか、都市の今抱えている問題は本当は何なのか。そして、都市再生というのは、都市の一部、ある一部のことを高層ビル化すれば解決する問題ではないと思ふんです。都市の再生の概念というのは本当に何であらうか、そこをこの法案は深く考へて出したのではなく、民間の血を入れて、一部地域に、政令で指定した地域にランドタワーがはんと建つ、ツインタワーができて、人工島ができて、何か景気のいい地区ができるのではないかとこういうイメージを、私はどうしてもこれは感ずるんですよ。

そこで、私自身は、もつと大きい都市計画の長期的なデザインというか、問題点の認識というか、そういうものがあつてこの法律というものがあつたと思うのでありますけれども、その点について、大臣、この法案についてのそういう意味での所見というものを何かお持ちでありますか。

しょうか、お聞きしたいと思います。

○副國務大臣 古賀一成議員の御指摘は大変大事なことでございますし、今、日本の中に世界の中心で国際都市と言われる資格のあるものがどれだけあるか、そういうこと自体私は大いに問題に思っています。

例えて例を挙げますと、東京で国際会議というものがどれくらい開かれたかということを考えますと、現段階で国際会議の開催件数、東京でやると世界の三十三位なんです。アメリカの経済誌で、ビジネスに適した都市、そういうランキングをつけてございます。その中で、東京は世界では第十位、アジアではシンガポールや香港よりも低い評価がされているわけでございます。シンガポールが一位で香港が六位、東京が十位でございます。国際会議は、今申しましたように三十三位。

そして、観光客の落としていくお金一つ見ても、日本が国際的にいかに評価されているかというこの実例として、日本人が海外へ行つて使うお金、それは世界の三位なんです。ところが、外国客が日本へ来て落とすお金、これは二十三位。今の世界情勢の中で、観光というのも第三次産業の中の主要な基幹産業となりつつあります。そういう意味で、果たして日本が二十一世紀、国際都市として世界に誇る日本を評価されるかどうか、そういうことがすべての基本にかかわってくる。経済の空洞化もしかり、産業の空洞化もしかり、観光の空洞化もしかり、空港の空洞化もしかり、あらゆることがこの原点になるわけですね。

そういう意味で、先生が冒頭におっしゃいました公共工事、これもあまねく平等に満遍なく。高度成長のときはすべてが上向きでよかったけれども、今や限られた予算の中で、世界に冠たる日本として生きていくためにはどこに集中投資をして、国際都市としてどこに欠陥があるのか、それを補完していかなければ、二十一世紀、日本は後進国になり得るのではないかと。これでは子供や孫に私たちは申しわけない。そのためには、日本の

国土のグランドデザインというものをつくつて、二十一世紀に、世界に対応できる日本を、あらゆる産業、経済面あるいは観光面でも立ち行くような、そういう都市にあるいは国に再生しなければならぬと、それが現段階であるということ、今回は大変思い切った法案を提出させていただいたというのが基本でございます。

○古賀(二)委員 今大臣、国際化といいますが、あるいはグローバルな視点の中での東京でありましようけれども、その機能低下というのかそういうものを指摘になりました。でも、私はそれだけではなんだろうと思うんですね。

本当に今問われているのは、後ほど申し上げますけれども、地方都市も含めた、もちろん大都市も入りますけれども、都市とは本当にいかにあるべきかというものを、超高齢化社会、超少子化社会を前に、やはり政府が、これからはこういう都市圏にし、都市の中心市街地はこういう機能を持った都市に集約していこうという大きな流れを言うべきときだと私は思うんですね。今、国際化の中での話はよくわかります。しかし、それはもうごく一部だと思えます。

それについて、まず大きく言えば、本当は過疎の問題があるんですね。実は今度の法律の組み立て方というものは、国土の均衡ある発展という視点はここに全くないわけでありまして、これも、本当は今それが問われている。その中で、都市圏はどうだ、地方も含めた都市はどうあるべきかという議論があるべきなのであります。

説明によると、いわゆる安全性、ゆとり、潤いに欠ける市街地があるではないか、既存経済スツクの陳腐化が進んでいるじゃないか、国際競争力の低下を憂える、少子高齢化社会への対応、そして中心市街地の空洞化がある、だからすくそ、この後に民間の創意工夫を促さう、協議、調整の透明性の確保を図らう、時間リスクの軽減を図らう、民間投資資金の誘導を図らう、こうなっているんですね。我々国民が聞いて、ではどういふ都市なんですかという、いわゆる住む人

間、国民にとつての都市のイメージというのはまだここにないんですね。私は、民間資本が参画して積極的にやっていく上でも、むしろ政府がそういう都市の具体的な、国民にとつてわかるビジョンというものをこの都市再生法を機にもっと強烈に発信することが、この法律のいわば魂が入るといいますか、そういうことにもつながると思うんです。それが結局、一部の地域を指定してここに民活を入れる、民間の創意工夫をする、都市計画をいけば白紙にするという手法で、その全体のシナリオがここに欠落しておるということが、大変もったいないというか、残念なんです。

ただ、これは法律の組み立て方も絡んでくるんですけれども、今後民間ディベロッパーあるいは後ほど申し上げる地方自治体、地方自治体にこの法律は本当に使い勝手があると思わせるために、私は、この具体的姿というものをとつとつきりと、むしろ前面に出していくべきだと思えます。これは、ぜひ役所の方でいうか、国土交通省の方で真剣に受けとめていただきたい、私はこう思います。

その中でも一つ、ちよつと概念的なことではありますが、せつかくの機会なのでお聞かせいただきますけれども、都市の再生という概念を、法律の名前にも書いてあるわけでありまして、これはもう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思ひます。

先ほど言いましたように、この法律から見ると、都市の再生と言いつつ、どうも大都市圏における一部地域を線引きして、ここについて高度な、容積率を緩和した、あるいはいろいろな規制を取つた、民間主導による町をつくる。ランドタワーがばんと建つて、そういうイメージでこの法律の組み立て方はとらえられるわけですね。でも、それが都市の再生なんだろうかということ、痛切に思うんです。

国民から見た今の都市問題、それはどういうことかといへば、私はこう思うんです。私も世界じゅうの都市を大分見ましたけれども、直径が百

キロを優に超える都市というのは世界にないですよ。西は八王子が高尾からわかりませんけれども、あそこから都心を通って千葉からさらに向こうへ、東西に市街地が広がっております。南北もそうです。

私は、そこで、いわゆる都市、本当の意味での都市のグランドデザイン、これから日本の都市あるいは大東京という都市圏はこう持つていくという長期シナリオを国が発しなかつたから、結局、持ち家主義、持ち家を持つておかぬといかぬと。一方で土地神話もあつた、一方で高度経済成長もあつた。みんな結局家を買って、私も実は多摩地区に役人のころ買つていたので、選挙で売っちゃいましたけれども、それで、その人たちが、三千万、五千万の借金をして、家を買つたのです。ここにもたくさんおられるんじゃないですか、役所の方で。その人たちが、まさかの低成長、まさかのリストラ、まさかの土地神話崩壊といふことで、五千万借金して、実は五十になつてまさかのリストラを受けた、四十代で受けた。こういう中で、持ち家主義がそれだけ広がった中で、実は今サラリーマンのほとんどない不安と、場合によっては現実化した不幸というものがあ

るんですね。だから、これからの、とりわけ高齢化社会になるわけでありまして、むしろコンパクトな都市、そういうものに、賃貸住宅を中心に、五千万、六千万も借金せずに、将来も安心して、自分たちはライフステージに応じて賃貸が借りられるというような、そういう都市をつくっていくのだから、そういう都市再生のダイナミックなイメージというものが私はこの際ぜひ必要だろうと思うんです。

そういう面で、私は、この法律は、哲学といふか、あるいは理念といふかストーリーといふか、そういうものに欠けると思うんですが、その点、大臣、ひとつ改善の方向はございませんでしょうか。

○副國務大臣 私どもは、今回この法案を改正し

ますことによつて、あらゆるところから英知を結集したつもりでございます。

それは、今の日本の現状、古賀議員が指摘なさいましたように、一時、バブル期、余りにも土地が上がつて、郊外にドーナツ現象で、持ち家制度というものがありませんから、これが理想でしたから、みんな近郊に家を持ち、土地つきの一軒家を取得した、それがあの当時の現象だったと思います。

ところが、実際に住んでみると、通勤時間に一時間かかる、一時間半かかる。そして、都市の真ん中は高齢化社会で、御存じのとおり、二〇五〇年、女性の寿命を言っちゃ申しわけないですけども、平均寿命が九十歳。しかも、地方へ行けば行くほど高齢化が進んでいる。そうすると、子供たちは会いに行くにも時間がかかる。ふだんは通勤時間に労力を費やす、家庭の団らんはない、そういう現象が二十世紀後半に固まって出てきたわけです。

ただ、二十一世紀、年がかわりますと、みんなそれに気がつき出して、通勤時間に労力をなくし、そして家庭団らんをなくし、高齢化時代に両親を見ることもできない、そういうことで、やはり日本に適した政策は必要である。そこで、住動接近型、近いところに住んで、そして通勤距離分は節約して、仕事も家庭団らんも持てるようにしよう。しかも、あらゆるところにバブルの跡が残つて虫食ひ状態になっている。それが安全ということに関しては大変不安定な時代になっている。覚えていらつしやらないですけども、あの名古屋の集中豪雨がりました。都市に集中したために、あつという間に六千戸が水浸しになってしまった、生活機能が不能になった。そういうことを考えれば、交通整理をしなければいけない。

一つ例を挙げますと、東京都の都市計画というもの昭和二十一年にできながら、今日まで五十年たつてどれくらいできているかといつたら、五五％しか達成できていないのです。それでは、

車の数と道路の整備と都市というものの通行の仕方、しかもこの飽和状態でドーナツ現象になりまして、東京都市圏を通過する車、一五％はただ通過しているだけである。高速道路が込むのも、通過地点になっている。それは、都市計画とか近隣の衛星都市とのこのアクセスの引き方が時間がかかり過ぎている。あらゆることで、大都市も大都市も地方も、これが連携しない日本の構造になつてしまつた。それが現実である。

そういう意味で、今見直して、そして、私はなぜ区画整理の特区にするかというのは、その中に、住まいの近くに、必ず老人ホームも、そして幼児の保育所も全部そのエリアの中に設置すること、そういうことを今回はしていきたい。働く女性も多くあります。今はそれが、保育所は厚生省、何とかはと、みんな縦割りになつていて、そのエリアの中で許可が出ない。ですから、そういう意味で、今回はこういうことを——今までは、決めたことが、今都市計画を申しましたように、五十年かかってもできていないというのでは困る、スピードアップをしよう、そういうことで、あらゆることがあるので答え切れませんけれども、そういうことを基本に、今回は思い切つた改革に手をつけて、今までは官が主導しましたけれども、民間の意見も入れていこう、そういうことで、金銭面だけではなくて、お互いの知恵を出し合うということが今回の基本になっているということでございます。

○古賀(二)委員 今大臣から、特区という新たな名称も出ました。それはそれでいいのですが、その中で、老人ホーム、託児所、そういうものを配置する、これは法案の中でそれは読み込めないのですが、これは本当に重要なものですよ、これだけじゃないのですけれどもね。そういうイメージというか方向づけをはっきりと今大臣から答弁がありましたから、私はそれをそのまま、そういう理念を持っているというのとあわせて、そういう了承いたします喜びますけれども、それはしっかりそういう方向で今後法律を改正してもらいた

いという気もするんですよ、修正を。あといろいろ手だてもあるでしょうけれども、その部分は非常に重要なこととして承りました。

次に、問題は、私、この法案の最大の問題じゃないかと思うんですが、都市再生法の適用範囲です。地域について、大都市圏、いわゆる法律で定める大都市圏じゃないとだめとか書いていまいせんが、説明文書によれば、県庁所在地等、こう書いてあるんですね。

ところが、今の都市の問題というのは東京の問題だけじゃないんです。むしろ、高齢化とか空洞化とか、あるいはいろいろな医療、福祉施設というものが拡散したことによる不便性とか、あるいは核家族化とか介護の問題とか、そういうものは東京よりもはるかに地方の方が既にその問題が強く出ている、私はこう認識しています。

私も毎週地域に帰りますし、一方で、シャッターが半分近くお閉じの商店街が私の地域にもたくさんあるんです。ちなみに、私は福岡県でございます、人口が五百万いると言われる大きい県ではありますけれども、五万、十萬都市に行けば、実際は商店街が三分の一はシャッターがおりている、もう空洞化している、そういう状況なんですね。

それで、このスキームというのは、一ヘクタールの整備区域で新たな仕組みをやるうではないか、こうなつておるんですが、まさに五萬都市の、中小都市の今言つたような商店街、ここが、古い、もう息子も東京に出て後継がない、しかし、先祖からもつた土地だから再開発にも区画整理にも応じない、こういう中で本当に悩んでいるわけです。

私は、この都市再生の新たなスキームこそ、民間、地域の住民ですよ、地権者です、商店街です、あるいはまちづくりNPOです、こういう人たちが、むしろ、じゃ都市計画を、法制についてそこまで国が緩和するならば考えようじゃないかというこのアイデアが出て、地域が活性化しているのは、私はこの地方都市だと思うんですね。

これについて、私は、この法律を読む限り、総理大臣が本部長で、地域も国が政令指定するとか、この手続を見る限り、何か地方都市のにおいが全然してこない。それは本当に私はおかしいと思うんですね。むしろ、地方都市をモデルにそういうものを起こして、じゃ東京でも考えようというぐらゐの逆転した発想でも私はいいと思うんですね。

その点、この都市再生法、今後出てくる基準法であるとか再開発法の方はあるんでしようけれども、この再生法そのものについて、いわゆる適用の範囲というものをここではっきりと、地方都市を含むということを確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○扇岡大臣 今回初めて適用されるものですから、法律の解釈、これは皆さんにぜひ徹底していただきたいし、また御理解いただいて協力していただくために、明快にしておかなければならぬことだと思つております。

そして、この都市再生の地域の指定の考え方というのは、法令上の要件というもののところを見ていただいたらわかるんですけれども、法令上の要件で、大都市地域といったエリア的な要件は存しない。また、上記一というものは、後で言いますけれども、上記一に該当する地域であれば、地方都市においても地域指定の可能性があると。私は、これを理解していただければ、今まさに先生がおつしやつた、大都市だけではないんだ、地方に適用されないのかという御質問に対しては、このことがはつきりと言われておりますし、また総理の御指示が、十三年の十二月の十四日、昨年でございましたけれども、民間都市再生促進のため緊急措置についてということで総理が発言なすつています。これは本部長でございますから。その本部長の言葉の中にも、対象は大都市から県庁所在地都市等まで、等と書いてありまして、上記のように、総理指示においても、大都市のみに限定することとはされていないと明記してございます。

今おつちやつたように、地方の中都市、小都市に至っては、商店街のシャッターがおりていて、この現実でございませう。けれども、周りの商店街は、商店街全部でどうしたらいいかという知恵と資金とノウハウが足りないというところもたくさんございませう。ですから、まずシャッターのおりているところを託児所にしたらどうか、いろいろな意見を閣議でも交わしました。そういう意味では、これは、今回の場合は大都市に限らない、地方も入るんだということだけは明快にお答えしておきたいと思ひます。

○古賀(一)委員 今の大臣の答弁で、等の中に入る、こうなんです、等と書いてあれば入るんだ、しょう。でも、それでは、実際のところ、この法律が施行されて、東京で動いていく。でも地方の人たちは、実際はこの動きには乗っていきな、私は思うんです、今の説明だけでは。だって、大都市圏と県庁所在地等と書いてあつて、聞かれれば、その中に、等は田舎の中小都市も入りますよというぐらいの程度だと、この法律で仕組まれた一定の手続がずらつとあるわけですね、これに追いついていけないと思ひます。

むしろ私は、今言つたように、聞かれれば、等の中に地方都市は入つていますよという、そういう発想ではなくて、むしろ、地方頑張れ、こういう新しいメニューを設けた、だから、地方こそ一つの自分たちの民間の知恵で新しいデザインによるそういう案を持つてこい、それがスタートだということをもつとはつきり言わない限り、この法律は、いわゆるできレースと言つたら失礼かもしれないけれども、こういう動きを知っている大都市圏における大手デベロッパーを中心に、それでちよんになるということに私は帰結すると思ひます。それはいかにも、先ほど言ひました国土の均衡ある発展、あるいは地方都市の今の現状というものから見て、私は惜しいと思ひますよ。

私、これと全く同じ案件で、この十年間陳情を受けた話が実はあるんです。これは一回この前に

も申し上げましたけれども、私の地元は大川という町があるんです。副大臣よく御存じだと思ひます、家具の町。家具不況あるいは全体的な不況の中で、大手の東京の問屋が倒産した、結局回り回つて、自分たちはこつこつと今までの仕事をやっていただけれども、結局資金繰りがつかない。何と数十人の方が首をつつていられるんですよ。何と数千人の方が首をつつていられるんですよ。本当に気の毒。家族の方は、うちのお父さんが首をつるんじゃないかと思つて、横の部屋で寝ずに番をしていられるという話まであるんです。

商店街も、相変わらずというか本当にゴーストタウンのようになっていられるんです。こういうところで、実は新しいまちづくりをしようということ、ある、これは通産省の関係のいわゆる融資事業が始まつて、できたんです。これをもつと拡大したい。ところが、いいものは小さい区画にできたけれども、あつたのもつと広がりを持った、町の中心市街地の区画整理となつて、先ほど言ひましたように、いやもう、私の息子は東京におる、私ももう年で、こんな新しい、減歩までされて家を建てかえるなというのをもうしたくないというふうな話が全国にあると思ひます。

そこに、実は、先ほど言つたように、託児所もできます、土地を放せば、商法の原則なんかにはかわらず、かなり高いビルができて、結構安く、安くなくてもいい、あなた地権者だから、トイレもふろも要するに新しい高規格の介護システムを組み込んだ、今よりも広い立派ないわゆる集合住宅に入れますよといったときに、それは民間の知恵だと思ひますよ、それをデベロッパーが提示していったときに、地方都市におけるそういう区画整理あるいは再開発というものが一気に私は進んでいくと思ひます。

その提示がなく、今までどおりの区画整理事業でこたわつていられるから、結局、土地は放さない、もう年だから、息子も帰つてこないから反対だということ、全国の再開発あるいは区画整理事業というものは、特にお年寄りの反対で立ち往生していると思ひます。だから、そこにこの都市

再生の事業を組み込んで、民間の知恵で、むしろ、役所では提示できない新しいメニューを地権者に提示することによつて一気に区画整理というものが進むのではないかと、それこそがこの都市再生法の、日本全国に広がりを持つ、物すごく重要な役割だと私は思ひます。

それで、これは今の大臣の、等に入りますということではなしに、私は、もつとはつきり、もつと前面にこの考え方というのを押し出してほしいと思ひますが、その点もう一度、大臣。

○副大臣 古賀議員はもとと建設省にお入りになって、その件に関しては理想ももちでしようし、また、そういうノウハウをこういう委員会でお互いに披露してよりよいものにしていくという有意義な御意見だろうと私は思つております。

けれども、私は、今回の法案によります都市再生の緊急整備地域、これは、民間の主導によつて都市再生の拠点となる市街地の整備を緊急かつ重点的にやるということ、これは政令で定められるものとなつております。ですから、その政令で定められるものであるときに、大都市の地域といった、よりエリア的な要件はありません。そういう意味で、地方都市についてもこれは指定が可能です。それから、そういう意味ではこの国会の中できちんと御答弁申し上げ、今おつちやつた意味がこの政令の中で生かされるということも確実に御返答申し上げておきたいと思ひます。

○古賀(一)委員 これ以上申し上げませんが、わかりました。

そういうことで、私もとしては、この法律を讀みながら、そういう、地方における都市を想像しながら、大変期待をいたしておると申し上げて、次の質問に移ります。

これは法律の改正提案になりますので、なかなかいい答弁は得られないかもしれませんが、今言ひましたように、この法律は、本部における地域の指定から始まりまして、例によつてというかわゆる中央の方で次々に指定をする、方針をつ

くつていくというスキームがやはり相変わらず残つていられるんですね。最終的なところで民間の創意工夫というなら、この際、むしろそこをスタートにして、地域あるいは民間から、我が町のことをこうしたい、それを上に上げてきて、これはよさそうだと。県には、では各県五本くらい、それでその都市計画を一部白紙化していくという権限というのか、与えようという、逆に、ボトムアップの方が地方も都市も住民も国民も絶対生き生きとしてくると思ひます。民主党政案にはまだなつていませんけれども、私なりの構想を書いた中で、それが決め手だろうと私は思つております。

それについて、これは法律の組み立て方が違つてくるわけでありませうけれども、むしろ、もつと徹底したそういう民間の提案、地域における提案をベースにこの再生法、そこをスタート台に組み立てていくという仕組みの方がいいのではないかと提言を申し上げますけれども、大臣、その意見に対して御意見ございせんか。

○副大臣 今回の法案はまさにそこでございまして、今までは、民間の意見を聞きななていう、あるいは民間が主導というふうなことはかつてなかつたこととございませう。それが、今回は初めて、民間の主導によるということが都市再生本部の中で明示されております。

それと、私が申し上げたいことは、今おつちやいまして、民間の主導によつて地域の意見をとおつちやいまして、御存じのとおり、四省庁統合して国土交通省になりました。それで、国土交通省が余りにも、運輸局、地方整備局、全国に分散しておりますので、全国を十のブロックに分けて、各十ブロックで、知事さん、政令指定都市の市長さん、そして財界人等々で懇談会を全国につくつております。そして、公共工事の順序のあり方、そういうものも全部地方懇談会から意見を出していただいて、それを取り上げようというのが国土交通省の姿勢でございませう。

この最初に決める都市再生の基本方針の中で、まさに国際化あるいは高度情報化、少子高齢化といった今後の大きな流れを踏まえた新しい二十一世紀の都市をつくっていくという理念が明確にされますとともに、実際に法律事項で定められている道具立てといたしましては、民間の力で大きく都市をつくり直していくというために必要な道具立てを特に法律事項として規定しているというのが基本スキームでございます。

その中で先ほど来仰せの福祉の観点あるいは国際化の観点等を方針の中で定めて、しかもその道具立てが有効に使えるという場合にこれを活用していくということでございまして、例えば地方の議論、これはもちろん法律上そのエリアの限定はございせんが、ほかに、例えば今同時に御審議いただいております区画整理の高度利用推進区という仕組みとか、民間事業者のノウハウを正面から活用した再開発の新しい施行主体の手法ですとか、いろいろなものを駆使することによって、先生仰せのような今後の方向というのが十分に切り開いていくのではないかとというふうに考えている次第でございます。

○古賀(一)委員 それでは最後に聞きますけれども、澤井局長に聞きますけれども、二十一条ですね。いわゆる民間都市再生事業計画というものの認定の問題でありますけれども、これは、いわゆる民間都市再生事業計画が市街地整備を緊急に推進する上で効果的である場合には、地方公共団体の意見を聞いて国土交通大臣が認定する、こういう仕組みになっているんですね。そうしますと地方都市も入ることですから、ある五万都市があつて、その二ヘクタールのそこがこういう案を出してきたという場合も、大臣がこれはよしとして認定する、こういう仕組みになるわけですね。

これなんかも、むしろ地方自治体のボトムアップで、地方自治体を主体に置いてやったらいいんじゃないですか。大臣がそんな一ヘクタールのところまで一々干渉して、そこをクリアしないとできないという法制というのは、どうも私は納得できませんけれども。

○澤井政府参考人 ただいまの二十一条の計画認定につきましては、基本的に国の予算を財源として民都機構が行う金融支援の要件となるという観点から、日本全国の都市について、再々申し上げておりますように、民間の力で大きく都市をつくり直していく、そういうプロジェクトであるというところを、法律に定められました幾つかの客観

的な認定基準に照らして公正、客観的に、優先度、緊急度を判断して審査し決定していくということでございまして、国土交通大臣が全般的な観点からやっていくという仕組みになっております。

ただ、この認定をするときにはあらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くという形で、地域の実情も十分に反映するという仕組みになっていることについて御理解を賜りたいと思います。

○古賀(一)委員 もう時間が来ましたので、最後の、これは質問じゃございせん、申し上げますけれども、さっき上海の竜の話をしましたけれども、北京もそうですよ。

もうほとんどの外国の都市、例えば北京をとって、あれだけ周辺に土地があるんです。カナダの都市もそうですよ、アメリカもそうです。もう日本どころじゃない。無限に広がる建物が増えてくるあいう都市でありながら、実は都心の中心部に、北京なんか昔は余りなかったけれども、労働者の、市民の超高層住宅がもう恐るべきスピードでできている。上海だってそうですよ。何であれ土地があるのにそれだけコンパクトなものをつくっているかといえ、やはり都市といふものはいかにあるべきかという哲学を持った上でやっているんだと私は思うんですよ。

今のお話だとやはりどうしても、大臣の権限はどうだ、地方自治体よりもどうだという既存の枠組みを考慮する余り、本当のそういった都市戦略であるとか、とりわけ国民にとって、市民にとってこれからの本当の住みやすい都市、あつてほしい都市というイメージがどうも消えている。私は、その点がこの法律の一番の惜しいところというか、あるいは欠点だろうと思う、今後の法の運用、あるいは法律の説明もあるだろうし、政令もつくられぬといかぬだろうし、解説書も書くんでしょうけれども、その点が皆さんが意外と気がつかない一番重要な点だと指摘を申し上げまして、次に移りたいと思います。

○副国務大臣 今、古賀議員からいろいろ御提案

もございました。今、上海の話も出しました。私は、うらやましいなと思ひながら聞いておりました。

それは御存じのとおり、一九八二年、中国は高速道路ゼロでございました。それが、二十年間で、今、中国の高速道路は一万六千三百四十キロでできています。二十年です。日本の場合、一九六三年から始まって、今や六千八百六十一キロです。これだけの差というものはどこにあるか。国有地が一直線、いや応なくスピードアップは幾らでもできるんです。ですから、そういう意味で、これから日本も大きく国民の考え方も、私は、昨年、土地収用法も通していただきました。ただ、権限を行使するというだけではなくて、今おっしゃったようなスピードアップをするためにはどうしても必要なこと。

そして、六本木ヒルズも、私は一番民間で偉かったと思うのは、六百軒の居住者への一つの裁判もなかった、これが私は民間の知恵だと思ひますので、国がすれば裁判になる、こういうことを、私は、民間の知恵というものを学習しながら、今回の都市再生法によって新たなブランドデザインがもつてできるように努力していきたいと思ひています。

○古賀(一)委員 終わります。

○久保委員長 次に、井上和雄君。

○井上和委員 民主党の井上和雄でございます。おはようございます。

昨年、何回か大臣に質問させていただきました。その際は、差しかえという形でやらせていただきましたけれども、ことしからは、この国土交通委員会の正式なメンバーとして、ぜひ今後ともよろしく願ひします。また、副大臣、政務官の皆さんも、ぜひよろしく願ひいたします。

今、古賀先生の最後の御指摘にありました民間都市再生事業計画の認定ということで、国土交通大臣がやるということなんですけれども、私もちょっとこれはおかしいなと思ひまして、何でこんなに大変強い権限を国土交通大臣が握らなければ

いけないのか。今、大臣のお話にあったけれども、それが事業のスピードディーな実施のためにあるということも一理はあると思ひます。しかし、決して、それを自治体なんかにおろすことによつてすく遅くなるということはないんじゃないかなと思ひます。

私は、野党の議員ですから、物事を常に斜めに見る習慣がついてまして、今の国土交通省は、旧建設省の方は、一体民間のディベロップにどの程度天下りされているのか、お話を聞いて、ちょっと調べてみたというか、お願いして資料を出していただいたんですけれども、例えば三井不動産とか三菱地所とか森ビルとか、役員として何人ぐらい行っているかというところをお聞きしたら、余りいないんですね。数人でございました。

最近、国土交通省の官僚の方も、ゼネコンがこういう状況でございますから、なかなか以前のようにはゼネコンに天下りしたりするということがもうできなくなっています。もちろん、ここ数年はとにかく自制されているということなんですけれどもね。

そうなりますと、非常に強い権限を持って、これから成長産業である都市再生のディベロップに、森ビルとか三井不動産あたりに省庁の方がどんどん天下って、そして国土交通省と連携して都市再生をやっていくというふうな考えでいるんじゃないかなというふうな、ちょっと私はそんな気がいたしましたけれども、恐らくそういうことはないんじゃないかというところで、冒頭、ちょっと鈴木問題に関して御質問させていただきます。

法案の審議に入る前に、少しお時間をいただきまして、沖繩に建設中である国立組踊劇場というものがあるのですけれども、そのことに関してお伺ひしたいと思います。

この組踊劇場、名称は仮称ということで、正式名称は国立劇場沖繩というふうになるようでございます。基本的には、沖繩の伝統芸能であり、ま

た国の重要無形文化財である組踊などの沖縄の伝統芸能の保存を図って、そしてまた、沖縄の地理的、歴史的特性を生かして、伝統文化を通じてアジア太平洋地域の文化交流の拠点となることを目的として平成十二年から建設が始められている。そして、十四年度中に完成して、十五年度には開場予定というものです。

この組踊劇場なんですけれども、政府が沖縄振興策の一環として計画して、事業予算というのは約百十一億円である。予算というのが内閣府について、そこから文化庁に予算を移して、実際の事業は国土交通省が実施しているという、ちょっとややこしい事業になっています。

この事業に初めて予算がついたのは平成十年ですね。その当時は、内閣府というのはありませんでしたから、恐らくは沖縄開発庁が実際の事業を計画して実施してきたと思うんですけれども、この事業における当時の沖縄開発庁の役割ということに関してちょっと国土交通省から御説明していただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。宮澤部長、ちょっと御説明いただけますか。

○春田政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省の役割といたしましては、予算が執行される際の、設計段階から事業・工事までの間ということとございまして、設計者の選定から始まっております。

したがって、設計者を選定するスキームがございまして、平成十年四月に設計業務の官報公示を行っておりますので、それ以降、現在に至るまで、事業の進行については私どもでやっております。

以上でございます。

○井上(和)委員 以前は沖縄開発庁というのがあったわけですが、では、当然沖縄開発庁がこれまでやってきたということでしょうか。

○春田政府参考人 事業の執行につきましては、官報事業は国土交通省、もとの建設省でございますが、統括をしながら、実際には、その出先機関として事業を執行しております沖縄開発庁の総合

事務局がやっております。

○井上(和)委員 そうしますと、鈴木宗男議員は、平成九年九月から平成十年七月までの間、橋本内閣の閣僚として北海道・沖縄開発庁長官であつたわけですね。平成十年に初めてこの組踊劇場のための基本設計の予算八千百万円がついたわけなんですけれども、この設計業務を担当したのはどの会社か教えていただけますか。

○春田政府参考人 国立組踊劇場(仮称)、この設計業務につきましては、WTOの政府調達協定の対象となりますことから、広く公募によりまして参加者を募集する、いわゆる公募型プロポーザル方式を採用するとともに、評価に当たりましては、設計者の人数、経験年数等の客観的点数に、第三者の学識経験者等で構成される技術提案書評価委員会によりましてその評価の点数を加えまして合計点数によりまして、株式会社高松伸建築設計事務所を設計者として選定しております。

○井上(和)委員 その高松設計事務所とともに、下請というか協力設計事務所というのがありますよね。そこはどこでしょうか。

○春田政府参考人 この高松伸建築設計事務所の協力事務所は全部で四社ございます。まず、オーブ・アラップ・アンド・パートナーズ・リミテッド・ジャパン、株式会社設備技研、株式会社青山建築積算事務所、株式会社総合計画設計、当時の名前を株式会社総合計画設計室でございます。

○井上(和)委員 その最後におっしゃった総合計画設計室という会社がこの設計の一部を受注しているということですか。

実は、この総合計画設計室という会社というのは、鈴木宗男議員と非常に親しい関係にある。鈴木氏に、平成七年以降、毎年十二万円ずつ献金している事実があります。特にこの入札が行われた平成十年には、何と、入札の公示が四月三十日なんでしょうけれども、そして技術提案が六月三十日、見積りも入札が七月二十七日に行われているのに対して、この会社は六月の二十二日、まさに選考作業が行われている最中に鈴木氏に献金を行っ

ている事実があります。

鈴木氏自身、平成十一年九月十日の朝日新聞の記事の中には、このことに関して、「会費として納入され続けていたもので、受注が決まってから始まったものではございません。ただ、知らずといえ立場上、誤解を招くようなことがないよう以後気をつけたい。」というふうに言っています。

それで、当然、鈴木議員は当時沖縄開発庁長官であつたわけですね。先日、国土交通省が北海道の開発行政に関する調査結果報告書というのを三月十二日に発表されました。この中には、鈴木議員が、この場合は北海道ですけれども、北海道開発行政を非常に一生懸命やっていたと。例えばこういうふう書いてあるんですね。「官庁職員にも思いやりと親しみを持って接するなど、人を引きつける魅力がある反面」とか書いてありますし、「地元の諸問題や国政上の行政課題への意欲的な取組と持ち前の行動力、そして独自のパフォーマンスを通じて、北海道開発行政にかかわる職員が、その存在感を大きなものとして受けとめるに至った経緯がうかがわれる。」とありますよね。私の感想は、随分これは鈴木シンパの人がつくった報告書だなというのが私の印象なんです。

恐らく、沖縄も担当だったわけですから、同じように沖縄の問題にも非常に熱心に取り組まれたんでしょ、非常に一生懸命やる方ですから。そうなりますと、非常に親しい自分の後援会員が入札に参加したということを知らないというの、ちよつと常識では考えられないんじゃないかなというふうに私は思います。

さらに、もつと驚くことがあるんですよ。今のは設計の話ですから、その後、当然さまざまな工事が行われているわけですね。建築、電力設備、通信設備、空調設備、衛生設備、舞台機構、舞台照明、舞台音響、エレベーター工事、つまり、設計を合わせて全部で十種類の工事が行われてきた。その十種類のうち五種類の工事を鈴木氏に献金している企業が受注しています。金額でいいま

すと、総額九十九億円のうち何と七十一億円の工事を鈴木議員に後援会費を払っている企業が受注しています。ただ、各種の工事、これは大手の企業プラス沖縄の地元の企業とタイアップしてジョイントベンチャーという形でやっています。

とはいいいが、十種類ある工事のうち半数を鈴木議員の後援会に所属している企業が受注しているというのは、ちよつとこれは異常なんじゃないでしょうか。御本人は、先ほどの新聞記事の中では、誤解を招くようなことがないように気をつけるというふうにおっしゃっているわけですね。しかし、これではまるで誤解を招いて当然というふうな状況じゃないですか。

国土交通省というのは非常に莫大な公共事業を所管しているわけですね。そういう観点から私、大臣にちよつとお伺いしたいんですけれども、大臣、こういうことに関してどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○属国務大臣 今回の件に関しましては、古賀議員から、民主党の材料だけでも四十数件あるんだ、まだふえるようだと、きょうの委員会の冒頭におっしゃいました。

私は、一国会議員としても、予算委員会等々拝聴しております、よくもこれだけ動けたものだなと、正直申し上げて。私、全国区でございますので、私が全国区でこれだけ動くのならさもありなんと思えますけれども、動くことは了としながらも、あらゆるところから金額が入っている、これだけは私は、どうしてそんなに集められるんだろうと。私、全国区で二十五年国会議員して、どうして集めていないんだろうと。

ですから、私は、むしろそれをしていないからこの位置についているのかなと思ひながら、反省もしながら、仕事と裏でもらうこととの区別がつかないというところ自体が我々としては大変恥ずかしいし、反省しなければいけないし、正式なルートでもらっているものであれば、政治資金としてきちんと登録してあれば、私はそれで、皆さん方も、与党と野党と問わずよかったと思うんです。

けれども、それが、政治資金規正法でちゃんと登録していないものもあつたとか、あるいは権限を利用して圧力をかけたという事は、私はあつてはならないことだと思ひますので、そういう意味では、これだけの働きの中である種けじめがついていなかったのかなという疑義を持たれることは事実でございますけれども、私も反省しながら、あらゆる公共工事は国土交通省、一年間に四万四千件の入札があるわけですから、それに一々私たちがそういうことの疑義を持たれないように、注意の上にも注意をしながら律していきたいと思います。

○井上(和)委員 大臣は特にそういう政治献金のことに関して反省する必要は私はないと思ひます。本当に御立派にやつていらつしやると思ひますけれどもね。

とにかく問題は、後援会費というのは正式に収支報告書に計上されているという事は確かです。しかし、沖縄開発庁長官としてこういう事業を決定する立場にあつた、そういう人が、自分の在職中に決められた公共事業に関して、受注業者の半数が自分の後援会員であるというのは、これはもうどう考えてもおかしい。これはやはり道義的にも、李下に冠を正さずという言葉もありますから、これは私自身も含んで政治家全員がやはり心すべき点があるんじゃないかというふうに私は思つております。

この件に関してちよつと国土交通省にぜひ調査していただきたいんですが、どうでしょうか。

○副国務大臣 既に予算委員会でも一時この組踊劇場のことは話題になりましたので、調査いたしました。私にも報告書が上がつております。ただ、今私に上がつてくる報告書の中になつたことは、今議員が質問なさいましたメンテナン스에絡むような、室内装飾とかそういうものの下請業者の数までが私のところになつていなかった数字でございますので、再度これも明快にしたいと思つております。

○井上(和)委員 もう一つつけ加えますと、鈴木

議員と非常に親しい関係にあると言われているムネムネ会ですか、なんかに所属するような議員の方もやはりこの幾つかの中の会社と非常に親しい関係にあるということもわかつておりますので、そのこともつけ加えておきます。

それでは、本題の方に入らせていただきます。今回、二つの法案ができるわけですね。これは、二つの法案というのはあくまでも手段であつて、目的というのはやはりいい都市をつくる、そういうことが、大臣を含めて皆様方、それが一つの目的なんですから、では一体どんな都市をつくるか、どんな都市が住みやすくていいのか、そういうことをちよつと大臣とぜひ議論させていただきたいと思ひます。

大臣はもちろんな世界じゅうを御旅行された御経験もあると思ひますけれども、御自身、自分が住んでみたいと思ひするような都市、将来、引退してからでも結構ですけれども、今でも結構ですけれども、どんな都市に住んでみたいか。そして、世界の中で、今まで行つたことのある都市の中で、こんな都市がいいなとか、どういうところに魅力があつたとか、その辺のことをちよつと大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○副国務大臣 住みたいところというと、それぞれ個性がありまして、欲を言えば切りがないと思ひますけれども、少なくとも、私は心休まるところに住んでいたいと思ひます。それは、仕事をまだ持つておりますので、間もなく引退するでしょうけれども、引退したときと仕事をしているときの理想というのは違ふと思ひます。けれども、今、まだ現職として働いておられますときは、やはり職場と住まいとが近くて、そして、家に帰れば心休まる場所、そして、できれば渋滞に巻き込まれないで仕事場に通ひたい、そう思ひます。

ただ、残念なことは、私がよく、よくでもありませんけれども、いろいろなところへ行かせていただきますけれども、ヨーロッパの人たちは自分の仕事と住まいとが完全に距離を持つていられるんですね、境を持つていられる、境界線があるといひます

か。パリの狭いところで、高層住宅で、パリのマンションというのとはそんなに広くないんですね、その狭いところは月曜日から金曜日まで、金曜日の夜は車を飛ばして、郊外の蒼々とした森の中で土地つきの豪華な、私たちが見ればですよ、彼らは普通なんですから、そういう一軒家に住んで、金曜日の夜から週末を十分エンジョイする。私は、だんだんそうあるべきだと思ひます。それをパリの人たちは、フランスの人たちは一極集中とは言ひません。仕事場、家庭、これが完全に分離されて、そういう生活がきちんとできている、そういう意味では、私はうらやましいなと思ひますし、私たち、土日、お休みの日に、文化を楽しみ、あるいはコンサートに行つたり、あるいはホームパーティーを開いたりというような環境が日本には本当にないですね。

ですから、私は、だんだん過疎化で、年がいくばいほどつき合ひの人がなくなつてきちゃう、お友達がなくなつてきちゃう。一番悲しいことは、一人で亡くなつて、しばらくだれも気づいてくれなかつた、私そんな寂しい人生は送りたくない。少なくとも、友達が来たり、あるいは家族がお互いに行き来できる、できれば二世帯、三世帯同居というようなことが狭い東京の中でできれば、家族問題も、あるいは親が子供を殺したり子供が親を殺したりというような家族関係にはならないのではないかな。家族のコミュニケーションをとりながら、仕事と休養と遊びとの区別がきちんとできるような生活ができればありがたいなと思ひます。

○井上(和)委員 今大臣、僕、すばらしいお言葉をおっしゃつたと思ひます。特に、心休まる。やはり、今我々の時代に必要なのは、そういう心休まるような都市、まさしく大臣のおっしゃる通りだと思ひます。やはりそういう価値観が、私たち非常に忙しい生活を送つてい都市住民にとってこれからは必要なんじゃないかと思ひます。

あともう一つ、大臣がおっしゃつたことで私が

感銘を受けたのは、大臣がおっしゃつていのは恐らくコミュニケーションというものの存在だと思ひます。やはり、コミュニケーションが存在する、つまり、近所の人とコミュニケーションがとれる、家族内でもよくコミュニケーションがとれる、そういう中で恐らく心休まる生活ができていくんじゃないかというふうに入思ひます。

では、この法案でそういう都市が果たしてできるのかなという、私は最初から大きな疑問もあつたんですね。つまり、あちこちに大きなビルをつくつて、住居なりオフィスをつくるということになつてきて、逆にコミュニケーションなんか壊れてしまふ面もあるんじゃないかというふうに入危惧しています。

今回の法案で、特に東京に限つてお伺ひしたいんですが、大臣が住みたいと思ひつたような、心休まる、コミュニケーションの存在するような、そして今おっしゃつたような余裕のある生活、そしてまた、今いろいろ人が異なつた価値観を持つていますから、例えば、逆にもう本当に都市ですつとやつていきたい、住んでいきたいという人もいるでしょうし、そういうさまざまな価値観を満たすような魅力的である都市が果たしてできるというふうに入大臣はお考えでしょうか。

○副国務大臣 私は、そのため、今回思い切つた法案を提出させていただいていと思ひます。それは、東京という限定をなさいましたので難しいんですが、今、東京、何かのコミュニケーションで東京砂漠というコミュニケーションがありまして、まさに東京砂漠になかなかねないような状況であるところ、あらゆるところが虫食い状態で、寂しい限りなんです。

それを何とか、今のこの東京の中で、私が言つたような、そのエリアの中で、年をとつても、救急車で遠くまで運ばれないで、行つたところで全部断られて最後は時間切れで救急車でお亡くなりになるなんていうことがないように、そのコミュニケーションの中には診療所もある、そして老人ホー

ムもある、そして働く女性に対しては保育所もある、そういうことがこのエリアの中で、指定した特区の中できちんと整備されて、そして、それが高層になってもいい。その高層になった分だけは、容積率も高さ制限も外すから、空間ができる。その空間には緑を配して、今の温暖化現象というものも解消する。そして、一つのエリアの中ですぐから目が行き届く。

私は、そういう一つ一つのエリアで、理想的な、理想郷的なものをまずつくってみる。そうすると、密集市街地も、あ、あんなふうになるんなら、この地域もみんな署名して、早くうちもしてくれというようにしましょうとか、そういうふうになつていって、全部がうまく、お互いが、都市に住んでも悪いがあるというふうな、そういうものを求めていく。そして、高齢化社会のバリアフリーも完備する。

今、光ファイバーと言っていますけれども、光ファイバーをこれだけ二〇〇五年に引き終わらうといいますが、なかなか東京の中では光ファイバーが引き終わらない。それが今度、決めたところではすべてバリアフリーと光ファイバーを設置して、皆さん方がいながらにして、今回のワールドサッカでも、ボタン一つですばらしい画面が、臨場感があるものが見られたり、あるいは、電子マネーで買い物ができるようになったり、あらゆる最新技術を配することがこの中でできる。それが高齢化社会にも資することであるというところで、私は、今回は思い切つて、皆さん方に御賛同いただけて、理想的なものを追求していきたいと思っております。

○井上(和)委員 今大臣は、東京砂漠にならないようにこの法案は役立つかどうかというふうにおっしゃっていただんですが、私はやはり、この使い方、やり方一つで逆に東京砂漠になってしまう可能性もあるんじゃないかなというふうに思っています。実は私、東京の下町、総武線の錦糸町駅のそばに住んでいるんですね。駅の周辺は割と騒がしい

繁華街なんですけれども、数分歩いて、特に北の方に上つていきますと、下町らしい雰囲気のある、味のある町なんです。小さな食べ物屋がある。住むに非常に便利ですね。そして人情も優しいというように、心の安まるような、まだまだコミュニティが残っている町なんです。

そんな町に、たまたま旧精工舎というのがありまして、今、広大な敷地が売りに出されていて、百メートル、四十階建てのマンションがはばおんと建つ計画があるんですね。私の住んでいるその辺というの、東京の特徴で、最高でも八階ぐらいのビルしかない。駅の前でもそういう状況なんです。その駅をちょっと離れて、割と住宅街に行つたところに、蔵前橋通りという通りの正面なんですけれども、四十階建てのものがはばおんと建つちゃうというところで、住民の方は非常に心配されているというのか、当然反対されている方も非常に多いんですね。

結局、東京といったって、基本的には町が集まって都市ができていくわけですよ。それぞれ町の町というのが、まさに大臣が先ほどおっしゃったような心の安まる、コミュニティのある町があつて、それが集合して雰囲気のある魅力的な都市ができるんじゃないかなというふうに私は思っているんですね。そうしますと、例えば今のよう、下町のところに急に超高層がわあつと一本建つてしまふという状況になると、これは下町の雰囲気というものが何かめっちゃなくなつてしまふと私は思うんですね。

だから、さつき古賀先生の地方都市のお話が出ましたけれども、日本の地方都市が魅力的でなくなつてしまつたというのは、これはどこの都市に行つたつて一体どこにいるかわからないですよ。あれ、これはどこかで見たなと思つたら、ほかの都市だったりしますよね。まるっきり個性がない、魅力的でない。つまり、同じようなビルがばあつとなつて町になつてしまつていくという状況があると思うんですね。だから、個性のあるそ

ういう魅力的な町をつくる、それがかなり大事なんだけれども、この法案でどうかというのを私は思っているんですね。

私、昨年の委員会で大任に大臣の御自宅のことをちょっと質問したことがあるんですね、覚えていらつしやらないかもしれませんが、大臣は渋谷区に約百五十坪ほどの住宅をお持ちで、そこに住んでいらつしやるといふことを伺いました。大臣の住んでいらつしやる地域が、例えば今回の法案にある特別地区に指定されたら、その御近所に、森ビルでもどこでもいいですけども、何かできるということになりそうかどうかという場合、大臣御自身、自分のまちづくりにならうというふうに関与していきたいというふうにお思ひになりますか。

○副大臣 私の住まいも調査されているよう、私はもうそこに四十年住んでおります、四十何年になりますか。おかげさまで、私は東京の中では残されたとても安らぎの町だと思つております。ただ、すぐそこまでデパートができておりますし、もうどんどん変わつてまいりまして、NHKもやつてまいりましたし、私が四十何年前に住んだときは周りはさま変わりをしております。

けれども、私のところが、これは仮定として、一種ですからこれはなりませんけれども、一種が解除されてそういうコミュニティができるよ、例えば六本木ヒルズのようなものができるとおっしゃれば、私は喜んで提供したいと思ひます。

と申しますのは、私は正直申し上げて、今三世代同居しております。孫まで三世代でございます。世帯は三世帯同居でございます。ですから、ありがたいですけれども、東京のようなところに住んでおりますと、同居ということが精神的にも、あるいは金銭的にも物理的にもなかなか無理である。やはり三世帯あれば台所は三つ欲しいなと思ひます、それぞれ嫁さんは個性がありますから。けれども、それが東京というところではな

かなかできない。それを何とか今の住宅の中で助成をして、そういう寂しい思いをしないようにできないか、これも国土交通省の役目の一つでございます。

私は、今貴重なことをおっしゃつたと思ひますのは、どこへ行つても同じというのはいやめいただきたい。それは、さつき商店街が疲弊しているという古賀議員からのお話がありました。日本じゅうどこへ行つても商店街が何々銀座というの、二十世紀の我々の目標でした。けれども、二十一世紀は個性ある地域の発展、私はそう申し上げたいと思ひます。どこへ行つても何々銀座ではおもしろくないんです。ですから、それぞれがその町に合った個性のある地域の特色を出していただくと、わざわざ交通料を払つてもあそこへ行つてみよう、こういうことができるんですね。ですから、今私が住んでおります渋谷というのは、渋谷という特徴がかなり個性のある町です。騒音もあります。汚いところもあります。たばこの吸い殻も捨てています。チューインガムも残っています。けれども、私は活気があふれていると思ひます。その静と動の組み合わせがどこまでうまくいくかというのが我々住まう者との接点だろうと思ひますので、動と静がうまくかみ合うような、またそれが共生できるような、そういうことを我々が考えながらのまちづくりというものはあつてしかるべきではないかなと、そう思つております。

○井上(和)委員 まさしく、その地域に住んでいる方は、やはり自分の地域が個性ある魅力的な町でありたいと思つておられると思います。今ちょっと議論を整理しますと、大臣の住んでいるお宅が、地権者として、そこに何かできるというところで大臣は答えになつたと思ひます。そうですね。そうすると、当然自分の地域が超高層のビルに変わる、それに伴つて土地を提供されて、そのかわりかなり利便性の高い新しい住宅をもらう。

それはそれで非常にすばらしいんじゃないかなと私は思うんですね。

もう一点は、自分が地権者じゃなくて、大臣の隣のうちに、恐らく大臣の住んでいらっしゃるあたりだからおうちが大きいでしょうから、第一種としてもある程度の、三階ぐらいまではマンションなんか建つと思いますけれども、そういうところにわあつと建つ、そういうときに大臣はどういうふうなそれに対して対処なされていきたいと思えますか。

○副国務大臣 私は、それがまさに小さなグラウンドデザインだと思うんですね。日本全土のグラウンドデザインではなくて、その町が、その市がどういう都市計画をしていくか、その基本がない限りは無理だと私は思うんです。けれども、日本は国土が狭くて、日本の全土の三％しか居住区がないわけですね。それであれば、みんなが職場に近いところに住みたいと言ったら空間を利用するしかないんです、あるいは地下を利用するしかないんです。

そういうことから考えれば、今はこうでも、やはり過疎になっていく限りは、みんなと一緒に住むためには、ある程度不便でも高層化するまじづくり、空間を利用するしか三世帯同居できないとなれば、その空間を利用し、あるいは地下を利用し、あらゆる点で新たな二十一世紀型のまじづくりというものがあつてしかるべきだと私は思います。

例えばマンハッタンは、御存じのとおり、そびえ立って、もうビルだらけで、どこを見てもわかりませんよね。けれども、彼らは、それは職業のマンハッタンとして世界に冠たる職場であるというふうな思っていますから、それで郊外に住んだり、職場に近いところに住むのなら狭くてもマンションで仕方がないと思っているわけですね。我々も、そういう意味では、仕事をする時代の住まいと老後の住まい、そういうものは区別できればもつとうれしいなと思っています。

○井上(和)委員 今こういう質問をさせていただきます。

いたのは、やはり物事を考えるときに常に相手の立場に立つて考えるということが恐らく必要じゃないかなと思ひまして、その町に住んでいる住民が、今回の法案によるような特別地区に指定されて地域が変わっていくというのに対して一体どういうふうな関与できるか。恐らく大臣は、渋谷の町がこういうふうに変化するというような計画があつたら、それは大臣のことですから、やはりいろいろな意見を、こういうふうにした方がいいというところをおつしやると思うんですね。それと同じように、自分たちの町ですから、それをどういうふうにしたいかということとはやはり住民の意見が非常に大きなそのウェイトを占めるということに反映されるまじづくりを考えていかなきゃいけないと思うんですね。

そういうことで一つ伺ひたいんですが、これは国土交通省の方にお伺ひしたいんですけれども、どちらかというと、今回の法案というのは規制を緩和する、緩和するということがうたわれているわけですね。よりよい都市をつくるには、逆に規制を強化すべき点があるんじゃないか。さつき大臣おっしゃったように、魅力的な町をつくるには、ある程度規制というものの強化する点があるんじゃないかと思うんですね。

この件に関して、平成十二年に、OECD、経済協力開発機構が日本の都市政策に関して報告しています。この報告は政策報告と言われているもので、OECDの加盟国がお互いの国のさまざまな政策を批判し合つて相互によりよい政策を実現する、そういう観点から行われているんですけれども、都市政策に関しては、これも日本に関して、例えば都市中心部をもつと再活性化する、それでコンパクトにしろ、そして、土地利用も区画が小さ過ぎるからもつときちつと大きくしてやるように整備しろと。第三に言っていることは、やはり規制をもう一回再構築せよということをやっているんですね。

ヨーロッパの国というのは、大臣も御存じのよ

うに、逆に非常に厳しい都市計画の規制があつて、それで開発を誘導していつて魅力をつくる、そういうことによって競争力を高める努力をしてきた、だからこそ長い歴史を生き抜いてきた町ができています。それに対して、やはり日本の計画というのは、どちらかというと、開発自由で、建築許可さえとれば何でもいという感じが非常に多い。これは、OECDの方たちが日本の町を見て、建築物の高さや色彩、看板による町並みの乱雑など、都市のデザインに関する問題が非常に重要だ、問題がある、都市の魅力というのはやはりデザインであり、雰囲気であり、景観であり、そういうもので、こういうものはやはり逆に規制を強化したりしなきゃ維持できないということを描いているんですね。

例えば、私も東京を見ていますと、住居専用ビル、マンションなんかがあつても、それが事務所などにどんな転用されている。これはもう、経済効率上、事務所賃した方が家賃は高く取れるというところはあります。だから、逆にこういう点はきちつと規制を強化すべき点も非常にあるんじゃないかと思うんですが、そのことに関しては、ちよつと国土交通省の方にお伺ひします。

○澤井政府参考人 御指摘のように、よりよい町をつくるためには、場合によっては都市計画の規制を緩和するだけではなくて、強化することもあると思っております。

今、欧州との比較においていろいろとお話がございます。そのような違いがあると思っております。

ただ、基本的に、ヨーロッパの場合、石の文化とよく言われます。日本の場合、木の文化と。壊してはつくり、壊してはつくり、もちろん木でも一千年以上もつ建築物もございませうけれども、そういう昔からの文化の違いが一つ。それから、日本の場合、私も銘記しなきゃいけないと思つておりますのが、第二次世界大戦の後に来た建築物が、住宅、非住宅を通じて、全体で九五％以上でございます。その相当多くの

部分が、戦後の大都市への集中の時代に、ある意味では余り都市計画のコントロールが及ばないような状態の中でつくられた、端的に言えば、都市の外へ外へスプロールしていった、そういう建築物がまだまだ相当程度残っているという状況にある。

石と木の違い、それから、できた時期がそういう時期で、かなりそういう意味では秩序立ってできていないということで、例えば、パリの景観が非常にいいとよく言われます。これは、かなり中央集権的に建築統制ができた時代の石の建築物の景観をベースにして、今日に至るまで、そういう景観は大事だという国民的な合意が最もベースにあると思つております。そういうことで、最近の建築活動についても、そのような、景観を大事にするという方向での国民の合意が容易に形成されるのではないかと。日本の場合、残念ながら、まだそういうところまで現状ではいっていないと思っております。

ただ、道具立てとしては、先生御指摘のような、例えば、地区計画を使いまして、事務所を制限して住宅だけに限定するとかいうような計画手法も現在ございます。その他幾つかの手法を使うことによってそういうことができると思つています。

二十一世紀にふさわしい新しい都市につくり直していくという中で、御指摘の点は大変重大な課題だと思つておりますので、今後、私ももさらにそういう仕組みの充実あるいは運用の改善に努めていきたい、こう考えております。

○井上(和)委員 どうもありがとうございます。まさしく今局長がおっしゃっているように、今までは日本は木造だけれども、ヨーロッパは石だとおっしゃった、だから日本もこれからは木造から石にする時代ですね。ビルを建てれば、これは大体、今、百年建築なんて言っていますから、百年残るものをこれからつくっていくんでしようから、そこはやはりよほどいろいろな点を考えてやっていないと、変なものをつくつてしまつ

て、百年後の人に変なものをつくったなというふうに笑われるようなことではやはりこれは困ると思うんですが、どうでしょう。

○副大臣 基本的には、やはり、都市計画がきちんと立案できるかという原点に戻ると私思うんです。

今局長から話したように、少なくともヨーロッパでは、例えばイタリーを例にとっても、高さ制限はもちろんのこと、色の指定もあります。会社の名前は挙げませんが、イタリーに、メインストリートに初めて日本のある会社が入って、うれしくて外を目立つように赤の枠で塗ったんです。一晩で塗りかえなければ立ち退けという強制が来るわけですね。それほど観光都市として、町の、色の指定、高さの指定、全部あります。ですから、観光客がいつ行っても、いい。しかも、照明にもお金をかけて、街灯もきれいにして、なるべく街灯はソフトにして、下からライトアップで、すべてのものが緑が鮮やかになるように夜でもしていますね。

日本は戦後、少なくとも衣食住足りなかったものから、何とか雨露をしのぐものでも建てようという、あの戦後の苦しさの中ではたばたと建てて、そのときに規制がなかったものだからこういう煩雑な町になってしまったのであろう。それが、今建てかえの時期に来ていますから、二十世紀に入つたならば、少なくとも日本として日本らしい町並みができるようにして、また居住者がそういうことで損失をこうむらないように、自分たちは、何とかをするから立ち退きなさいよとただ言われるのではなくて、お互いに共生しながら新しいまちづくりをしていこうという意味では、今井上先生御指摘のように、少しは規制といいますが、規制という用語があるかもしれないけれども、限定した枠の中で試験的なコミュニティをつくってみて、みんながそれに、ああいう機が上がつてくるような、そういうものが今回の法案によって目で見られるのができればあ

りがたいなと思っています。

○井上(和)委員 終わります。

○久保委員長 阿久津幸彦君。

○阿久津委員 民主党の阿久津幸彦でございます。

まず、都市再生について、その全体像の議論から入らせていただきたいと思います。

東京大学の神野教授は、都市再生には二つの道があると指摘されております。一つは、人間の生活の場を重視するヨーロッパ型の都市再生、もう一つは、経済成長の持続可能性を目指すアメリカ型の都市再生であります。残念ながら、小泉内閣の目指す我が国の都市再生は、経済成長の持続可能性をひたすら追求めるアメリカ型ではないかと心配しております。

そこで、まず都市再生本部の方にお伺いしたいと思うんです。都市再生の必要性について、情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できなくなった、それが理由だと述べているんですけれども、二十世紀の負の遺産を生み出した原因をどう総括されているのか、お答えいただきたいと思っています。

○山本政府参考人 都市再生の定義の中で、世の中の変化に都市の現状がきちんとしていていないということを述べているわけです。

二十世紀の負の遺産という言葉であらわしております現象は、我が国の高度経済成長期に大変な勢いで都市に対して人口が集中してまいりました。これに的確に対応するための行政の力といえますが、財政も都市計画制度も含めましていろいろ能力が大変な社会の変化に対応し切れなかったという点が一番大きいと思うんですね。そのために、二十世紀の負の遺産ということで形容しております市街地、災害に対して弱い市街地、あるいは交通渋滞、あるいは都市が外延化して長時間通勤を強いられるといったような都市構造の問題が出てきたと思います。

化が出てきているわけでございますけれども、こういったものに的確にこたえ切れないというところに大きな要因があると考えております。都市の外延化が今おおむね終えんしているという状況を踏まえまして、政策を集中的に投入すること、二十世紀の負の遺産ということで一くくりにしております問題状況をスピーディーに解決するということがあわせて、将来に向けて官民の力を結集して都市再生に取り組み、そういう心構えで取り組んでいこうとあります。

○阿久津委員 今、バブルという言葉が一つも出てこなかったんですけれども、バブルの総括をどうされているんでしょうか。

○山本政府参考人 都市のいろいろな問題は、都市で活動する行政分野も民間事業者も、生活する市民も、どういう考え方で都市の中で生きていくかということから諸問題があらわれているわけでございますけれども、今先生御指摘の、バブルの状況につきましての問題認識ですが、高度経済成長期にいろいろな経済主体が行動してまいりました。そのため、その前提となるいろいろな要素が、一番の典型的な要素は、例えば地価のトレンドでありますとか、あるいは所得の状況でありますとか、全体をあらわす経済成長の流れでありますとか、そういったものについての高度成長期のいろいろな経験が非常に顕著でありますために、そういう状況が将来も続く、そういう考え方のもとにあらゆる経済主体が同じ方向に向かって行動した、それが、都市の地価の問題なんかでいえばバブルという状況を引き起こしたと考えております。

しかし、そういう状況、前提がすべて崩れて、高度経済成長期の、我々が将来にわたって続く当然の行動原理だと思っていたものが消滅してしまつた。新しい考え方に立って、将来に向けて都市の暮らしの質をどうやって高めていくか、そういう観点から都市再生に取り組む。ですから、かつてあったいろいろな要素が将来も続くという考

え方をすべて捨て去って、将来に向けてどういう町を、国土交通大臣が御発言になりましたように、私たちの世代だけではなくて、子供や孫の世代がどういう暮らしをするのか、そのために私たちが何ができるのか、そういう観点で取り組む、そういう考え方であります。

○阿久津委員 私の記憶だと、たしか中曽根内閣の一番終わりにいたったんじゃないかと思うのですけれども、東京は国際金融センターになるということが、風聞というのか、ばあつと広まりまして、それで、オフィスビルが不足するんだという声が政官業の中でずつと出て、バブルにみんな踊ってしまった、土地の値を上げ、異様な担保価値をつけたらしたわけで、それがバブルが崩壊してみると、不良債権の山になってしまったわけでございます。

今回の都市再生は、一部特定地域の規制緩和によって、土地の流動化を図り、ミニバブルを起こして不良債権を処理することなのではないかということが批判されているわけなんですけれども、今、副大臣、首をかしげていらしたので、そうでない証明を副大臣にいただきたい。

前回、私が一般質問の中で都市再生の問題を取り上げさせていただいたんですが、そのときに副大臣は、理想的な都市の要件として歴史と文化の重要性を指摘されました。私もそのときの答弁を精査したんですけれども、副大臣はいいことをいっばいおっしゃっているんですね。私は、少なくとも副大臣は、自然環境と地域文化の再生こそ都市再生の両輪と考える、人間の生活の場を重視するヨーロッパ型の都市再生を理解されているんじゃないかというふうに思っているんです。そこで、そういう考えが今回の法案にどう生かされているのか、お答えいただきたいと思っています。

○副大臣 前回、一般質問でいろいろなことを阿久津委員に聞かれました、私も思っていることを思っているままに申し上げましたので、そんなにいいことをたくさん言った覚えはありませんけれども、真実を申し上げます。ふだんから

思っていることでございます。

今回の法案の中で一番大事なことは、先ほど例を挙げていただきました地域の歴史とか文化、そういうものを生かすことができないだろうか。例えば、例を挙げると悪いかもしれませんが、前名前はあえて言いませんけれども、歴史のあった町の名前、坂の名前、あらゆるものが今全部消えつつあるんですね。ですから、日本の歴史の中で、これはあのときに忠臣蔵の討ち入りのあった何とかととかという、そういうそれぞれの歴史のあった名前がついている町並みとか、あるいはこれは何とかの橋ですよとか、そういうものが全部町名変更から消えていっているんですね。私、そういうものは本当に残念で仕方がない。我々日本人が、歴史を勉強しなくても、そこを通過して、これは歴史的に、名前がついている町は何でこんな名前の町なのかという、それは歴史に基づいているんだということが、町の中から歴史を学習できるというふうな、そういう意味で、私は日本は今大変残念なところにある。

ですから、何も新しいもので、空間を利用して高層ビルばかり建ててどうこうというんじゃない、大高層ビルができて、その高層ビルのこの地はこういう文化のあった地なんですよ、だれだれさんの、浅野邸なら浅野邸の跡地が今こんなになりましたという、どこかにそういう史跡、文化に基づくようなものを明示できるような、その空間も今なくなっているんですね。ですから、民間で開発するとか何かで全部それを取っ払っちゃってなくなってしまうというところは、私はそれはまさに砂漠化になる、違った意味のですね。そうではなくて、私はできれば、今回は地方公共団体の意見を聞くというふうになっていきますから、地方公共団体で、それぞれの地方が、我々の地方のこの文化を大事にしてこれを入れてほしいという意見をぜひ出していただきたい。私はそれを生かすことによって、今までと違った、また新しいさの中に古きを大事にする、そういう地域づくりというものができるのではないかと思って、地

域からの声を、大変今回は私、楽しみにしております。

〔委員長退席、赤羽委員長代理着席〕

○阿久津委員 副大臣は本当に答弁がうまくて、砂漠のような官僚答弁にすばらしいデコレーションをつけてお話しになるので、答弁だけ聞いているとどうしても納得してしまふんです。ただ、これは答弁の中で確認するというところ、それもそれで大事なことですけれども、今の副大臣が前段で言ったようなニュアンスというのは、この二法案、どう読み返しても書いてないんですよ。やはりそこを何らかの形でしっかり担保する必要があるのではないかと思うのです。

そこで、ちよつと事務方の方に確認を駆け足でさせていただきたいと思うのですが、都市再生特措法について、都市計画が地方公共団体の自治事務であると位置づけた地方分権改革に逆行するものではないかという指摘、当然あると思うのですけれども、この点についてどうお考えになるのか。

○山本政府参考人 地方分権改革に伴いまして、都市再生に関連するまちづくりに関する具体的な意思決定、都市計画などの決定ですね、そういったものはすべて公共団体が行うという枠組みは、一切変わりはありません。

この特別措置法が企図するものは、特に現下のいろいろな経済情勢に問題意識を持ちまして、国として都市再生に重点を置いていく、戦略的にこれに取り組む、都市の大事な土地をきちんと使うという方向に努力を集中することが、都市再生、ひいては日本経済の再生につながる、そういう問題意識のもとに、国家戦略として都市再生に取り組む。先ほど申し上げました具体的な行政上の決定は地方公共団体に任せ、国家のそういう戦略意図をどういうふうに通貫していったらいいのか、そういう問題意識で都市再生特別措置法をつくっております。

したがって、例えば都市再生の基本方針は、我が国全体でそういう戦略的な意識をどうい

うふうに持つて取り組んでいくのかというふうな構造になっておりますし、緊急整備地域を政令で指定するというのはそのとおりでございますけれども、政令指定に当たって、徹底的に地方公共団体と意思疎通を図った上でこれを指定する。緊急整備地域の整備方針の策定についても同じでございますけれども、そういう前提のもとに国のイニシアチブをどういうふうに通貫のかということと特別措置法を提案している次第でございます。

○阿久津委員 都市再生のキーワードの一つは地方分権ですから、その点、ぜひよろしくお願いいたします。

それからもう一つ、都市再生特措法をつくるに当たり、市民やNPOからどの程度の意見聴取を行ったのか、お答えいただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 昨年五月に都市再生本部が設置されましたから、事務局として関係者からヒアリングを行ってまいっております。都市再生本部のいろいろな活動につきまして、いろいろなお考えを踏まえた上で都市再生本部が定められた事柄、いろいろな問題意識については、都市再生本部のホームページの中でも国民の一般の方々にもいつでもごらんいただけるような仕組みにしております。

それから、今回の特別措置法で提案しております都市計画特例、事業特例などにつきましては、国土交通省におかれましては国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問がなされまして、御議論いただいております。社会資本整備審議会の中にもNPOを代表するようの方々も入っております。その審議過程が逐一ホームページで公表され、いろいろな形で集約されてきているところでございます。

○阿久津委員 答弁だとそういうふうになってしまふのかもしれないですけども、やはり都市再生本部のつくった資料なんかを見ると、民間事業者からの要望の具体例というのはこんなふうにいっぱい書いてあるのですよ。だけれども、市民団体とかNPOとか、市民セクターの方の意見と

いうのは、もしそういうふうに本当にやられているのなら、もつとちゃんと資料にも書いていただきたい。私は、現状ではやはり不十分なんだと指摘せざるを得ないと思ひます。

あと、緊急整備地域において、民間の開発業者のみに都市開発に関する提案権が認められておりますが、住民やNPO団体にも提案権を認めるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○澤井政府参考人 先ほどの山本次長の答弁と若干重複するところもございますけれども、都市再生特別措置法におきましては、民間の力を最大限に引き出してかなり大規模に都市再生を進めていく、その上での特別措置を定めたものというところでございます。そういった手法に焦点を当てて定めたものである。このため、特別措置の政策効果を高める観点から地域と主体を限定しているというところでございます。

御指摘の、NPOあるいは住民の方々についてでございますけれども、近年、まちづくりへの関心が高まる中で、いわゆるまちづくり協議会、さらには認証を受けたまちづくりNPOの方々のまちづくりへの取り組みというのは大変急激にふえておりまして、これはこれとして大変大事なことでござっておりますので、こうした方々のまちづくりに対する能動的な参加を促進して、これを都市計画として積極的に受けとめなければいけないということを一方で考えてございます。

このため、既に国会に別途提出させていただいております建築基準法等の一部を改正する法律案、この中で都市計画法の一部改正をいたしまして、まちづくりNPOあるいはまちづくり協議会あるいは土地所有者その他の皆様方が都市計画の提案をできるという制度を、これは地域と主体を限定せずに、全国一般制度として導入したいということとを別途考えている次第でございます。

〔赤羽委員長代理退席、委員長着席〕

○阿久津委員 都市政策の提案をできるというのはそうなんですけれども、ニュアンスとすると、

と思っています。

○阿久津委員 扇大臣、本当にありがとうございます。期待しておりますので、PFIという手法もございまして、日本橋の復興を掲げれば、民間資金は幾らでも集まるというふうに私は考えております。ヨーロッパ型の都市再生では、自然環境の再生とともに、こういった地域文化の再生というか、復興を目指す動きが経済活性化の原動力となっておりまして。ぜひ、こういったことを目指していただきたいと思います。

最後に、人間の生活の場を重視する都市再生をぜひお願いいたしまして、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○久保委員長 東祥三君。

○東(祥)委員 扇大臣、こんにちは。自由党の東祥三でございます。

バブル経済崩壊から十年余りが過ぎた。東京の現状を見ると、長引く景気低迷と金融環境の悪化に伴って、国際都市としての活力と牽引力を失いつつある。戦後、人、物、金、情報が都市に集中する中で開発だけが先行し、住みやすさ、働きやすさなど、人間としての心の通った魅力あるまちづくりが置き去りにされ、箱物だけが目立つ都市環境を形成してきた都市計画に大きな問題があると思わざるを得ません。その究極の原因は何かといえば、私は、政治の貧困であろう。時代の流れに対応できない政治の存在があると思います。

本日議論になっております都市再生特別措置法案、この内容を見させていただいて驚いてしまったのですが、第三章の「都市再生基本方針等」で、第十四条二項の一号に「都市の再生の意義及び目標に関する事項」。この法案が成立した後、都市再生の意義及び目標に関する事項を定めていく。そもそも、理念がないじゃないかと。

扇大臣とは新進党、自由党のときから徹底的に、「日本再興へのシナリオ」というのをつくってきました、ともども議論してきた。そのときに、あくまでも地方分権を推進していく立場じゃなかったのか。地方分権という、その「地方」の

中に、都市も含まれるわけでありまして。地方のことは地方に任せる。国が指導して、そして物事を決めていくということではなくて、地方で、そこに住んでいる住民がいるわけですから、その方々が地方公共団体あるいはまた民間の活力を生かしていくというものをよりよく上げていくか、彼らに任せるべきだ、そのために財源も全部上げよう。多分、国の役割というのは基本的に、大臣、きょうもずっとテレビを通じて見ておりましたけれども、例えばバリジェンヌとか、あるいはニューヨーカー。パリというのは、何でパリで生まれた人たちがパリにあらがれるのか。自分たちでつくっているんですよ、国が指導してどうこうということではなくて、ニューヨークにしたってそうですよ。また文化、伝統というものがあつた。それもその地域それ自体でつくり出しているのですよ。

ところが、この法案を読む限り、まず全然理念がなくて、今までの国と地方とのあり方、都市を含めた地方とのあり方を含めた上で、相変わらず国が主体的にリーダーシップをとって都市再生までやろうとする。そういう意味において、全然私は理念が感じられない。ただし、これは一方向的に決めつけても間違いないと思えますから、そういう疑念を持ちつつ、一つ一つ大臣にお答え願いたい、このように思います。十二問ほどあります。

まず第一にお伺いさせていただきますけれども、都市再生本部が発足した当初の総理の所信表明演説で、この都市再生本部というのは、今私が言った、国が主導で都市のことを考えよう、基本的におかしいのではないかとこのように言っているのです。総理大臣が都市再生本部長になって、そして副本部長に扇大臣が就任され、そしてまた内閣の閣僚たちが全部そのメンバーになって、事務局が国土交通省になっていく。そもそも何でそういうことができていくのかという素朴な質問があるのですが、それはそれとして、総理の所信表明演説で、都市の再生と土地の流動化を通じて都

市の魅力と国際競争力を高めていくと述べられました。

また、都市再生特別措置法案の提案理由の中にも、「都市の再生を図り、その魅力と国際競争力を高めることが、我が国の経済構造改革の一環として重要な課題」と述べておりますけれども、ここで御質問です。そもそも魅力ある都市というのはどのような都市を想定しているのですか。また、国際競争力とは、他の国のどういうところを比較して述べていらっしゃるのですか。また、魅力ある都市の指標とは何なのか。こういった基本的なことについて、まずお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○扇国務大臣 今、長年御一緒に勉強しました東先生からいろいろなことを言われ、また東先生御自身が東京にお住まいになり、また協力員として世界じゅうに派遣されて、いろいろなところを見ていらしたと思います。それに比べて、今、東京が世界の中でどれくらいの地位を占めているか、また世界の皆さんが東京にどれだけいらして、仕事を東京でしようとお思いになるか、そういう点から考えれば、今の日本の現状は、産業の空洞化、あるいは環境の空洞化、空港の空洞化、あらゆる面で、私は、日本の地位というものが下がってきたことは、けさも数字で申し上げたとおり、多くの面で低下しております。ですから、それぞ

れの地域が元気が出るとともに、その地域の活性化とともに、国際的にも評価される国際都市もなければならぬ。時間がかりますから一つだけ例を挙げますけれども、例えば物流コスト一つとってみても、国際都市というのはどういう条件が必要か。空港、港湾、道路、鉄道、これが一緒になって、少なくとも十分以内に幹線道路に入るとか、少なくとも一時間以内で物流に入るとか、そういう条件が欧米先進国では十分以内でございます。ところが、日本の場合は、その国際都市としての四つの条件が、今までは建設省、運輸省等々ではばらばらですから、これのアクセスができていない。です

から、それこそ岩手から横須賀に十キロの物を運ぶのにお金が千三百四十円、その同じ十キロを北米へ送つたら千円で済む。

そのように物流コストが高いのも、今言った条件が国際的に恥ずかしいからで、これを直さなければ国際都市としても日本はますます疲弊していく。そして、住まいとしてもそれぞれの地域の個性がなくなっている。ですから、地域の声を生かして個性ある地域をつくらう。この両方の両輪で私は今回の都市再生をしなければならぬということが基本になっていましてお聞きします。

○東(祥)委員 前半部分は全く同感です。後半部分はどうかやってくるのかということが問題なんだらうというふうに思ひます。

その初めの部分というのは、まさに大臣が言われるとおり、国際社会における魅力ある都市と比べた場合、日本が欠けているところ。それをやればいいじゃないですか、国土交通省として徹底的にその部分を。それを、都市再生本部という名のもとに、これからずっと聞かせていただきますけれども、国がそれぞれの面や線ではなくて点で何かをやるうとしていける。開発プロジェクトに對し一生懸命支援していつてあげますよと、国が主導しようとしているじゃないですか。だから、大臣が前半部分で言っていることとこの部分と

いうのは、大きな乖離があると僕は見ているんですよ。だから申し上げさせていただいているんです。○扇国務大臣 私は、戦後今日までなぜそれができなかったのか、なぜ現在の日本の都市、そして国際都市が疲弊したのか、その原因を考えたときには、それは、少なくとも規制緩和しよう、地方分権もしようと言っているけれども、それぞれの地方がそれだけの力を持っていない状況にある。また、地方は地方で、知事さんがかかるたびに政策は変わっていく、全体的なランドデザインがないというところに戦後の今日の都市の疲弊というものがあつたと思ひます。ですから、規制緩和の部分と、全体的なランドデザインを国民に見

せて、地方も、自分たちはこういう個性あるこんな地方にしますよということが一体になって、初めて日本の国づくりができるんであらうと思っております。

それが二十世紀は、物、箱、ハードの面で日本は頑張ってきた。けれども、二十一世紀はソフトを加味しなければいけない、あるいは環境であるとか、バリアフリーとか、今までと違ったものを入れるために、私は、地方と一体にならないとできないので、それを都市再生本部で強力に、限られた予算の中で、すぐ手当てをしなきゃいけないところと、順番がやはりありますので、そういう意味で、今緊急にしなければならぬところに集中投資をして、そして日本の国づくりの一端をしようという、それが今までの点と線をつなぐスピードアップと、そして費用の重点配分と、その辺をつないでいくのが今回の都市再生本部の大きな役割だと思っています。

○東洋委員 グランドデザインをなかなかないけない、おっしゃるとおりですよ。かくのは国土交通省がやればいいじゃないですかと僕は言っているわけです。まず、かいてください。その議論になると次の質問に差しさわりますけれども、評論家じゃないんですから、執行者であり、さらにまた行政の権限を持っているんですから。グランドデザインを私たちはこういうふうにとらえますよ、ないでしようという後やります、それは、それを、法案をつくった後やります、それは今までの行政とどこが違うんですか。国土交通大臣はよくわかっているんですよ。だから、それは僕は注文しておきますから。ないでしよう、かいてください、それだけおっしゃるならば見せてください。

その上で、この法案の中に、都市の再生拠点となるべき都市再生緊急整備地域を政令で定めることになっておりますけれども、緊急整備地域とは、具体的にどのような条件が満たされた地域を指すのか。また、全体でどれぐらいの面積を想定しているのかを聞かせていただきたい。また、も

う一つ大事なことは、その対象エリアには、大都市圏だけでなく地方都市のことも考えた上での地域指定なのか、お伺いしたい。

○山本政府参考人 都市再生緊急整備地域は、国の観点から、都市開発事業等を通じてスピーディーにかつ重点的に市街地を整備、推進すべき地域として政令で定めることとしております。

御質問の中にありましたように、都市再生の拠点となる見込みのある地域、それを民間都市再生事業で市街地を整備するというところでありますので、土地にそれだけのポテンシャルがあるといったようなことが法律が想定しております前提条件でありますけれども、具体的な指定の基準につきましては、閣議決定される都市再生基本方針の中で定めることになっております。

それから、対象エリアにつきましては、先ほど都市再生本部副本部長であります扇大臣からも御答弁がありましたように、法律上の限定は一切ありませんで、地方公共団体と意思疎通を図った上で、内閣が、必要がある、要件を満たすと考える地域については自由に指定できる案となっております。

それから、緊急整備地域の面積規模についての御質問であります。これにつきましては、要件を満たす地域は、都市地域、大都市、地方、それぞれ区々でございますので、数十ヘクタールとか何百ヘクタールとかいった具体的な数字の基準を設けることは現時点では想定しておりません。

○東洋委員 本法案は、民間の力を活用しつつ、民間事業者の意向も重視した都市再生を緊急に実現する開発誘導的なところがあり、考え方として、先ほど申しました線や面ではなくて、一つ一つの都市開発プロジェクトを支援するよう意味合いが強く見られます。

しかし、そこで留意すべきことは、その開発地域と周辺との調和が果たしてとれているのかどうか。そこに住む人、商店街、企業、公共施設あるいは文化施設など、魅力ある都市づくりには地域の調和が極めて重要になると思われる。この点に

ついていかがですか。

○澤井政府参考人 本法案におきます民間都市開発事業に対します支援措置は、都市再生緊急整備地域の広がりの中で講じられるものであります。この緊急整備地域におきましては、地域の整備目標、増進すべき都市機能、公共施設の整備に関する事項などを内容とする地域整備方針を策定することとしておりまして、その中で地域全体の調和ある今後の整備の方向が示される、その示された方針に従って、個別の民間都市開発事業が推進されていく、それに対する支援が行われるという仕組みになっておりますので、そういった中で御指摘のような調和が図られた地域の整備が進むように私どもも十分に留意をしてみたい、こう思っております。

○東洋委員 地域整備方針とは、だれがつくるんですか。

○澤井政府参考人 政令で指定されました緊急整備地域ごとに、総理を本部長といたします都市再生本部が、地方公共団体の意見を聞き、あるいは逆に地方公共団体からの申し出を受けて、十分に連絡をとって決めるものでございます。

○東洋委員 だから、それが発想が全然違うんじゃないかと言っているわけですよ。地域整備を行う主体というのは地域でしょう。どうしてそれが都市再生本部の、総理大臣を長にして意見を聞いて、そこで決めるんですか。発想が逆転でしょう。それが本質的におかしいと言っているんです。この法案というのは。だから、地方分権というのとは本質的に進めるんですか、小泉内閣は。財源だつて全部移譲させるんですか、地方分権というの。地方のことは地方に任せるんですか。

では、国がやらなければならぬことはどういうことなのか。国土全体の問題を考える。地方もあり、都市もあり、田舎もあり、いろいろある。そこで留意しなければいけない点というのはどういうことなんだと、監視とチェックをしなくちゃいけないんですよ。

あなたが今言っていることは、地元の人たちの

意見を聞いて都市再生本部で何事も決めていきます。同じじゃないですか、今までのやり方と。またこの議論に入ると、僕の質問でなくなっちゃうんですけれども、それに対して何かコメントを、僕の発想と違うということではないということならば言ってください。

○澤井政府参考人 仰せのとおり、各地域の整備は、都市計画を基本として、地方の主体的な取り組みによって進められることが基本でございます。

ただ、きょうの午前中の答弁の中にもございまして、都市の再生というのが、二十一世紀におきます中長期的な意味で我が国の最大の課題の一つである、都市の活力を上げることが国の存立にかかわるんだという基本的な認識と、それから当面の経済情勢に照らしても、都市再生という非常に有効な事業分野に民間の力あるいは資金を引き込むという意味で、これまた国家的な観点から進めなければいけないということで、基本的に地方の取り組みをベースとしながら、そこに国のイニシアチブで、地方ともしっかり十分な連携をとりながら、どのように地域を指定し方針を定め支援をしていくか。こういう接点の上にこの再生特別措置法案はできているというふうに私も考えておりますので、運用におきまして、そういう意味で公共団体と十分に連携をとって運用することが一つの基本であるというふうに思っております。

○東洋委員 地方自治体の視点からいくと、私は江東区というところに住んでいますが、臨海副都心やさまざまな都市開発プロジェクトを抱えているわけでありまして。例えば、江東区の職員のお話を先日ヒアリングさせていただきました。ことの二月末ごろに東京都から、これは区と東京都の話であります、意見交換を一回したい旨の連絡があっただけで、その後、区からの説明の申し入れに、近日中にとの連絡があるのみとか、まだまだ現場の連携ができていない印象が否めないと、ここに少し心配のところがあつたんですよ。

皆さん方言うんですよ、地元との連携を強める

と。では何が起るのかということです。

今、例えば江東区において、この地域においては、豊洲というところにおいてはマンションが乱立しているんですよ。そうすると、公共施設が不足してしまうんです。地元の基本的な考え方というのは、マンションを抑制しよう、抑制しなければ公共サービスが間に合わなくなると、こういう切実な声というのがあつたわけです。

僕が申し上げたいのは、先ほどから申し上げているとおり、地元の方々が主体的に、この地域をどうするんだという、そういう覚悟とそして決断をしてくれない限り、再生なんてできるはずないじゃないですか。

だから、一番初めに申し上げたとおり、都市再生本部というのは理念がないでしょう。これからかと言っているんですもの。都市再生の意義。そういうものを何かやらなくちゃいけない。都市再生というのは国際社会的に見たとしても日本の問題の所在だ、そんなことはだれでもわかつているわけですよ。小泉内閣として、都市再生の理念、私たちはこういうふうに見えるという、それがないでしょう。ないままにずっといつちやうんですよ。それが戦後五十年間、とりわけバブル経済崩壊後、冷戦構造が崩壊した後、時代に対応できなくなつちやうしているんですよ、日本の政治というの。

まして、国土交通大臣は御案内のとおり、我々徹底的に議論しているわけですよ。地方分権を進めるんですよ。進めるといことは、皆さん方が持っている権限を移譲せなくちゃいけないんですよ、移譲せなくちゃ。お金も移譲させるんですよ。そういう発想がないでしょう。だから、当然そういう枠組みの中で出てくる発想でしかない。発想が非常に貧弱ですよ。金融支援と規制緩和をやつていきます、あとは個々のプロジェクトで、個々のプロジェクトはどういうことをやつたらいいますか、それは地域のいろいろな意見を聞いて、ではそれに対してお金を出しましょうと。今までと何が違うんですか。

○属国務大臣 東先生、よくわかりだと思えます。今日の都市を考えた場合に、なぜこうなつたか。一つ物事を進めるにも、あらゆる省庁が縦割りになつていて、道路一つしやう、電柱一つ埋めようと思つても、昔のことでは、各省庁全部違う。電気、ガス、あらゆる面で全部申請しなきゃいけない。これが各省庁に分かれていてるわけです。まして都市となれば、これはもう大変です。

そして、私がさつき申しましたように、一つ福祉施設をつくらう、子供たちを預かる保育所も入れよう、これは全部縦割りなんです。厚生省とあるいは文部科学省とが縦割りで、総合的なものがないんですよ、時間がかかつて。

今回はそうではなくて、なぜ都市再生本部というものがつくられたかというのは、そういう縦割りを全部外して、ワンストップサービスと言えいいいか、まあ窓口を一つにするとつた方がいいでしょう、そこで全部規制を外してやつていいこと。それは、どこを指定するかというのは今わからなくとも、それは当然のことであつて、地方からここをというところ、その面というものはこれから再生本部で議論するわけです、法案を通していただいてから。

ですから、そういう意味で、面が決まつたときには、それに関するあらゆる縦割りの役所は全部再生本部で一本にしてスピードアップをしようというところが、都市再生本部を設立し今回法案を提案して、今まで延々と長時間かかつて、それでもなおできていないものを変えようというのが今回の基本にあるということだけは御理解いただきたい。地方分権を外そうと言っていることではありません。

○東(祥)委員 大臣も当然お考えになつていらっしゃるんですけども、都市の再生には当然地域の住民や企業、あるいはまたNPOなどの積極的な参加が必須条件になつてくるんじゃないか、このように思います。そして、日本の都市政策の問題というのは何か

というと、今回もそうですが、ただそのときの経済戦略に合わせて場当たり的につくられてるんですよ。そして、常にトップダウン方式であるということですよ。

今言っているのはトップダウンだ。縦割りだから。トップダウン方式とリーダーシップというのは違いますよ、イコールじゃありませんよ。

では、都市の再生における極めて重要なポイントというのは何かというと、政策決定の中に、町のことを知っている地域の住民に対しての配慮が一番重要なんです。

では、どういうふうにして都市を再生するのか。一つのアイデアですよ、つまり、忘れられた地域コミュニティ、共同体、それは別の言葉で言うところの何と言ふかと、パトリオリズムというふうな言い方をします。それは、愛郷心ですよ。では、都市再生本部がそれぞれの地域の問題に対して愛郷心を持てるか。持てるはずないじゃないですか。

一番初めに申し上げたとおり、パリは何で戻りたいと言ふんですよ。彼らが自分で行つていくからですよ。つくつていくものに対して、ちゃんと対応できるような行政になつていくからですよ。ニューヨークも。

東京はありますか。それを先ほどから言っているんですよ、大臣に。それと逆行することをやらせようとしているんじゃないですか。

そのことが極めて重要なんです。東京の人間が、都市の人間が愛郷心を持てなくなる。それは、自分たちがつくつていないから。日本全国行つたとしても、同じものばかりつくられていくでしょう。

では、それをやるためにはどうするのか、また同じことをやろうとするのかということですよ。自分たちは身を引かなくちゃいけないんですよ。グランドデザインをつくつて、そして、環境だとか文化だとか、全然入っていないじゃないですか、この中に。それは、できるはずないんですよ。それは、地域の人たちが主体的にやるという

ことが前提になつていないから。大臣のお言葉をかりれば、いや、地域と連携をとりながらと言つていたとしても、主体が違うから。上からやると言つていらっしゃる。でも違いますよ、意見はちゃんと下からボトムズアップでやりますよと。言っていることとやろうとしていることが違うんですよ。だから、本質的におかしいんじゃないですかと言つています。多分大臣おわかりいただけるんじゃないですか。

パリというのは何ですごいかといつたら、パリジェンヌがパリを愛しているからですよ。自分たちがそこに住んでいるからですよ。説明わかりますか、言っている意味。どう思われますか。

○属国務大臣 ただ、それでは、地域の皆さん方が、自分たちの地域の、言つてみれば部分的な、地域でのグランドデザイン、それを自分たちでつくつて、そして、東京都なら、先生の選挙区なら選挙区から、東京都にお出しになるということになると、これまた何年かかるかわかりませんね。地域全体で地域のよさというものをつくつていたでいて、自分たちの手で自分たちのまちづくりをしてくださいといつて、お出しになつても、それは東京都が、規制があるからノーですとはねてしまえばそれで済んでしまうんですよ。私たちは、そういうことではいけない。

ある意味ではトップダウンのこともあるかもしれないけれども、本来であれば、国有地に私有のものを建てて、何かの理由がなければ、これは公的なものでなければ建ててはいけないという規制まで今あるわけですね。けれども、今回は、たとえ国有地と民有地が一緒になつていても、その国有地の中にPFIで民間業者が物を建てることもイエスとしよう。こんなこと、今までないのです。

ですから、理念がないとおっしゃいますけれども、それは今のままで東京はいいのか、あるいは町はいいのかというと、みんなそうではないのです。何とかしたいと思つていいます。先生がおっしゃる通りに、今までと変わらない

のなら、都市再生本部なんかつくりないうで、国土交通省の中でできるのです。そうではなくて、一段上げて、内閣で総理大臣が率先して都市再生本部をつくらうというの、今言ったような、国有地は一切民間に使用させてはいけないというような、そんな規制を全部取って、もっとグローバルな考え方をしよう。

例えば、東先生の選挙区から、この地域はこういうふうにしてほしい、ぜひ都市再生本部で議論してほしいという原案を持っていられれば、そこで、本部で決定して、そのエリアは何平米あればいいかということを取り上げることだってあり得る。そんなこと、今まで役所の縄張りできなかったものが、今回はそれは違う。しかも、それをスピードアップして、国から金も出そうということですから、今までは全然違うということですから、今回の法案は、ある意味では、ぜひこういう議論を通じて国民の皆さんにもわかっていただきたいというふうに、特に東先生はそういう外国を見ていられし、私たちは今まで議論してきたわけですから、御理解いただけるものだと思います。

○東洋委員 大臣、発想が全然違います、発想が。要するに、今のままでいいなんて僕は全然言っていない、財源を上げないと言っているのですよ、権限を。そして、国の政治家がやらなくちゃいけないことは外交であり、防衛であり、ある意味では税制であり、教育の問題である。今までは国土交通省がかかわって政治がいろいろと介入してきた、それは、ある意味では地方の橋渡しでしょう。そういうものを全部上げないと言っていることを言っているのですよ、乱暴な言い方をします。

その上で、なおかつ国として、国土交通省として、都市の再生あるいはまた地方の活性、そういう意味でどういふことをしていかないといけないのか。お金を出すということではないのですよ、お金を上げちゃいけないのだから。だから、その意味で、健全な国土を守る、あるいはまた安全性

を担保する。そして、それぞれの地域の問題に関してはその地域に任せる。そういうことをしていないのだからできるはずないじゃないですか。言っていることは先生と全然違うのですよ、発想が違うのですよ。今そういう権限を与えているとするならば、知らず知らずのうちにちゃんと根が生えてきますよ。そういう権限も何も与えないで、お金も与えないでやりなさいと言ったってそれは無理でしょうと言っているわけ。だから発想が違う。

でも、言っていることは今までの行政と何が違うのですか。今までの国土交通省が考えていた政策と何が違うのですか。規制緩和というのをどんだんやってくださいよ。また、縦割り行政というのを、国土交通大臣なんだから、行政の立場にいのだから、ばったばったと切っていけばいいじゃないですか。僕はできないことなんだから。だから、それを、そういう問題がありますというのをただ言っている限りにおいてはだめなんでしょう。ばったばったと切っていくっていいよ、そこにいらつしやるのだから、その責任を有していられしやるのだから。

○副国務大臣 私は、原点は同じだと思いますよ。私たちは、今回の法案で、都市再生本部ができたから日本全土に自分たちのブランドデザインを押しつけるというのではないのです。私たちは、地方分権は、国土交通省は最もそうです。地方分権の助成金も、今度は各ブロックに全部渡して、自由にどうぞと、公共工事に関してはです。

けれども、それと違って、都市再生ということでは、これに限ってしようということ、地域の権限を取り上げることでも何でもなくて、地域の発想によって地域だけでやっていったのでは延々と時間がかかってできないというのは、東京のまじぐり一つを見てわかるじゃないやありませんか。私は、それは東先生が一番おわかりになっていると思いますよ。

それを、ある地域を指定して早急にしていこうという、これが、ある程度は規制もあるかもしれない、けれども、その規制の限られた枠内では全部規制を取つて、高き制限も容積率も全部緩和して、まちづくり自体を超過でやろう、省の壁を超えてやろうということなんです。それは全然違っていいし、原則を曲げたわけでもありませんし、私は、それは共通の理解し合える部分だと思っています。

○東洋委員 僕が言っているのは、今までの行政のあり方と全然変わっていないでしょうと言っているわけ。権限を与えないと言っているわけですよ、それが地方分権の本質ですから。それをやったとしても、地方自治体がどれだけの能力があるかわからないといつて待っていたら、いつまでたつたとしても、非常に卑近な例ですけども、親離れしない子供というとならえ方があるのですよ、父権主義的な。そうじゃないということ、僕は言っているのですよ、任せてしまいなさいと。

では、具体的に言います。都市再生緊急整備地域というのは、都市の再生の拠点となる地域を想定しておりますけれども、拠点となるためには、交通アクセスがとても大事な要素になると思われ

ます。その意味で、都市再生本部の役割としては、僕は申し上げたい。こういう役割を担わなくてはならないのではないかと。こういうことで、広域的ネットワークの整備計画を計画、立案し、また民間の創造的な意見を積極的に取り入れて検討する必要があります。つまり、広域的ネットワークです。

つまり、今例えば地方自治体において何が問題になっているかという、一つの地域の開発を行うときに、その地域の道路、これはインフラの部分に相当します。インフラの整備に関しては二分の一負担してください。これは物すごい負担になっているわけですよ、その企業にとってみれば。まさに国土交通省がやるべき都市再生の本質

というのは何かといえば、広域ネットワークを整備してあげればいいのですよ。その中身に関しては、どうぞ地方自治体がおやりなさい。発想が違うでしょうと言っているわけ。

国土大臣が僕におっしゃってくださっているのは、個々いろいろな地域の拠点を創るに当たって、そこで地方自治体の意見を聞く、そこで、いいものならば、それに對して金融支援してあげましょう、また、そこに規制がかかっているならば規制を取り外してあげましょう。今までのやり方と同じでしょうと言っているわけ。

それで、この僕の考え方はどうですか。広域的ネットワークの整備計画を企画立案しますか。あるいはまた、先ほどお話がありました重要な問題というのは、まさに交通アクセスですよ。循環的な鉄道計画について、これまた極めて僕は重要だと思えます。そういう物の見方、考え方がちゃんと都市再生本部に入っているのですかということをお聞きします。

○副国務大臣 そのことは、私が最初に国際都市の要件というのを申しました、それと同じであって、都市というもののアクセスをどう考えるか。地域、地域で考えていたのでは、これはできないのです。

例えば、成田空港ができたのは、あれは一九七八年です。二十五年たつてまだ、アクセスを使つて成田まで電車で行こうと思つたら、今は五十六分ですか、かかりますね。今度は、京成も、そして浅草線も利用して、これをつないで三十五分にしよう。これも大事なことだと思いますし、今まで東京都が計画して、圏央道あるいは外郭、何年かかりましたか。全然できていないです。

そういう意味で、今回は、外郭もあるいは圏央道も都市再生本部でこれは別途考えて、都市のあり方というものを総合的に考えていこう。それだけではなく、戦後今日までかかってきていないものを、あと何年たつたらできますかと質問されて、これは国会議員といえども答えられないんです。大臣といえども答えられないんです。費用と

○東 祥 委 員　よろしく願います。
それで、これはまたさらに具体的なんですけれども、先ほど触れました江東区には、御存じだと思いますが、臨海副都心あるいはまた豊洲・晴海整備地区を現在抱えています。いずれも最近注目を浴びている地域でありまして、先ほど大臣が言われたとおり、国際交流都市、これを目指して、

われるんですよ。それは別に行政が指導しているのではなくて、住んでいる人たちが共通のルールをつくった上でそういう環境をつくり上げていこう、そういう意識が芽生えてきているわけですよ。

では、それはなぜそういうことがなされているのかといえば、地方分権が進んでいるからです。

懇談会をつくって、例えば九州の知事さん全部に福岡に集まっていたら、今まで計画している十年前の公共工事、現在の公共工事、十年後の公共工事を一覧にして出して、全部に見ていただきました。

そうしますと、知事さんたちが、自分たちの県の中でこの道路、この高速道路を早くしたいな、

そうではなくて、私も奥の目で、今、先生がおっしゃるように、愛郷心、町を愛し、国を愛し、そして自分の住んでいるところを愛そうというのであれば、私はそういうすばらしいまちづくり、国づくりができて初めて、自分の住んでいるところへ帰りたい、地方へ出ていてもあそこでの死にたいと思うような町になるんだと思いますので、そういう理想郷に近いものに一つずつ持つていこう、それが私たちの今度の法案で、都市再生本部というものをつくった原点がそこにあるというふうに御理解いただければありがたいです。

○東洋委員　三十秒ありますので、最後に。

の人が反対してできないというのは、やはりこの政治はおかしいんですよ、この国は。

そうであるとするならば、その責任がある立場の人がやり切らなくちゃいけないんだろと思えますよ。二十万以上の方々が成田空港を使っている、そして数人の方が反対している。それが数万だったら別ですよ。それをやり切らなくちゃいけないんですよ。それが政治だと僕は思いますが。そこのお立場にいらつしやるわけですから、おかしいと。

民主主義というのは、少数の意見を尊重はしますけれども、意見は意見として言うわけですから、最終的には多数決なんです。それから、それとちゃんと大臣のお立場でプロスデューアーをつくってやられたらいいじゃないですか。それをやる政治家がいなかったからおかしくなっているんですよ。そういう政治をやる人がいなかったから、住民が塗炭の苦しみを味わっているんですよ。

そのことを最後に、私の質疑を終わります。

○久保委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時一分開議

○久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松本和那君。

○松本(和)委員 自民党の松本でございます。

午後のトップを賜って質問をさせていただきたいと思えます。若干売れ行きが悪いので残念ですが、一生懸命にさせていただきたいと思えます。

午前中、各党から質問がございました。特に、今、経済が日本はデフレ基調の中でもって低迷をいたしておりますけれども、都市の再生というのにもまさに経済の再生と整合性を求められているわけでありまして。私は、今のグローバルスタンダー

ド時代というのは、経済もそうですけれども、組み合わせとスピード、この競争が世界的に今広がっているわけですから、このIT時代、インフォメーションテクノロジーの時代でありますから、インフラが集積している都市に重点的にいろいろな政策を進めていくこと、これはまさに時宜を得た政策だというふうに考えておりますし、今回の提案というのは本当に高く評価する次第であります。

従来、申すまでもなく、日本の都市というのは、まちづくりというのは、都市計画制度、これは官による制度でありますけれども、それと現実のまちづくり、これは民間によるまちづくり、官も寄与しますけれども、この不整合性といえますか、余りそれほどまうまうはいつてなかったんじゃないかという気がします。

一方で、民の力を引き出そうとしますと、どうしても官の方の法律、どちらかというと形式的なものが多くありますけれども、そういうものに阻まれてしまつて、思うように民間の力を発揮できない。ですから、今回のこの法案というのは、経済再生、都市再生、そのためにはスピードを持つてひとつ対処していかなければならない、今、時代の要請にびたりと当てはまるものだというふう

に考えております。

先ほどの質問で、大臣も、人が生まれてから死ぬまでの生活の場として、安らぎのある空間という形で都市を改造していこう、再生していこうというのを盛んに申しております。ちなみに、ヨーロッパ型の都市の再生というのは、盛んに今の時代に合ったような形で進められております。この中心になるのは、人間の生活の場、それが持続性を持っている、サステナブルという言い方をしておりますけれども、持続性を持つて続いていく、こういうまちづくりを進め、非常に、エコロジーといいますが、環境や自然、そういったものを大事にしながら、人間本来の持っている力というものの、生活感、こういったものを大事にして進めている。

一方、我が国、またアメリカもそうですけれども、どちらかといいますと、従来、特に日本は、市場経済、こういったものをひとつ効率よくやっていくという形の中の都市再生というものが政策的にもつくり上げてこられたんじゃないかという感じがいたします。

その結果、今いろいろな面で反省を問われているのは、午前中の民主党さんの発言にもございましたように、個性のない都市、よく言われておりますけれども、画一的な、どこかへ行っても同じだというような、そういう都市というのはこれから人がだんだん離れていきますし、人間生活の方が非常にライフスタイルが確立されてきておりますから、まちづくりもそれに合った個性のあるものでなければ、だんだん町に居てもたえないし、またビジターにも訪れてもらえない、そういうことだろうと思えます。

そういう形の中で、効率は、スピードは大事なのでありますが、組み合わせ、もう一つの、一方の、人間の生活の場としてのヨーロッパ的な考え方というものがこれから非常に大事になっていく、これが今回の基本になるんだろうと思えます。

一つ例を申し上げれば、ちょうど今、二十世紀が終わりました。二十世紀は、どちらかというとデジタル化社会です。コンピューター、また自動車、そして今デジタル化の中でもつてどつぶり我々経済行為をしているわけでありまして、私も、一方で、やはりそういったものを動かすのは人間であります。アナログでありますから。このアナログの力といえますか、大事さ、こういったものがまちづくりの中で効率とともに基幹にならなければ、個性のある、あるいはゆとりのあるといえますか、落ちついたまちづくりというものの中に効率のよさというものは追求できないんじゃないかという感じがいたします。

私は、たまたま千葉県七区の選挙区であります。そこ、今、国土交通省のいろいろな施策の中の第二常磐線があります。あと三年ぐらいで完成

するわけでありまして、実は、地元の方にずっと提案してきまして。

どういった提案かといいますと、個性という面、第二常磐線ができる市街地の駅、この駅前を、従来の個性のない、どこの駅でもあるような駅前はやめようじゃないかと。では何をつくるかといいますと、里山が残っております、非常に自然が、公園が残っております、オオタカというように保護されているタカもすんでいるというような場所でありまして、この駅前を、少し形の変った個性的なものにしたらいんじゃないかと。

実は、この線が開通しますと、三十分で秋葉原に乗り入れる。そして、後ろ、バックが柏市で、たつた十分ぐらいで行けてしまいます。それぞれが大都市で、商業集積をたつたり持つておりますし、特に柏市は、渋谷になぞらえたような形でもって、今非常に駅前を初め町全体が活気を帯びる形で商業集積が行われているわけでありまして。

同じ形のものが、三十分で東京、後ろは、バックは柏市、これでは何のためにまちづくりをするか、駅前をつくるかという、ただそこを通過する、通勤のためのまちづくり、駅前づくりになつてしまふんじゃないか、だから、本来、人が飽きない、どこにもあるような形のものではなくて、個性のある市街地づくりをするために里山を十二分に使つたらいいたろうと言いましたら、まずそれじゃ事業採算が合わないんじゃないか、特に地主の理解を得られないんじゃないかという話があちこちで出ました。

しかし、日本の土地というのは、御承知のように、ほとんど今下がつておりまして、そういう中で、やはりもう土地にすがりついて、土地を資産として考える時代じゃありません。もう資源として有効に使わなきゃならぬということが、個人から企業、そしてまた国の運営についてもそういうことが言えるわけでありまして、今までどおりのような土地の考え方、高層、容積率を上げてビルをつくって駅前再開発をしましても、それほ

どの価値あるものとは思わぬし、東京に逃げてしまふ、柏に逃げてしまふわけでありまうから、それならば、個性のある形の駅前というものを、里山を売る、若干駅前田んぼがあるというのはおかしいかもしれませんけれども、そういった中にあっていいんじゃないか。それも木造の、ログハウスのような形の木造の駅前でもあっていいんじゃないか。ですから、低層で、自然もあふれる、そういう形にすれば、これは全国から駅前に、市街地の中に、あるいはトンボをとりに来る駅前かもしれませんし、そういったものが本当はあってしかるべきであり、それが個性だろうというふうにも思うわけですが、そういった形をひとつお考えになったらということで市当局や何かにはさんざん言っているんですが、やはり採算、採算のとりの考え方が全然違うわけですね、官と民では。

ですから、この辺は、やはりどうしても、考え方というものを、国が、いろいろな意味でもって、ただ政策をつくるだけではなくて、これだけ個性ということも言っているわけですから、やはりきちっとした形でもって地方自治体を指導していく必要があるんじゃないか。

確かに、地方分権に向かっているいろいろな道具、私が国会に出ましてからでも、国土交通省、建設省時代からすばらしい道具はつくりました。そして地方におろしてきました。残念ながら、おろした道具は地元でもって自治体を使うことができないのです。使ったことがないですから。また、使ったことがあっても、いろいろやっていますと、この道具を使う人手の不足、人というよりも人材ですね、人じゃなくて人材、今度それを動かすだけの人材がない。これが大変ネックになっているわけでありまう。

そういう中で、やはり一方で組み合わせ、そういったデジタルとアナログ、あるいは里山と旧市街地とか、いろいろな形でもってまちづくりを進めるという一方において、やはりスピードということが非常に要求されてくる時代です。経済もそ

うでありますけれども、まちづくりもスピードなんです。

ところが、なかなかこのスピード感というのは、先ほど、午前中、民主党の古賀先生からお話がありましたけれども、上海の浦東の開発問題がございました。非常にスピード感を持ってやっておられる。私も何回か見ましたけれども、そのとおりだと思えます。しかし、これには国の事情が違ふ。

まず、我々日本は民主主義。一人でも反対があれば何もできないというような美濃部都政からのそういう時代のあれを踏んできた。ですから、その根には、民主主義というあるいは多数決という、そういった原理の中で、制度の中でまちづくりをしてきた国と、共産あるいは社会主義という形の中で、号令一発どうにもなる、その社会主義の中に資本主義を組み入れている経済ですから、これは何をやってたって速い、スピードが。

ですから、このスピード、これを上げるために、ではどうしたらいいかといえますと、やはり、戦後五十年間、いわゆる日本の都市づくりの中には私の利益と公の利益、この調整を日本はほとんどやってこなかった。ですからこの弊害がずっと出てきた。一口で言いますと、これは、民主主義の国だから、反対があったらならば、なるべく、これはやらないよ、先送りをするよ、そういう形で、道路にしろ空港にしろそうなんです。私どもの県にある成田空港なんて最たるものですね。ですから、収用法ができて収用をかけられるんですけれども、収用委員会がもう十三年間やって、できない。先般、収用法を成立させていたいただきましたけれども、それでもなかなかできない。では、こういった形の中で、もしまちづくりをするためには何をしたらいいかというと、やはりイギリスで行われているような緩やかな私権の制限、それそれ持っている権限、これを少し制限しなけりや、特にこの東京、大阪なんという大都市はなかなか再生できないんじゃないか。いろいろな法律はできます。容積率、あるいはいろいろ

な形のもので今回の政策の中でも披露されておりますけれども、緩やかな私権制限というものをきちんととらえられないとなかなか難しいのではないかといいような気がいたします。

そこで、第一点目、副大臣にお伺いしたいのは、こういった、今までは官が予算主義でもって一年間、単年度予算で組んだ予算の中で、どちらかというと、ゆつくりではないのではありませんけれども、ベース的にはそれほどスピードはかからなくてもやってこられたのですが、今後はきちんとそういったスピードのある、私権制限まで踏み込むような形、憲法に抵触するかもしれないけれども、そういった形のものに持つていかないとだめだろう。先ほど副大臣が、国民の意思、その考え方も大事だということをおっしゃって御質問したと思いますので、いかがなものでしょうか。

○佐藤副大臣 先ほどから松本先生おっしゃっているとおりの、それぞれの地域が魅力的な地域をつくるというところは、やはり、どうやって自分たちの個性を見つけて出すか、要するに、アイデンティティーの追求なんですね。その地域らしさ、先祖からずっと続いてきた価値観を自分たちがどうやって守ってそれを地域づくりに生かすかということが一番大切なことだと思います。そういうことをよく考えながら、非常に重点的な問題として私どもこれからまちづくりをやっていくたい、そう思っております。

さらに、ただただ時間をかけていたのでは、これはそのうちにまた時代が変わってしまうということが起きてきているわけでありまう。特に、今までやってきた区画整理事業などは、もう全員の同意がなければならぬ、なかなか時間がかかる、予算の面でも時間がかかる、さらに土地がなかなかまとまらない、そんなことが大きなネックになってきました。

ですから、今度の都市再生特別措置法においては、土地所有者の三分の二の同意があれば都市計

画の提案ができる、提案されたものを、それを都市計画の決定をするかしないかというのを六カ月以内に決める、そのようにして先生おっしゃったようなスピードを上げてやっていくということにいたしております。これによって時間リスクというものは相当回避されるだろう、そう思っています。

こればかりじゃなくて、あらゆる面で、先生おっしゃっているとおりの、いつできるかということと時間を明示して、そして多くの方々が期待をしているうちに完成をしていく、そういう方向で行政を進めていきたい、そう考えております。

○松本(和)委員 ありがとうございます。

次に、今回の法案でもって大変画期的なことは、民間による時間と場所、これを限定して大胆な措置をひとつとしていこうということでありまう。この点、大変すばらしいと私は思います。

ただ、従来のように、例えば先ほどの大臣発言にもありましたけれども、戦後五十年、やはり国土の均衡ある発展という形で、地方も満遍なくやろうという形。しかし、今このデフレの時代、財政が冬の時代にそれをやったら、またずっとデフレが続くんじゃないかというような危惧があるわけですね。

私、首都圏に住んでいますから我田引水するわけではありせんけれども、ここに住みついていくためには、一つには、やはり場所というものを限定して、しばらくの間、この首都圏、東京とか大阪という限定された地域、その中にもまた限定地区をつくる。いわゆる開発特区のようなものです。一週間ぐらい前の新聞発表では、総合規制改革会議も規制改革特区というのをつくるそうなんです、四月から。台湾なんかは全部工業社会、そこに税金五年間の免除とかいろいろやってきて成功しているのですから、東京、首都圏でも大阪でも、その中に特別の開発特区をなおおめてつくって一つのサンプルにしていく、それがまた経済に波及していく、こういうことをひとつお考えになれないか。まず、ちよっとその点について。

○佐藤副大臣 まさに、今度の都市再生というのは、都市を一体どうしたらいいのか、これだけ問題の多い都市を早く再生しようではないか、そういうことで始まったものであります。同時に、このやり方を地方の都市にも広げていこうということでこの法律ができております。

都市部にはいろいろな悩みがあります。その悩みをできるだけ早く解決していこう。そのためには、先生さつきおっしゃったように、時間をかけないでやっていく。そのためには、それぞれの地域をきつと指定して、もちろん多くの皆さんの要望を受けながら指定をして重点的にやっていくということを中心に行っていくようになっております。期待にこたえられるようにやっていきたいと思っております。

○松本(和)委員 御期待申し上げます。

と同時に、先ほど組み合わせという話をしましたけれども、特区を設けてそこで効率よくまちづくりをする、これも大事であります。同時に、その中に、やはり先ほど申し上げたアナログ的なといえますか、今、二十一世紀というのは、それぞれの生活が心地よさ、心の安らぎが求められるような、先ほど大臣もそういったことをおっしゃっていますが、そういった形の、ライフスタイルのまちづくりというものを目指していかなきゃだめだろうと思うのです。ですから、個性ある、安らぎのあるまちづくりということを効率と組み合わせて、どちらも大事なのでありますから、こういった形で。

従来、日本は土地にしがみついてきました。建物に関しては、住宅地から別荘地までみんな無視してきたわけですが、アメリカでは、もうとにかく、ランドスケープとか周りの環境から建物に対する考え方というのは全く違います。日本じゃ住宅というのはほとんど三十年住宅、欧米ではみんな七十年から百年住宅ですから、この辺も考え方が違うし、土地がこれだけ下がってまいりますと、当然そういう形のものが要求されてくるんだと思いますが、この辺、既存

の今の都市計画がいろいろな意味でもってネオグのようになっていっている面があるのでありますけれども、この考え方について、どうですか。

○澤井政府参考人 個人的なまちづくりを進めるべきである、あるいはいろいろな主体が参加して知恵を出し合って進めていくということの大事さは、御指摘のとおりだと思っております。

御指摘の点は、例えばベースとなる用途地域、これはかなり広い範囲について一律に、容積率を含めて制限をしていくという基本的な都市計画でございまして、それだけでは必ずしも、そういういろいろな創意工夫を実現したりというあたりに限界があるという御指摘かとあるいは思われます。

私もそういったし、地域の個性を発揮いたしまして、幅広いライフスタイルの選択肢を用意するとともに、多様な都市景観を創出していくということが大事だと思っております。

そのため、例えば最も代表的な例の一つだけ挙げますと、地区計画でございまして。建築物の高さあるいは位置、デザイン、それから個性的な都市景観の形成を図るためのさまざまな規制が可能になっております。しかも、通常の都市計画以上に住民の発意を重視した手続になっておりまして、しかもこれが、最近十年間で七倍近くに件数がふえている。一方で、そうした活動に取り組む方々の、NPOを代表といたします数も急速にふえているという実態もございまして、そうした動きを的確にとらえまして、いろいろな制度を駆使して、御指摘のような方向で進めてまいりたいと考えております。

○松本(和)委員 その場合に、要望として申し上げておきますけれども、今回、やはり容積率の問題もあります。と同時に、今まで各自自治体が必要行政なんですね、要綱行政。余り規制してしまおうといういろいろな問われますから、要綱行政になっていきます。だけれども、これではもうだめだ。今はもう、条例にして、きちっとこういうふうにならなければならない形にしないと、非常にまたあい

まいなものになってしまおうというふうに私は危惧するわけですから、その辺をやはりきちっと条例でほとんど処理していくという形にしませんと、これからのまちづくりはだめだろうと思っております。これが一点。

それからもう一点は、容積率のうち、総合設計制度というのが前から言われています。これは、何か建物が倒れたときにパーセンテージを上乗せしてやるわけですが、この許可が、どういうときに許可になるんだということが全然わからないわけですよ。もう専門の一般建築士じゃなければわからない、総合設計制度という名前自体がわからないのですから。

これは、ボーナス加算制度、ボーナスで加算する、それから割り増し加算制度、こういったことであれば国民がわかりやすくなる。

何のためのボーナスかといえば、阪神大震災で十階建ての二〇〇%の容積率で建てたビルが倒れました、ローンを抱えちゃって、また建てようとするのは合意が得られても二重ローンになってしまう、ですから、そのときにボーナス加算でもって一〇〇%ボーナス加算してやれば三〇〇%になって十三階建てが建てられる、ならば、その三階を、上の三階増した分を、皆さんの住宅は十階までに住まわせて、ローンの支払いのために、二重ローンにならないために売って、収益を上げてその処置をしていく、こういうことができるわけですから。

せっかくいい制度があっても非常に使いにくい。ですから、これからのまちづくりは、やはりわかりやすくやらなければだめだ。言葉というのは、話してわかってもらなければだめだし、文章というのは、読んでわかってもらなければだめなんです。非常にそういう意味では役所的な発想がずっと来ているわけですから、その辺について強く要望申し上げます。

それからもう一つは、ちょっと飛びますけれども、昔さんは今政務官で、我々も一生懸命やってきている同僚でありますけれども、前回の委員会

のときに、東京湾アクアライン、これをとにかく値下げしよう。私もこれは大賛成です。

私どもの県の本更津市長選、来週行われますけれども、この候補者たちの公約が、やはりみんな五百円とか千円とか二千円なんです。ところが、皆さんに言わせれば、新聞で読んだだけですけれども、おれはとにかく命をかけてやるというのです。命をかけてやるほどの問題でもないし、有望な政務官なんです。私らはもうロートルです。早く終わっちゃうけれども、これから日本を背負って立つ政務官なんです。命を懸けてください。かけないかわりに何をやらなければならないかと、全部ただにしたらいいと思う、ただに。こうやると償還できないよというかもしれないけれども、私は、やはり今のいろいろな形を、償還とかそれらを、点でもって計画するのじゃなくて、総合的に計画したらいいのじゃないかと思う。

二年前に大深度地下法というのができたでしょう。これを使えばいいんです。今、東京都の高速度道路の渋滞というのは、五十一キロの範囲で二百万台走っています。それで時速が十八キロ。これですよ。この経済損失というのは大体年間五兆円あるわけですから、これを四十メートル下の大深度地下でもって三十キロにして、これは権利の主張もできませんし、いろいろな意味で、地震対策にもいい、あらゆるいい面が法律化されたわけですから、これを思い切ってやるんですよ。それは何兆円かかるかもしれない。しかし、日本というのはそういうこと思い切ったことをやらないのです。

ボストンには、ボストンの奇跡と言われるくらいに、この五年間で思い切り鉄道も埋め、道路も埋めるといふ形をアメリカはやるんですね。これがこれからの都市。それによって外環を全部、この一部分は反対だからできないとか、そういうところはもう思い切った大深度に持っていくってしまえばいいんじゃないかと思うのです。なぜかというと、私は千葉県議会議員を二十年やってきま

したけれども、この二十年間でもってあの江戸川の、そこに残る外環、これが二十年たつてもまだでき上がらない、こういう問題ですから。

それは、今までの中でもって、さつき言った、民主主義ですから、既得権とそれから発想が、そういう形でもって予算主義でどんなやっているからだめなんです。経済は、今グローバル化というの、思い切った重点投資、思い切った地下への投資、これによって五兆円の市場効果が出れば、首都圏はもつと出るわけですから、首都圏の中にも外環を通せば、そうすれば皆さんが命をけなく済むわけですから、その辺の菅政務官の考え方をひとつ、どうぞもう一度聞かせてください。

○菅大臣政務官 私、命はかけていません。何か新聞が変に書いていましたけれども、料金値下げに命をかけるほど簡単な命じゃないというふうに思っています。

今、松本委員の質問を聞いています、さすがマツキヨを育て上げた人は違うなという、その経営感覚ですか、そうしたものをかいま見たわけがあります。

ちなみに、このアクアラインでありますけれども、四千万から三千万に平成十二年七月二十日から値下げをしました。一年間でありますけれども、一日の交通量が平均三千二百台はふえています。そして今日もまたふえ続けていますから、そういう意味では、四千万から三千万に値下げをして、これは大成功であったというふうに思っています。

そして現在、首都高の湾岸道路あるいは京葉道路の混雑状況を考えたときに、車が生活道路にどんな回り込んでいまして、環境問題もいろいろあります。当然、私は、もう一度、一段の値下げというものを検討すべきであるというふうに思っております。

それと、国土交通省の道路政策というのは、今までつくる方が主眼になって、利用者のことを余り考えていなかったのじゃないかなというふう

実は私は思っております。例えば、電気料金でも深夜は半額にするとか、あるいは携帯電話でも日曜日は割引するとか、いろいろなことを実は考えて実行に移しておるわけですから、道路料金についても、私はもつと柔軟に対応できるように行いべきではないかなというふうに思います。アクアラインもその一つじゃないかと思えます。

○松本(和)委員 ありがとうございます。しっかりとひとつ頑張りたいと思います。時間がございませぬから、最後の質問は要望にさせていただきます。お願いします。

実は、今回のこういった政策をするためには、今、財政不如意。それから、国民の所得が非常に今、手元が悪いわけでありまして。銀行は御承知のように、ああいうていたらくの状況でありますから。

私は、金融面で国がいろいろな支援を今回も申しあげたいのは、国土交通省ができる話ではありませぬけれども、要するに国全体として、やはりアメリカがやっているようなプロジェクトファイナンス、プロジェクトに対するファイナンスというものをきちんとシステム化していくべきだ。PFIはやってきました。しかし、まだそれほどあちこちでやっているわけじゃない。

私は、例えばアメリカがやっているTIFというのですか、要するに遊休地の事前活用。それを開発するときに、増収を見込んで債券を発行して、それを買ってもらってこの資金調達をする。あるいは商業施設などは、みんな命名権。例えばこのスタジオの命名権、東京スタジアムも今度やるそうですけれども、そういう命名権とか、こういったあらゆるものを使って、資金を借りなくても済む、こういったプロジェクトもできているわけですよ。これがまたそういうスピード感を上げて、速めているわけですから、そういう形です。

ですから、財務省にも日銀にもお願いをしたいのは、言っておいていただきたいのですけれども、去年三月から九月そして十二月、ここへ来て

また金融量的緩和をやったのですが、しかし、みんな御承知のように国債を買っているわけでしょう。ですから、これは、少なくとも、都市再生のために、こういったプロジェクトに、土地、住宅、そういったものに思い切ったプロジェクトファイナンスを組めるようなシステムをぜひつくっていかないと、なかなか、すべてにはお金がかかるわけですから、こういった形にしていく。

ところが、今、日本の経済を、潜在成長率二%、名目三%にするためにはということ、インフレーターゲットとかいろいろ考えておりますけれども、このためには、日銀の量を、今出ているところが違うんで、大体、前年対比少なくとも一三%から一五%の成長のベースマネーを回らないと、ベースマネーというのは日銀の当座預金と現金の合計でありますけれども、これをやらないとだめなんです。ところが、この間も財務省でも言ったんですけれども、一〇%ぐらいしかまだ出ていない。一年間やってですよ。ですから、まだ五%ぐらい足りないわけです。

企業の方もなかなか、今投資を呼び込むような、採算の合わない環境になっておりますから大変なでありますけれども、ぜひこの政策のために、プロジェクトファイナンスとして、銀行、金融機関に対しても、国のお金だけじゃなくて、そういういった形を考えたながら、投資体制ができるようなプロジェクトファイナンスをひとつ考えていただきたいということを最後に御要望申し上げたいと思っております。いかがですか。

○佐藤副大臣 今PFI、私たちもなかなか前へ進んでいっていません。どうやって民間の活力を有効に利用していくかということが、今私たちに与えられた大きな課題です。今先生がおっしゃった、それぞれのプロジェクトによってファイナンスをつくる、これをぜひとも検討させていただきます。そう思っております。

○松本(和)委員 どうもありがとうございます。また金融量的緩和をやったのですが、しかし、みんな御承知のように国債を買っているわけでしょう。ですから、これは、少なくとも、都市再生のために、こういったプロジェクトに、土地、住宅、そういったものに思い切ったプロジェクトファイナンスを組めるようなシステムをぜひつくっていかないと、なかなか、すべてにはお金がかかるわけですから、こういった形にしていく。

ところが、今、日本の経済を、潜在成長率二%、名目三%にするためにはということ、インフレーターゲットとかいろいろ考えておりますけれども、このためには、日銀の量を、今出ているところが違うんで、大体、前年対比少なくとも一三%から一五%の成長のベースマネーを回らないと、ベースマネーというのは日銀の当座預金と現金の合計でありますけれども、これをやらないとだめなんです。ところが、この間も財務省でも言ったんですけれども、一〇%ぐらいしかまだ出ていない。一年間やってですよ。ですから、まだ五%ぐらい足りないわけです。

企業の方もなかなか、今投資を呼び込むような、採算の合わない環境になっておりますから大変なでありますけれども、ぜひこの政策のために、プロジェクトファイナンスとして、銀行、金融機関に対しても、国のお金だけじゃなくて、そういういった形を考えたながら、投資体制ができるようなプロジェクトファイナンスをひとつ考えていただきたいということを最後に御要望申し上げたいと思っております。いかがですか。

○久保委員長 赤羽一嘉君。
○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。きょうは大変限られた時間ではあります。都市再生関連二法につきまして、幾つか御質問をさせていただきます。ありがとうございます。

まず、きょうの午前中の政府の御答弁を伺っております。今回のこの法律の目的は、まさに高度成長時代の負の遺産、防災安全面での不足とか、国際競争力の低下とか、また中心市街地の空洞化等々の、こういった負の遺産を何とか解決したい、そういった思いでの法律だというように理解をしております。

これは、そのために地域を指定して、規制を撤廃して、民間の活力を導入する、これはもつと早く導入しなければいけない方向だったというふうに思いますが、しかし、その中で、こういったまちづくりをしていくのか、どういった都市をつくっていくのか。民間に自由にやりたいようにやらせる、こういったことだけでは、これもまさに二十世紀の負の遺産の一つだと思えますけれども、バブルのときの、何でもかんでもオフィスビルができて、まさに今の空洞化を招いてしまった、こういったことを繰り返す、あのような愚を繰り返すようなことは避けなければいけないというふうに思っております。

また、私、二十一世紀というのは、当然、都市の生活というのは、安心して住みやすく、そして働きやすい、それはいろいろなことがあるんでしようけれども、当然、環境に優しいまちづくりであり、バリアフリーは当然のまちづくりであり、そして働く女性がこれだけふえておりますから、子育てがやりやすい、保育園が、今、総理も言っておりますが、保育所持機児童ゼロ、こういったようなことが当然のように完備をされているまちづくりを進めていくことがやはり大事だ。そういったことをどのようにスピーディーに進めていくのかということが大事なことだというふうに思っています。

この法案の中でいろいろ書かれております。内

閣総理大臣が都市再生基本方針を決定する、そして都市再生本部は、都市再生緊急整備地域ごとに、その関係地方団体の意見を聞いて地域整備方針を立てていく、こういう段取りになるんだと思います。そういう意味では、この地域整備方針、もちろん、その前提の都市再生基本法の方針、基本方針と具体的な地域整備方針の中にだけ先ほど私が申し上げましたような二十一世紀のあるべき都市のあり方というのが担保されるのか、これが一番大変重要なところだということに思いますが、この法律の中でそういうことが担保をされているのかどうかということについて、御答弁をいただきたいと思っています。

○澤井政府参考人 ただいま仰せの、二十世紀の負の遺産を解消して二十一世紀にふさわしい新しい町をつくるっていくことは、いわば日本の各都市を通ずる共通の課題だと思っております。それゆえに、国が一定のイニシアチブをとって今仰せのような方針を定め、地域を政令で指定し、さらに地域ごとに整備方針を決めていくという仕組みをとった法案を提案したということでございます。

そうした中で、具体的に、ではどういう新しい都市をつくるのかということにつきましては、まずは、昨年五月以来活動を積み重ねてきております都市再生本部において、数次にわたりまして都市再生に取り組むいろいろな考え方を整理してきておられます。そうした基本的な考え方の整理を、今後、法律成立の暁には集大成いたしまして、都市再生基本方針として定めていくことになるのではないかと、これが、一つには、全国、日本の各都市を通ずる共通課題としての今後の都市ビジョンだと思います。既に決められた都市再生本部の決定事項の中には、御指摘のような環境問題、防災問題、国際性の問題、それぞれ現下の重要な課題が網羅されているのではないかと考えております。

また、都市計画の分野では、各都市計画区域ごとに、基本的な方針、マスタープランと呼んでお

りますが、長期的にどのような町をつくるのかという方針が制度的に位置づけられております。こうした方針を、今後、どのようなものとして二十一世紀にふさわしいものに展開していくかということにつきまして、現在、国土交通省の社会資本整備審議会都市計画分科会において基本的な御議論を賜っております、こうしたことも踏まえまして、公共団体ともども、いろいろと改善を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。

先ほどからの質問の中にもありましたが、都市の個性というか、地域地域の個性を大事にしていかなければいけない、こういったやりとりもありました、それは物すごく大事な点だけれども、その前提として、先ほど私が言いましたバリアフリーのこととか、環境に優しいとか、子育てがしやすいとか、これはその前提条件だ、基本的なファンダメンタルだというふうに、私はそう理解をしております。かつ、なかなか、日本のこういった憲法の中で、どれだけ強制力、先ほどどなたかの発言にもありました、どれだけ私権を制限するかというのは非常に難しい話かもしれませんが、私は、そこをどれだけ強制力を持たせてマスタープランをつくるかということが大変重要なのではないかと、そう考えます。

なぜなら、例えばバリアフリーにしても、法律ができて、今、全国でいろいろなところのまちづくりの中でバリアフリー化があるんだけれども、既にでき上がった駅に全国一斉に今エレベーターをつけていますね。そうすると、狭いものだから、大体がホームの端っこの方につくるわけですよ、こんなところについたのかみたいな、僕たちがピラを配って利用者が初めて知ったみたいな。しかし、バリアフリーのまちづくりと、エレベーターがつくことは一つの要素ですけども、エレベーターがつけばバリアフリーなのかというと、これはかなり差があるなど。本日は、この東京でいうと、例えば地下鉄の南北線とか大江戸線

なんかの駅に行けば、物すごくバリアフリー化が進んでいるわけです。最初からつくっているから、そういった敷地も確保して、東京で大変厳しいところもありますが、狭いなりに大変なバリアフリー化が進んでいる一つのスタンダードなんですね。

ああいったものができれば、ああ、バリアフリーというのはこういうものかという実感もできますし、私は、そういう空間を、この地域整備方針というのですか、都市再生緊急整備地域はそういったまちづくりを進めようということ、この決意というのは物すごく大事なんじゃないかと思うんです。

中途半端なものをつくっちゃいますと、やはり百年、二百年、将来の禍根になる。やはり、やるんだつたら新しいときに、そういったバリアフリー一つとっても、省エネの建築物を建てるといふことが本当に一番大事なんじゃないかなというふうに思いますが、この点について、もし御所見があれば。

○佐藤副大臣 先生おっしゃるとおり、バリアフリー法ができてから、相当皆さん努力していただいてバリアフリー化が進んでおります。今度法律でお願いしようというふうには思っているんですけども、ある一定規模のものは強制的にバリアフリーにしてもらう、そんなことも今考えようとしたところであります。

本日は、ユニバーサルデザインとか、そういう方向に行くのが一番いいだろうと思えますけれども、おっしゃるとおり、新しいものをつくるときには、徹底してその辺を追求しながら、だれもが安心して暮らせる地域というものをつくり上げていく。それが集まって、最終的に大きな、だれもが安心、安全な地域ができ上がる、町ができ上がるという方向に持っていかなければならぬだろうと思っております。十分に配慮してやっていきたいと思っています。

○赤羽委員 それと、これは質問ではないんですが、要望として。

私、神戸だったものですから、阪神大震災以降いろいろなところでまちづくり協議会とかができ、いろいろな再開発を進めているところがありますが、やはりでき上がりが早いというのは結構差があるんですね、同じ法律でやっても。

これは、僕の実感としては、コディネートする人がどういった力量の持ち主かと、どういった思いがあるかで、かなり違ってくるんですね、町のあり方というのは。道の幅を広げようと区画整理事業とかでなると、その整備費の中で少し一工夫する、歩道のあり方を一工夫するとか、段差をなくするようにするとか、この辺は法律上では規定できない。それは本日は、プランナーとかコディネートする人たちの、そこら辺の思いを反映させていけるような町でなければ、そこに住む人がやはり愛着を持つ、さつき愛郷という言葉もありましたが、やはり愛着を持つ、そして、まさに高度化された都市空間づくりというものをぜひお願いしたいというふうに思います。

そして、次の質問に移りますが、例えば、いろいろなことをやってもそこに人が住めない、その都市づくりというのは何のための都市再生なのかという議論が出てくると思うんです。都市再生に当たって住宅政策というのは重要な位置に位置づけられるんじゃないかと、これは公明党も、住宅が大事なんだということだからより訴えてきているわけでございます。

都市の再開発、こうなると、普通は高額な分譲マンションとかそういったものが林立して、普通の所得階層とは無縁の、一部の高額所得者や企業のためのだけの区画を生むような都市再生となかなかない。これが、これまでの都市再生の姿であつたんじゃないかというふうに思います。

この都市再生地域が目指す都市像や果たすべき都市機能によって、まあ、どの地域もというわけにはいかないと思います、その程度の差はあると思いますが、どのような都市の中にも、このマスタープランの中には一定の住宅空間が確保されるべきではないかというふうに考えておるわけござ

ざいます。そういった意味で、この今回閣議決定されることになっております都市再生基本方針において、職住近接や都市における居住の確保を政策目標として明確に掲げるべきだというふうに思いますが、国土交通副大臣としての御所見をお伺いしたいと思います。

○佐藤副大臣 今度の都市再生特別措置法の中に、第一条の「目的」に「都市の居住環境の向上」というのが入っております。何といつても、その地域に住む人たちに非常に良好な居住環境が与えられなければなりません。ただ住宅ができた、ただ便利な地域ができただけではだめであります。私たちは、日本人は日本人の特性を持っています。その日本人が幸せを感じるような居住環境でなければだめなのであります。そういう都市づくりを進めることが非常に大事だと思っていますから、非常に重点的にそのことを考えていきたい、そう思っております。

同時に、そういう目的を踏まえて、必要な住宅を確保する、快適な住環境を備えた地域をつくり上げていくことに、しっかりと頑張つてやっていきたいと思っております。

○赤羽委員 この法案の「目的」に書かれた「都市の居住環境の向上を図る」というその目的に沿って、今ちょっと最後の答弁で、必要な住宅の確保とか快適な住環境の整備といったことは都市再生基本方針の中に明記される、こう理解してよろしいでしょうか。

○佐藤副大臣 都市再生基本方針において、この目的規定を踏まえて、必要な住宅の確保、職住近接のまちづくり、快適な住環境の整備、居住に係る内容を適切に定めて、都市再生に必要な不可欠な居住環境の向上を推進していきたいと思っております。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。

また関連する質問であります、地域整備方針を決めるときに、その地域にこれまで住んでいた従前居住者をどうするか、こういったことがこれまでの都市再開発などでは大変な問題であったと

いうふうに思っています。

当然そこに住んでいた人たちの居住権というのも大事にしなければいけない。しかし、さはさりながら、そこが強過ぎてなかなか都市再生も進まなかった。このようなところを、何とか両者が安心して都市再生を進めていけるようなスキームにしたい、ということに考えております。今、今回の地域整備方針を策定するに当たりまして、従前居住者の居住の確保について特段の配慮を記載するように、国による住宅確保のための具体的な支援策、支援措置が重要になると考えますが、この点につきまして、国土交通省の御見解をいただきたいと思います。

○山本政府参考人 先ほど副大臣の御答弁にありましたように、都市再生特別措置法の「目的」の中で、都市の機能の高度化とあわせて都市の居住環境を向上するということをはっきりと書いております。平たい言葉で言いますと、町の暮らしの質を高めていくという意味であります。

具体的に都市再生緊急整備地域についての地域整備方針を定めるに当たりましては、現に住んでいる方々がどういう形で住んでおられるのか、それが、この地域整備方針に従って土地利用が変わっていく場合にどういう暮らしになっていくのかということ念頭に置いて、従前居住者の居住の確保への配慮と、どういう形でその地域では配慮していくのかということ、具体的に地域整備方針の中で記載していくことを考えております。

さらに、従前居住者住宅制度の強化を初めとする住宅政策の充実ということとあわせて居住環境の向上は図られていく、そういうふうに考えております。

○赤羽委員 ここが非常に難しい問題なのかもしれません。

話は少しずれますが、午前中、同僚議員の質問の中で上海のお話が出て、それに対して大臣は、上海は二十年間で一万余千キロの高速道路ができた、日本は何十年もたっているのに六千数百キロ

だ、大変うらやましいと。それは、うらやましいというふうな考えが出るのはよくわかります。本当にそれで、成田空港の例なんかもあると、大変な国益を損失しているとは思っています。

しかし一方では、先ほど自民党の議員の方のお話にもありましたが、それは、ある意味では民主主義のコストという話にもつながっていくわけですね、ばあつと高速道路ができるすばらしいの陰には、やはり日本の国民が享受できるような民主主義がないという側面もあるわけですね、私は、その辺は、午前中の大臣の考え方というのはちよつと危ないものもあるんじゃないかなというふうに少し思いました。

しかし、さはさりながら、成田空港みたいな形の数名の反対が今回のサッカーのワールドカップの開催に対しても大きな支障を与えているというようなことは、本当に繰り返してまいります、私個人としては大変国益を損なうというふうに考えておりまして、先ほど山本さんに御質問したことについては、どっちがどうということではなくて、この都市再生という法案をつくり、このスキームを進めていく上においては、あらかじめ従前居住者の反対が出ないような居住空間の確保というものを考慮に入れるべきだというふうな、そういう角度での主張でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。この点について何かあれば、よろしいですか。では、よくわかっていただいたということで。

次に、今回、都市再生のプログラムの中で、具体的に民間が一生懸命やる、こういったことはいいんですが、私たちとしては、都市基盤整備公団の機能というのをもう少し活用したらどうか、こういうふうな一御提案をしたい。

どうも昨年来の特殊法人改革の話の中で、かなり形勢不利な話し合いがされていきますが、すべてが悪いわけではなくて、これまでの都市基盤整備公団における土地取得のそういったファンクシヨとかまちづくりの機能については、豊富なメ

ニューも持っていますし、それだけ多くの実績も残してきた、そう考えているわけです。

そういった意味で、私たちは、今回の特殊法人の改革の中で独立行政法人になっていくといったこの大きな流れと、しかし、都市基盤整備公団とか住宅供給公社なんかによって従前居住者のための賃貸住宅を供給するという事業を推進すること、基本的には矛盾はないのではないかと、いうふうに考えておるんですが、この点について御所見をいただきたいと思います。

○佐藤副大臣 先生おっしゃっているとおり、賃貸住宅が日本は本当に足りないですね。特に都市部においては、賃貸住宅の供給というのはなかなか民間業者の方々では前へ進んでいかないのが実態です。それを今まで都市基盤整備公団がやってきましたわけでありましても、しかし、今度、都市基盤整備公団は、みずから土地を取得して行う賃貸住宅の新規建設を行わないとされたところでありま。

国土交通省といたしましては、今後は、都市再生に必要な従前居住者用賃貸住宅であっても、民間による供給を基本としていく考えであります。こうした観点から、民間の賃貸住宅の整備の促進を図るために、国として補助制度をつくっていききたい、そう思っております。

また、都市公団については、民間による従前居住者用賃貸住宅の供給が円滑に行われるように、公共施設の整備や敷地整備等の条件整備にも業務の重点を置いていきたい、そう思っております。そして、都市再生に民間を誘導するという役割を果たしていきたいと思っております。

しかし、このような取り組みにもかかわらず、なかなか民間による従前居住者用住宅が確保されない場合には、公的な主体による従前居住者用賃貸住宅の確保に努めていきたい、そう考えております。

○赤羽委員 基本的には民間の力が主体だ、しかし、従前居住者用住宅がそのスキームではなかなか確保されない、そういった状況の場合は、公的

な主体、いわゆる都市基盤整備公団とか住宅供給公社等々といった公的セクターの力も使っていきたい、こういった理解でよろしいですか。

○佐藤副大臣 先ほど申し上げましたとおり、非常に民間による賃貸住宅が前へ進んでおりません。ですから、状況を見ながら、何といつても今大事なのは、良質の賃貸住宅、特に家族で住める住宅、そういうものが非常に大切だと思っております。しかし、それが前に進んでいかない。

ですから、そういうことをよく考えながら、どうしても民間が進まない場合には、やはり公的な面でも一回進めなくちゃならぬだろう、そう思っております。

○赤羽委員 それで、この都市基盤整備公団が供給する、いわゆる都市再生住宅につきまして、私たちは、相当踏み込んで、そこに大幅な建設費の補助も行う、こういったスキームがあつていいのではないか、そうまで考えているんですが、その点についてはどうしてお考えでしょうか。

○三沢政府参考人 御指摘のとおり、今まで都市基盤整備公団は、都市再生に資する住宅の供給に大変大きな役割を果たしてきたわけでございます。

ただ、今回は、民間にできることは民間に任せるといふ特殊法人改革の趣旨を踏まえまして、賃貸住宅の供給については、都市公団による直接供給から、民間による供給のための条件整備という方に業務の重点を移行するということになっております。

具体的に申し上げますと、公団が敷地を整備いたしましたし、それを民間事業者へ賃貸する、そういうことによって良質な民間賃貸住宅の供給を応援していくということにいたすとともに、そういう条件整備をしても民間が出ていかないような場合には公団がきちっと補完をしていく、こういうことをこれからやっていくということでございます。

いずれにいたしましても、こういう都市再生に資する住宅の供給は大変重要でございますので、こ

れにつきましては、民間が公団かという主体のいかんを問わず、一定の国庫補助を行うという制度もございまして、こういうことを活用しながら、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○赤羽委員 そしてまた、地域を都市再生化していく中で、既存マンシヨンの建てかえといったことも大きなテーマの一つになってくると思いま

す。このマンシヨンの建てかえにつきましては、国会でもマンシヨン建てかえ円滑化法案というものが提出される、提出されたのかな、されているか準備されているのかあれですが、議論がされるというところになっておりますけれども、私は、阪

神大震災のときの経験からすると、そんな言うほど簡単じゃないというか、あれだけマンシヨンが崩れていても、そして区分所有法、全員一致から五分の四にしたりしても、なかなか合意を取りつけることが難しかった。五十数軒のマンシヨンの再生も大変な状況でありました。それは、既存不適格の建物であつて、建築基準法の改正される前の建物であつて、建て直すとなかなか同じ大きさのものが建たないとか、本当は同じ大きさのもの

じゃなくて、もうちょっと大きなものを建てないと、新規入居者がないとなかなか経済的な面であつて、まういかなんとか、こういったことがありま

した。今回、今の区分所有法ではなかなか難しいんです、法律上ではなかなか今は無理なんですけれども、再生地域内におきまして既存の老朽マンシヨンがある、別に、今このマンシヨンの敷地の隣接した土地は使えるという方向になるんですけれども、例えば歩いて十分ぐらいのところにもう

ちょっと広くていいところがある、そこに新築マンシヨンを建てて、交換方式というんですか、等価交換じゃないけれども、交換方式のようなことも認めていただければ、この既存のマンシヨンを建てかえていくといったことがより円滑になるのではないかとこのように考えておるんですが、こ

の点について国土交通省住宅局の見解を聞かせていただきたいと思います。

○三沢政府参考人 マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律案、これは既に国会には提出されていただいておりますけれども、これは、基本的には、今現在マンシヨンが建っている敷地における建てかえを円滑化するための法案でございます。

御指摘のような、老朽マンシヨンと十分くらい離れたところの周辺地域の新興マンシヨンを交換する手法は、確かに区分所有者の選択肢の拡大という意味からいうと一つの提案であるというふうには考えております。

ただ、これは法制的にどう扱うかという非常に難しい問題がございまして、やはりこの建てかえ、今回の法案も、現在のマンシヨンの区分所有関係と、それを基礎としてそういう一定の団体関係を認めていくというふうな構成になつてい

うこと。それからもう一つは、離れたところで権利の照応関係というのをどう見るかというのが、実は法律的には非常に難しいところでございます。まして、したがいまして、御提案のようないろいろな法制度として整備するためには、相当いろいろなことを検討していかねばいけないのかなというふうに考えております。

ただ、今回の法律案の中で、今回の事業手法で、周辺地域で新興マンシヨンを供給する事業者の方に参加組合員として入っていただきまして、移転希望者には当該マンシヨンを譲渡するというような形で、御提案のような方法、方式がある程度類似したことが実現できるのではないかとこのように考えております。

○赤羽委員 区分所有法という大変古い法律のもとで、現実的にはまだほとんど例がないマンシヨン建てかえを進めていくというのは大変難しいわけでありまして、よりよい都市再生を進めていく、本当に、これまでの古いマンシヨンが都市再生のネックにならないような方向で、ぜひ、力を

合わせ、知恵を出していきたいなというふうに思っていますので、どうかよろしくお願いします。

せっかく大臣が戻っていらつしやいますので、質問通告もしておりますが、午前中の、先ほどいらつしやらないときに、後で議事録を見られると、ちょっと失礼な発言をしたかもしれませんが、上海の浦東の整備について、私は、かつて総合商社で、あの近辺で駐在もしていたので、上海の激変の仕方というのは、すごい勢いもあると思ひますが、私は、あそこに住んでいる人が必ずしも快適な暮らしが担保されているかどうかという、そうではないんじゃないかと。見た目では、高速道路も通つていますし、便利さは格段とアップしたし、多くの企業もそこに集まりたいとい

う、そういった都市づくりは確実に進んでおりますけれども、あそこに住んでいる人たちの、まさに通勤地獄とかその辺がどれだけ解消されたかということとは、また別の議論であるのではないかとこのように私は思ひます。

ですから、私が言いたいことは、今回の都市再生を進めていく上で、形状的に、社会資本として進んでいく、効率性を高めていくということもすごく大事ですけれども、どこまで行つても、そこに住んで働く人間の、生活者の主体で、快適で安全で効率性があるといった観点、そういうことは当然考えられていると思ひますが、そういう点が大事だということを私も主張し、ぜひ一言、時間

もありませんけれども、大臣、駆けつけたところで恐縮でございますが、今回の都市再生に関する御決意をいただいて、質問を終了させていただきますと思ひます。

○副国務大臣 今おっしゃるとおりでございます。一つ、一つの例を挙げますと、私が知っておりますところ、ある密集地で、これを解消しようというので、その横の土地に、市の土地でございまして、マンシヨンを建てて、密集地の皆さん方移つてくだされと言つたら、嫌だとおっしゃいました。それはなぜか。新しいところへ行けば電気代もあるいは管理費も高くなる、だから行き

たくない、向こうへ行ったら快適になることはわかってはいるけれども、そういう状況で嫌だとおっしゃったこともございます。

ですから、本当に地元の方皆さん、住んでいる皆さんが喜んでいただけるような建てかえでなければならぬし、もともと住んでいらした人の既得権というものをいかに守っていくか、そういうことも私たちは心しながらこれを採用していきたいと思っております。

○赤羽委員 どうもありがとうございます。終わります。

○久保委員長 瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

法案審議に先立ちまして、北海道開発行政、釧路合同庁舎の工事発注に関連しての鈴木宗男議員の関与について質問いたします。

まず大臣にお聞きしたいと思うんですけども、去る十二日に、国土交通省は、北海道の野幌東地区の農用地の総合計画調査及び北海道開発行政における鈴木宗男議員とのかかわりに関する調査結果報告書を発表いたしました。衆議院の予算委員会では我が党の児玉健次議員が配付した北海道開発局の内部文書、ファクス連絡文が本物であることを認めたものでございます。

陳情のため上京した竹内正一前南幌町長は、おまえのところは自民党候補を落としたのだから新規事業はだめだと鈴木議員に言われた、こういうふうに乗っかっていきます。そして、報告書は、鈴木議員の関与で事業の予算が事実上凍結されたことも認めております。

この一連の経過は、鈴木議員が、当時、自民党の副幹事長の立場を利用して、総選挙で自民党が落選した地域に対する報復、見せしめとして行われたものではないかと言われております。報復、見せしめ、こんなことが許されてはいけません。

報告書には何らこの問題について触れられておりませんけれども、扇大臣、その点、どのように

お考えなのかを伺いたいと思います。

○扇國務大臣 今、瀬古議員がおっしゃいましたように、過日、共産党の御質問の中で、現物の書類をお見せになって、私は、私も聞き取ったものを整理してくださったのだと思ってお礼を申し上げましたら、いや、あなた、これが現物ですよ、そちらの方が後発ですよと言われまして、失礼いたしましたと申し上げました。

その後、これではいけないということで、本当にその現物がどのような経過をもって北海道開発庁から農林水産省の方に渡したのか、ファクスがどういう理由で要求されたのかというのを調べましょうということ、総括監察官以下三名、入れて四名ですけれども、北海道に行き、十二日に結果を報告したところでございます。現実的には、その行事等々に関し、また人事に関し、大きく言えば、北海道開発庁そのものに對してどのような影響があったかということも十二日に報告をさせていただいたのがその一端でございました。

細部にわたっては、時間がございますませんでしたから、多くは申せませんでしたけれども、かなりの影響力が及んだかもしれない、また影響力があると感じた職員が多かったということは報告させていただいたところでございます。

少なくとも、私も、その中で、今後、そういうことがあったこと自体は認めながらも、では、北海道開発庁の北海道行政というものに関し、北海道開発庁自身の行政に変更をしたのかどうかといった、それはなかったと。

ただ、なかったけれども、ちよつと事例だけ一、二言わせていただきますけれども、その中で、この間も申し上げましたが、大臣になられたときも、北海道開発庁長官になられたときも、気に入らないことがあると出身省庁へ帰れとよく言われた、北海道開発庁は各省庁から出ておりますので、そういうことを言われたということも報告されております。

また、少なくとも、私がこの間御報告しなかった中では、開発庁の組織、人を大変よく熟知して

いらつしやいまして、元秘書官等鈴木議員にとつて身近な職員については、○はどこへ行つたというふうな、異動についても聞かれた、また、人事についても個別の圧力はなかったけれども、鈴木議員と無用な対立を避けるという観点から人選には苦労したというような現実的なお話も幾つか、幾つかというのか、かなり数多いんです、六十五名から聞き取っておりますから。

そういうことで、私は、今後、官と政のあり方は、こういう事実を聴取して報告いたしまして、我々も、今後、大いに、どこをどう変えなければいけないかということで、大変貴重な、証拠といえますか、実情を調査させていただいたと思っております。

ただ、一つ言えますことは、北海道開発庁の職員、幹部六十五名は、少なくとも、自分たちはいろいろ言われたけれども、行政自体には変更もなかったと。ただ、予算等々の内示の記者発表が何らかの形で延びたということも事実としてあったというふうな認識しておりますので、私たちも、今後、心して、行政というもののあり方、官との交わりというものを反省しながらやっていきたいと思っております。

○瀬古委員 報告書の中でも、今の大臣のお話の中でも、報復的な、見せしめ的なものといえますが、それはどういふ内容かということはまだこれから事実で明らかにしていかなきゃならない問題だと思っておりますが、やはり、何らかの形でこういうやり方が影響を及ぼしたというふうには言えると思うんですね。

そこで、先日ですけれども、この鈴木議員の報復を恐れたのかかわりませんが、新聞の報道によりますと、この竹内前南幌町長にゼネコンの関係者が、あることが一時間にわたって署名捺印を強要して、わび状を書かせた、そして鈴木議員の事務所へ送ったという異常な事態が発生しているということが報道されておりました。

国土交通省は、この事態を御存じでしょうか。○林政府参考人 ただいま御指摘の件でございま

すが、去る三月十二日に一部の新聞にそのような記事が掲載されていたことは承知しております。しかしながら、事実関係は把握しておりません。

○瀬古委員 大臣にお聞きしますけれども、このような事態がもし事実だとすれば、それこそ公共事業にも大きな影響を与えると思うのです。この強要した人物が実は南幌町の大規模工事を請け負うゼネコン関係者だと言われている。そうすると、今後の工事の影響も含めて重大な問題になってくると思うのです。

今まだ調べていらつしやらないということですので、ぜひ国土交通省としても調査をしていただきたいと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○扇國務大臣 今、南幌町の有力な建設業者であると先生おっしゃいましたけれども、そういう人たちが、果たして入札のときに、例えば通していただいた公共工事の入札に関する適正化法、これによつて、そういう強力な談合なり圧力なり何らかのものがあつたら、これは少なくとも我々は調べなければいけませんし、公取に通報するということになっておりますので、もしそれらのことがあれば、南幌町長さんを初めとして多くの皆さんに、新しくできた法律では通知するんですよというのを周知徹底するために、二月に新たに事務次官を長として、この法律の適正化を波及させ、そして徹底するようにしましたので、ぜひそういうことも今後調べていきたい、どのように関連があるのか調べていきたいと思っております。

○瀬古委員 ぜひ調べていただいて、この委員会にも御報告いただきたいと思ひます。

報告書では、開発庁の所管事業の入札契約に際しては、地元業者を参加させるよう強力な要請を受けたが、ルールは曲げなかつたなどと聴取結果がございいます。

つまり、鈴木議員からは、地元業者を参加させるためにルールを曲げよという圧力があつたのでしょうか。

○春田政府参考人 お答え申し上げます。

釧路合同庁舎に係る工事の発注に關しましては、鈴木議員からは、地元企業が入れできないので参加できるようにとの要請を受けたということでございます。

北海道開発局といたしましては、これに對しまして、当初の予定どおり、この工事に適用される北海道開発局通知「共同企業体の取扱いについて」の規定に基づきまして入札を実施しております。この結果、戸田建設、住友建設、伊藤組土建、この三社のジョイントベンチャーが共同企業体として落札をいたしました。そういうことでございます。

○瀬古委員 地元の業者の参加の要請があった。しかし、参加するためにルールを曲げよという要請があったんじやありませんか。ですから報告書には、要請を受けたがルールは曲げなかった、そういう聴取結果になっているんじゃないでしょうか。その点、いかがですか。

○春田政府参考人 要請はございました。

しかしながら、ルールは当初の予定どおりということで実施をしております。

○瀬古委員 大変重大な内容だと思ふんですね。鈴木議員にかかわっているほかの公共事業の問題なども、ルールを曲げよ、こういう強力な要請がある、こういうことだと思ふのですが、この場合もそういう内容だったということなんですね。

私は、このことについて、報告書、もつとその点は詳しく書く必要があるというふうに思ふのです。単なる地元の業者を入れよという問題ではありませぬ。ルールを曲げよ、こういう要請だったというふうに思ひます。

今お話ししていただきましたように、今度の合同庁舎の建築工事には、では地元の業者が入っていないかという、実は入っているんですね。札幌、釧路の業者が入っております。当然鈴木さんは、地元の業者、札幌や釧路の業者が入っていることを十分御存じなんです。知らないで言われたわけじゃないんです。

では、地元の業者が入っているのに、なぜルールを曲げてまでやれと言ったのか、という問題が疑問に残ります。

それは、当時、その入札の資格にならない地元の業者がまだいらつしたわけですね。そういうふうに考えざるを得ないと思うのです。釧路の業者は入っている。ほかの例で言いますと、では、この根室の業者はどうなんだ、こういう問題が出てくると思うのです。根室の業者は多分この入札資格に入っていないかつたんでしょう。だから、単なる地元の業者を入れよと言つたわけじゃないんです。地元の業者は入っているということとを十分知つていて、まだ入っていない地元の業者があるんだという、かなり露骨なルールのねじ曲げをこの場合にやつたというふうに思われると私は思ふのです。

大臣にちよつとお聞きしたいと思ふのですけれども、こういう場合、鈴木さんが、このようにルールを曲げよというのは、単なる地元を入れよと言つたわけじゃない、文字どおり、あの北方支援事業の口と全く同じケースがこどもも挙がつているわけですね。そういう意味で、やはり報告書には、とても大事なところなので、もつとこの辺を踏み込んで書かなければならないというふうに私は思ふのです。

副大臣にぜひお聞きしたいのですけれども、鈴木議員の関与の文書はほかにも幾つかのケースがあると私は思ふのですけれども、ぜひ、鈴木議員にかかわる文書の公開をするなど、一切明らかにしていただきたいと思いますのですが、いかがでしようか。

○扇國務大臣 基本的に、現在の国土交通省一つ例にとつてみましても、幾ら幾らの工事はAランクでなければ入札できない、入札権利がない、これは決められているわけですね。

例えば、東京都一つとつてみても、東京都でAランクというのは五十一社です。そして、これは、今度はAランク、AプラスAであつてもいいですけれども、AをBにしるということは絶対あり

得ない。しかも、このランクというのは各業者に全部公表してあります。何番かは言つてありませんけれども、Aランクはこれだけ、五十一社です。

ですから、今先生がおつしたように、この入札はAランクしか入札資格がありませんといつたときにBにまで広げると言われても、これは大衆の目にさらされていますから、国土交通省、当時の北海道開発局としても、AランクをBランクまで広げるということはルール違反でございますから、それはできなかったということが明々白々でございます。

けれども、どこまでそういう圧力があつたのかということとは、当時それが何を言われたといつてきちんと載せている人がいるのと、たまたま共産党に言われたあの記事は、私も今度初めて勉強しまして、野帳というものがあつたのでございまして、野帳というのは、何か外でも台があつて書けるというのを野帳と言ふそうです、かたいのだそうです、その野帳に担当者が日時を全部書いてあつたから再現できたのです。

ですから、そういう意味で、全職員、四年前、五年前の記憶を全部、どういう鈴木議員からの圧力があつたか文書に出せと言われても、それでは仕事になりませんので、もしも何かの事例がございましたら私たちは徹底的に調べさせていただきます、少なくとも北海道開発局当時六十五名からの事情聴取をしまして、あらゆることをよく言つてくれたと私思つておりますので、今後何かありましたらまた御指摘いただき、私たちも拳々服膺しながら今後の行政に反映させていきたいと思つております。

○瀬古委員 いろいろな問題に鈴木議員が関与しているということは、先ほど大臣も言われたとおりなんです。それで、かなり無理な、強引なやり方をあちこちでしている。

ですから、私は、今度の調査でいろいろな職員の方が率直な意見も出されたと思ふんです。しかし、はつきり言つて、もつと踏み込んだ報告書に

しなければ、肝心のものがまだ浮かび上がつてきていない。そういう意味では、ぜひ、さらに充実したものになるように御努力いただきたいと思ひます。

そこで、最後に、私がお配りしました資料を見ていただきたと思ふんですけれども、この釧路の合同庁舎の建築工事についての、落札した業者と、その下のところには鈴木議員に献金をしている業者のリストを書いております。文字どおり、びつたり一致して、この釧路の合同庁舎の建築工事を請け負っている落札した業者から、本当にきめ細かく鈴木さんは企業献金をもらつていらつしたわけですね。

こういう関係というものはどう考えたいのかということなんですから、私は、やはり鈴木さんが無理やりに、強引に地元の業者を入れよ、入れよという、こういう中で、本当にそのバックには、企業献金をもらう、こういう癒着の構造があると思ふんです。

公共事業というのは国民の税金でやるものです。その企業が、落札した企業が、口をきいてくれた議員に献金をやる、こういう仕組みは、やはりきつぱり絶たなきゃならないと思ふんです。私たちは企業献金禁止を主張しているんですが、少なくとも公共事業を行っている業者からの献金というのは、やはり禁止すべきじゃないかと思ふんですが、その点、大臣の御意見、いかがでしようか。

○扇國務大臣 今、私ちよつとおくれて来たものですから今初めて拝見させていただいたんですけれども、私は、政治献金というのは、少なくとも、薄く広くというのが原則であらう。みんなが政治参加するということ意識のあらわれであつて、それが正常なものであるという時代が来なければならぬと思ひます。強引に、政治献金しろ、仕事をやるからおまえも献金しろよ、これは私はあつてはならないことだと思ひます。

新聞報道によりますと、少なくとも私は人の懐を計算したことはありませんから知りませんけれ

ども、鈴木議員は、政治献金を正式にお届けになつてゐる分でも、自民党の数多くの議員の中でも一位とか二位とかという地位を占められてゐるということですから、さもありなん、こういうふうに広く全国にわたつて集めていらつしやるんだなというのを私も初めて拝見させていただいたので、私、全国区ですから、私がするんならわかるけどなと思ひながら、私、全国区なのにどこからもあれてゐないと思ひながら、でも、私は、こういうことで献金をいただくことと、それで便宜供与、仕事を与えるということとはリンクしてはならないと思ひます。

これからの、政治に対する参加、自分たちの日本をよくするために、あなた、頑張ってくださいといつて善意でもつて献金してくださることはいいけれども、献金した人が必ず見返りを要求するような献金は、私は献金という名に値しないものだと思つておりますし、政治家も、いただく浄財というものに対しての感覚は正常に持つていきたいと思つております。

○瀬古委員 この例を見ていただいても、文字どおり、入札してゐる、落札してゐる業者から政治献金を受け取つてゐる。こういう手口が本当に明らかだと思ふんですね。そういう意味では、やはりきつぱりと、大臣が言われたように、広く薄くといへども、広く薄くたくさん、こうやって一つの工事をとつてみてこういう状態ですから、私は、やはりこの際、公共事業における企業献金はきつぱり禁止をすべきだと思ひます。これはまた、これから、今後議論していきたいと思つてゐます。

では、本題に入つてまいります。まず最初に、都市再生特別措置法案について伺います。

都市再生特別措置法案については、この法案自体の質問に入る前にお聞きしたいと思ふんですが、既に民間から具体的プロジェクトとして二百八十六挙げられております。うち、実際には五十事業しか発表されておられません。法案審議に当た

り、すべてのプロジェクトの事例を公表すべきであると思ひます。その点、いかがでございますでしょうか。

○山本政府参考人 御指摘のプロジェクトでございますが、昨年八月、都市再生本部で、民間都市開発投資を促進するための緊急措置というものを本部で決めていただきました。一定規模以上の、それで、単なる構想ではなくて、少なくとも三年以内に工事に着手するという計画のある事業について、民間事業者の方々に、ぜひ相談に来てくださる、一歩でも二歩でも前に進めるために、支障があればぜひ課題を整理して、各省それから各公共団体とその課題を解決するために、具体的にケースに即して勉強してまいりますということを本部決定に基づいて宣言をいたしました。プロジェクトを募つたわけでございます。

都市再生本部事務局といたしましては、九月以降、この仕事に相当の精力をかけて課題の整理に努めてまいつたわけでございます。

仕事の仕方といたしましては、事柄の性格上、いろいろな支障があつても、ぜひ正直に私たちに教えてくださる、各省の取り扱いに問題意識があれば、私たちがそれを受けとめて、都市再生本部事務局としてそしやくした上で、私たちの考えで各省と折衝いたします。各公共団体の運用態度にいろいろな問題意識があれば、私たちがそれを受けとめた上でそしやくして、私たちの言葉で公共団体とやつてまいります。そういう物の考え方、正直に話を聞かせてもらひました。

事業者の方によつては、これはぜひ私たちが相談に來てゐることを公共団体に言わないでほしいとおつしやるようなケースもあるわけでございませう。そういうふうなことも、具体的に課題に取り組むことが大切だと考えまして話を伺ひました。その結果は、十二月四日に都市再生本部に報告をいたしました。各省それから各地方公共団体の運用態度を改善していただくべき事柄はこうだということ、各省、各公共団体と折衝いたしました上で、本部に報告いたしております。

それから、制度的な課題として、ぜひ国会にお願いをして制度を改善しなさいかぬというものも整理をいたしまして、これは今通常国会に、特別措置法も含めまして、法律の制定あるいは改廃をお願いしてゐるような次第でございます。

そういう過程でやりとりをさせていただいておられますので、それを直ちに公表しろとおつしやられても、できないということをお願いいたします。

○瀬古委員 今回皆さんが募集された内容は、構想的段階ではない、文字どおり三年以内で着手できる、そういう見通しがあるものとして募集されていると思うんですね。それで、結局、いろいろな支障があるかもしれない、こつそり聞かせてください。

しかし、この事業が進まないという理由は、例えば、その会社なりが、その事業者なりがやろうとしてゐる、計画している人たちのだけの問題かどうかというの、それはわからないですね。住民の側からいろいろ意見があるかもしれない。しかし、企画してゐるところだけこつそり聞いて、そして、何とか皆さんのお声を聞いて、そしやくして、自治体にもいろいろ物を言ひましようなんといふのは、私は一方的だと思ふのです。やはり、なぜ今こういうのをやりたい、そして、ここに何が問題があるのかといふのは、大いに国民的な議論が私は必要だといふように思ふのです。

そういう点では、何か、知らせると、市民の目から見ると問題のありやうなものをこつそり聞かせてくださるやうな、そういうやり方といふのはいかがなものかといふように思ふのです。これは、決められれば、当然、国として、先ほど議論されておりますように、一定の援助など、いろいろな方策を考えていくわけです。それならば、私は、ちゃんと国民的な議論のまないたにのせた上で、やはりきちんと国として判断していくということが大事ではないかといふように思ふのです。

委員長、きょうは、ぜひここはお願いしたいと思ふのですけれども、当委員会に、この法案の前提になります二百八十六の提出されているプロジェクトについて、ぜひ委員会に資料として提出していただきたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○久保委員長 理事会で協議させていただきますと思ひます。

○瀬古委員 はい、よろしくお願ひします。

このように、最初の段階から知らせないで、そしてこつそりと皆さんの言ひ分を聞きますよみたいなやり方は、私は、この都市再生事業の不透明さ、それから問題点を端的に示してゐるということだと思ふんです。

私自身がこの都市再生の事業で大変心配してゐるのは、それが、やはり民間本位、住民抜きで強行されるのではないかと、これは先ほどの議論の中でも、やはり住民の声がどこまで反映されるんだということが大変心配だといふ中に生きてゐると思ふんです。

それで、実は、都市再生本部の事務局次長であります山本繁太郎さんはこういうふうに出ていらつしやるんでしよう。民間の力は都市再生を進める正規軍だ、活用とか手段とかいったレベルでとらえるべきではないといふのが我々の姿勢だ、ここまで述べていらつしやるわけです。

そして、現在でも、どうなつてゐるかといふと、私も幾つか東京都内で視察をしてまいりましたけれども、再開発組合にディベロップが入り込んで民間本位の都市再開発がどんどん進んでおります。例えば、先ほど大臣も言つていらつしやりました六本木の六丁目の再開発ではどうなつてゐるか。森ビルが、札束で土地をどんどん買ひ占めて地権者として活動する、そして五十四階建ての巨大ビルをつくつて、六百名の住民の三分の二がもうそこにおられなくなつてゐる。そして、現在開発中でございます。こういう事態は、私はあちこちで起きるんじゃないかといふように思ふんです。

今、住民も少し戻ってきましたよと私もお聞きしたんですが、その住民というのは何だといったら、森ビルの社員が戻ってきたと、こういうお話も聞いて、私も本当にびっくりしました。

それを政府を挙げて取り組む、こういうふうになりますと、やはりトップダウンで都市の大改造を行う、こういう形になってしまいます。二〇〇〇年の例の都市計画法の改正では、たとえ建前であつたとしても、地方分権とか情報公開とか住民参加、こういうものがうたわれているわけですね。今回のこうした都市再生が、少なくとも地方分権、情報公開、住民参加、こういうものにやはり反したものにないか、この都市再生に深く国家が介入する、こういうようなやり方でやれば、結局、住民の声を反映したまちづくりとか都市づくりという流れに反していくんではないかというように思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 地方分権あるいは住民参加に關連しての御質問でございますけれども、先ほどの御質問でも答弁いたしましたように、まちづくりに關連するいろいろな具体的な都市計画決定あるいは意思決定、これはすべて地方公共団体に任されております。その枠組みのもとで、現下の厳しい経済情勢を踏まえまして都市再生を何の力で進めていくのかという観点から、地方公共団体とあわせて民間の力を最大限生かして都市開発事業を進めようというのがこの法律案の考え方でございます。

政令で定める緊急整備地域におきまして、民間事業者による都市計画決定等の提案など都市計画の特例、金融支援、そういったものを、大胆な形で国の施策を集中するというのが法案の趣旨でございます。

冒頭申し上げましたように、この緊急整備地域において初めて運用されます、例えば都市再生特別地区に関する都市計画の運用、これは、地方公共団体が都市計画の手に沿ひまして、公聴会、説明会、あるいは都市計画の案の公告縦覧といっ

たような情報公開、住民参加の手続を尽くしてこれを運用するという部分は変わりませんので、御指摘のような問題はないというふうに考えております。

○瀬古委員 現在の手続の中身でも、都市計画決定がされる中でも、きちんと住民の声が反映されていない、零細な地権者や賃貸契約者が追い出されているというのが現実でございます。

では、都市再生基本方針の策定とか緊急整備地域の選定に当たって、どのように各地域や市民の意見を十分に反映する保証があるんでしょうか。策定とか選定に当たって住民参加を保証されているんでしょうか。とりわけ今言われたような都市再生の緊急整備地域の指定、それから都市再生の緊急整備地域の指定に関する整備方針というのがつくられていくわけですが、これは、都市計画審議会に諮るとか、公聴会を開くとか、都市マスタープランとの整合性を見るときか、こういう手続は行われるんでしょうか。それはいかがでしょうか。

○山本政府参考人 法律で定めます都市再生緊急整備地域及び地域整備方針でございますが、この緊急整備地域は、都市再生のために国の施策を集中する、この特別措置法で用意されます特別措置による努力を集中すべき地域でございます。それから、その特別措置を運用する方針として地域整備方針が中心につくられるわけでございます。その地域の指定、これは政令で指定いたしますけれども、その政令の立案に当たりまして、あるいは地域整備方針を都市再生本部が定めるに当たりまして、住民に対して最も身近な関係地方公共団体の意見を十分に反映させるということを法律的に担保しております。

これは、地域指定をしただけあるいは地域整備方針を定める場合に必ず公共団体の意見を聞かなきゃいかぬ、意見が出てきた場合にはこれを尊重しなきゃいかぬということが法律上求められることとはもちろんでありましても、関係公共団体が、ここは地域として指定されるべし、あるいは

その地域整備方針の中にこういうことが盛り込まれるべしと考えられた場合は都市再生本部に対してこれを申し出ることができるということが明確に法律に規定されておりますので、そういった地方公共団体との徹底的な意思疎通のもとに、すべての国務大臣で構成されます都市再生本部で案を論議し、閣議で決定し、あるいは本部で決定するという仕組みになっております。

このように、関係地方公共団体、全庁から幅広く意見を集約するというのを法律的に手続上担保しておりますので、これをもつて公平、中立性を確保できるというふうに考えております。

○瀬古委員 大変問題はと思うんですが、もちろん、地方公共団体の意見を聞くということとは当然です。しかし、実際には、そこに住んでいる人たちの声がどういうふうに反映されるか。その住民の皆さんの声は、地方公共団体がもういいですと言えはそれで終わりなどということにはならないと思うんですが、やはり、今の都市計画のやり方、少なくとも、皆さんが今まで掲げている内容でも、そこに住んでいる住民がどういう声を持っているのかということとをきちっと聞く、そういうシステムもなければ、これは集中すべき地域だからもう自治体の声を聞けばすべて進んでいくんだということになりますと、今でも住民の声を十分聞かないまま開発が進められているのが、もつと強力に進められることになると思うんです。

そういう点では、その計画内容などをどうやって市民に公開し、徹底した住民参加の保証をつくっていくのかということ、私はもつともっと考えなきゃならないと思うんです。

それから、ある意味では、今回特区がつくられますと、都市計画とか建築基準法を外して開発が行われてしまう、そういう点では重大な地域の改変が起きる可能性があるわけですね。こういう問題についても、自治体だけの意見ではなく、ちゃんと住民の声が聞けるという保証をつくるべきだ。例えば公聴会を開くとか、都市計画審

議会にきちんとそういう計画も、地域指定やそれから整備方針もちゃんとそこで諮られるとか、こういう保証は全くないないでしょうか。

○澤井政府参考人 ただいまの御質問は、指定されました緊急整備地域の中で、例えば都市再生特別地区という今回新しくつくります都市計画を定める場合のことと理解いたしましたので、お答え申し上げます。

この都市再生特別地区は、従来の都市計画制度では民間の創意工夫を十分に生かし切れないという観点から、自由度の高い計画を定めることができるようにすることをねらいとしたものであります。

都市再生特別地区は、緊急整備地域において定めるものとしておりますけれども、先ほど山本大臣の方から答弁申し上げましたように、前提として、公共団体と十分に意思疎通をしたことを踏まえて定めます地域と、それから地域の整備方針というものがそのベースになっております。

その二段階で公共団体との意思疎通をしているということが一つと、その上に立って、その区域の中で特別地区を定める。これはまさに都市計画の一種でございますので、通常の都市計画と同様に、公聴会、説明会の開催、都市計画の案の公告縦覧、意見書の提出及び都市計画審議会への付議といった住民の意見を反映させるための手続を行うことになっておりまして、こうしたことを通じまして、公共団体の意向を十分に踏まえ、かつ、土地所有者等の利害関係人や関係住民の意見が十分反映される仕組みであると考えております。

○瀬古委員 実際には、枠を決めてから後で話を聞くぞという、こういう姿勢では本当の住民の声を反映できないと思います。とりわけ、その聞く期間も大変短いんですね。都市再生特別地区を決めて都市再生事業を行うとする民間事業者は、土地所有者の三分の二以上の同意で都市再生特別地区の決定等を提案することができ、このようにしております。これに対して、六カ月以内に都市計画決定権者は判断して通知を行わなければな

るべきだ。例えば公聴会を開くとか、都市計画審

らない、こうなっているんですね。そのために必要な市街地再開発事業者等の認可、認定それから承認は三カ月以内となつてゐる。もうスケジュールがびつしり決まつていて、その間にどんな決められていっちゃう。その中で、どんなに住民の声を聞く保証があるんだろうか。

今でもいろいろな開発がなかなか進まないというの、住民の音が十分聞かれていないということからおこれている場合が多いと私は思うんです。おこれているのはおこれているの理由があるんですよね。こういうものをしっかりと聞けるような担保が必要だと思ふんです。

こんな、期日をきちつと決めて短期間にやるということになると、住民からの意見書の審査さえまともに行われないんじゃないかと思ふんです。その点、いかがでしょうか。

○澤井政府参考人 ただいま御議論賜つております都市再生特別措置法案は、全体として、先ほど来答弁申し上げておりますように、民間の力を最大限に引き出すために特別措置を講じ、都市の再生をその力でもって進めていこうということが基本スタンスでございまして、その際、民間の目線に立つて行政運営をしていこうと。その場合に、やはり時間のリスクというのが一つの最大のネットワークであらう。そこで、この時間のリスクの軽減が必要であるという認識のもとで、民間の時間感覚に合わせて、都市再生事業に係る都市計画についても、一定の期間内、すなわち仰せの六カ月でございまして、決定あるいはその他の判断がされるように公共団体に特に求めているという趣旨でございまして。

今先生の方で仰せでございすけれども、都市計画の提案に当たりましては、土地所有者等の三分の二以上の同意という手続を要件としております。これは、一つには、提案の内容について責任を持った提案をいただくという趣旨があるわけでございますが、この同意を取得する過程におきまして、住民への情報公開、調整等が十分図られるよう徹底していきたくと思つております。

さらに、提案を受けた後には、先ほども申し上げましたけれども、公聴会、説明会の開催、都市計画の案の公告縦覧等、必要な手続がなされます。これは、通常の都市計画決定と同様に、情報公開、住民参加の手続が十分尽くされるように、適切に対処してまいりたいと思つております。

○瀬古委員 例へば三分の二の問題にしまして、大手のデベロッパーがほとんど土地を買占めて、その大部分、住民の地権者としての権利を持つていく。そういう中で、短期間でこういう決定がされていくという点は大変不安だと私は思ひます。

大臣にお聞きしたいんですけれども、昨日、本会議でも、子供からお年寄りまで多くの人が住んで憩えるような、そういう空間が必要だということに御答弁されていたと思ふんです。私は、この法案で、民間活力というけれども、何をしようとするのかということが大変明確になつてきていると思ふんです。やはり民間の計画した開発をとにかくタイムスケジュールにのせてこり押ししていく、そして反対している住民を追い出していく、こういう構図ができてきていると私は思ふんです。

具体的に私はお聞きします。例へば、そこに巨大なオフィスビルを建設する、大企業が使う二十四時間の都市をつくる。住宅は建っているんですけれども、私も聞いてみましたが、六億円のマンションとか、子供もお年寄りもみんな仲よく憩えるなんというビルじゃないんですかね、はつきり言つて。それで、子供のいない都市もでき上がるというところがございまして。現に赤坂では、千五百人居住しているマンションで住民登録をしているのはわずか一割、百五十人なんです。大半はどこかの会社の役員だとかそういう形で、そこに住んでいる人はほとんど住めなくなつてしまふわけですね。

そういう意味では、やはりこれがどんどん幾つかの地域で行われていいたら、先ほど東京砂漠という話が出ていましたけれども、まさにそういう

事態になつていくんじゃないか。

今、都市再生というなら、例へばシャッター通りと言われる商店街、失業、倒産でふえるホームレスの問題、庭のない定員オーバーの保育園、一時間二時間もラッシュにもまれて通勤しなきゃならない状況、何回申し込んでも当たらない公営住宅、十年も待たなければならぬ特養ホーム、汚れた空気と海水浴もできない海とか、都市再生という場合は、そこに住んでいる人たちが今願つてゐる、本大臣が言われるように、お年寄りも子供たちもやはり健康で住み続けるという町をどうつくつていくかということではないといふ町に、ともかく民間開発がどんどん早く進めるようなこういう都市計画のあり方、都市再生の事業というものは大変問題だと思ふんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○扇岡務大臣 先生に今言われましたところ、まさに私たちは、それをしていこうと思つて法案を提出させていただいてるところでございまして。例へば、都市再生特別措置法の第一条の「目的」、ここに書いてございすように、「都市の居住環境の向上」というふうに一言で書いてありますけれども、これは、中身でいへば、少なくとも、居住の向上というのを重要な柱として出したということとは、それは、必要な住宅の確保であるとか、あるいは住職近接、近いところに住んで仕事ができるようなまちづくり、そして快適な、今回は環境が行き届いた、そういうまちづくりをしたいと思います。

そして、今先生は、民で買い占めて、民がやっていることがいけないとおっしゃいますけれども、はるかに民の仕事、やはりスピード感があるわけですね。官の仕事が余りにも時間がかかつてゐる、高コストだとも言われております。そういう意味では、民のいいところ、官から民への移行ということも今回の法案の大きな柱になっておりますので、私は、ただオフィスビルだけではなくて、少なくとも住宅とか、あるいは文化施設であるとか、環境とか育児施設であるとか、あらゆるものを今回は整備するというふうにしたいと思つておりますので、民のいいところ、スピードアップというのが一番私は民はすじいと思ふんです。

ですから、官から民へという今回の都市再生に關しまして、官のスピードが遅い、高コストと言われるものを、民の活力でスピードアップとコストダウンを図つていく、そういういい面を利用していきたいと思います。

○瀬古委員 なぜ進まないのかということについては、やはり住民の意向、そういうものを官も一定の配慮をしないかぬという問題で、おくれしているということがあるわけですね。それをかなり捨てて、民がやることについてどんどん時間をアップさせて、住民の音も十分聞かないようなやり方で行つていくということになったら、どんなまちづくりになるのか。聞いてみましたら、一世帯平均一・八人しかいないとか一・二人しかいない、本場に味気ない町になつていくということはどう目に見えております。

時間がある参りましたので、引き続き十分つて議論したいと思つております。きょうは都市再生開発法改正の法案についてやれなかったもので、関係者の皆さんには申しわけございませんが、これで終わらせていただきます。ありがとうございまして。

○久保委員長 日森文尋君。○日森委員 社民党の日森文尋でございます。前回は、大変失礼いたしました。委員長からおしかりもいただきました。きょうは、委員長の御指示をしっかりと守つて発言をしていきたいと思つております。

最初に、前回も大枠をお聞きしたんですが、それからきょうの午前中、午後の論議を通して、どうもこの法案で言っている都市再生の理念というのが極めて抽象的であつて、イメージを私の頭の中でなかなか結ぶことができない。いや、大臣、それぞれのおっしゃっていることを聞くと大変すばらしいわけですが、しかし、法律にはそ

いうことは書かれていないわけで、どうもイメージがわかないわけです。

そこで、その第一条で、都市機能の高度化と居住環境の向上ということをおっしゃっていて、それはそれなりに大臣から、いや保育所もつくりますとかホームもあつた方がいいとか、それから低層の住宅もあつた方がいいとか、緑もたくさんあつた方がいいというお話を聞いているんですが、本当にそうなるのかという気持ちはまだあるんです。そういう意味で、改めて理念についてお聞きをしたいと思います。

それから、昨年四月の緊急経済対策の中に、都市再生、土地の流動化ということが盛り込まれました。そして、今回の都市再生が恐らくこれと連動して登場してきたというふうに考えていいと思うんですが、我々からいうと、その問題も、昨年四月のことも、どうも余り理念がはっきりしない経済対策という気がしてならないんです。

同時に、今回明らかになっているのは、一千四百兆円も金融資産があるじゃないか、これを何とか使つてやろうじゃないかという話になっているんですが、そう考えていくと、どうも理念が余りはっきりしなくて、事業だけが先行していつて、しかも民間の権限が物すごい大きくなるということに思えてならないんです。ゼネコン救済じゃないか、いや、ゼネコン再生の中身を持っているんじゃないか。しかも、理念を示さないというのは、実は民間に丸投げしてしまうから理念がなかなか明確に示せないんじゃないかという気もあるんです。

ちよつと言葉はきつくなりましたけれども、改めてお聞かせいただきたいと思います。

〔委員長退席、実川委員長代理着席〕

○副国務大臣 今、日森先生、理念がないとおっしゃいましたけれども、私は、けさからあらゆることを申し上げてきたと思うんです。法律の中の文言一つ一つにそういう意味を全部含めて、今後、二十一世紀型の国土のあり方はどうあるべきかということを、私、申し上げてきたつもりでこ

ざいます。その中に細部にわたつての言葉が一つ一つ載つてないじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、それは、私は、都市再生本部できちんと論議していく理念をけさから申し上げた次第でございます。

御存じのとおり、我が国のこの都市というのは、あるいは国づくりの基本というものを考えれば、関東大震災、そして戦後と、大きな山を私たちは越えてきたわけでございます。けれども、なぜそのときに基本計画がもつてきていなかったんだらうか。

例えば、先生はまだお若くて御存じないでしょうけれども、私は、終戦後、一番先に言われましたのは、名古屋の百メートル道路、そして姫路の百メートル道路、そのときにみんなが、うそでしょう、百メートル道路なんて何の役に立つの、あんな広い道路をと言いました。けれども、今考えれば最先端を行っていたんですね。しかも、それがもう既に狭くなっている。

そういうことを考えれば、あの関東大震災でありますとか戦後の復興のときにきちんとした都市計画ができていれば、またお金がそれに付随していれば、私はもつとできたという後悔心はたくさんございます。

例えば、首都高速道路だつて、あれを二階建ちにしていけば、最初は四車線が二車線になったわけですけども、あれを二階建ちにして、上に乗用車、下にトラック、そうしたらメンテナンスも半分で済んだじゃないかと、いろいろな歴史の中で我々は後悔しながら、もしあのときああしなれば、ああしていればという、その反省も含めて、我々は二十一世紀の初頭に、今のこのままでは日本の都市も地方も疲弊してしまふ、そして過疎と一極集中が余りにも格差ができてしまふ、そういうことも考えながら、何としても二十一世紀型の国土づくりの一環として、まず一番近々に言われている都市再生から手を挙げて、そしてつくつて、そしてその一つができていけば次の予算でいろいろなところへ配分ができる。延々と十

年、二十年計画で一つのことだけしかやっていなくて、広く浅くやっていったのでは全部が停滞する、そういう意味で今回の法案を出させていだいたのが原点でございますので、御理解いただき、また、いろいろな御意見をこの委員会ですべていただければと思っております。

○日森委員 百メートル道路の話は全くそのとおりで、何か東京にも実はそういう計画があつたんです、残念ながらできなかったんですが、それはそれとして、例えば、これはちよつとここで言うことが当たっているかどうかわかりませんが、サンフランシスコ。都市というふうにみるとニューヨークを思い浮かべて、東京もそうなるんじゃないかという不安もちよつとあつたんですが、サンフランシスコのミッションベイというところの開発があるそうなんです。

先ほど、本当に人が住める快適な町が今度の法案の目的なんだというふうに大臣は明確におっしゃったんですが、その際、例えば、ここが大変広いところなんです、民間のディベロッパーが開発するときに、これはちよつとこの前も触れたんですが、負担を物すごいするわけです。公共施設、これをつくるのに民間ディベロッパーが負担をするんです。そういう制度になっている。

例えば、公共施設やアメニティー施設、レクリエーション施設、こういうものは全額民間のディベロッパーが負担してつくる。それから、千人規模の保育施設、これも、例えばオフィス街に近いところはディベロッパーの負担でつくるんです、全額。そうでない、居住地域については、市がディベロッパーから負担金をもらつてつくる。もちろん、折半とか三分の一とか、負担金はあるんでしょうけれども。それから、文化施設や学校、消防署、こういう生活に必要な施設については、ディベロッパーがちゃんと負担しているんです。

そんなことをやったらだれも受けないよという話になるのかもしれないんですが、しかし、それぐらいきつちりしていかないと、大臣がおっしゃるような都市というのはつくれないんじゃないかと思つていらっしゃるんです。そういう意味で、ここで紹介しておきたいと思うんです。

実は、そういうことが今度の法律の中に盛り込まれていないのではないかと。ともかく規制緩和をして、いろいろな資金も援助をあげて、民間がやりやすいようにしてあげるけれども、しかしもう一方で、本当に、民間の、企業のためのまちづくりじゃないわけですから、その地域のまちづくり、コミュニティをつくるわけですから、ではその企業やディベロッパーはどんな負担をしていただけるのか、どんな負担をしていかなければならないのかということについて明記されていないんじゃないか。それについてちよつと関連してお聞きをしたいと思います。

〔実川委員長代理退席、委員長着席〕

○澤井政府参考人 開発プロジェクトにおける開発者の負担についての御質問でございますけれども、これはプロジェクトによつてさまざまな形が実際ございます。普通地区内いわゆる二号施設のような道路とか公園よりも、もつと身の回りの公共施設のようなもの、これをディベロッパーがみずからの負担で整備をし、それから都市計画決定されたような大きな施設については公共が整備をするということが一番標準的な格好ではないかと思つております。

ただ、一つここで問題なのは、今回の制度の中で無利子貸し付けという支援を創設しておりますけれども、大臣もしばしば仰せのように、東京二十三区においても、都市計画道路の整備率はまだ五五%でございます。したがつて、大きなプロジェクトをやる場合には、当然そういった道路の整備が必ず必要になりますけれども、むしろそういう整備がまだ届かない地域で行われることが多いというのが通例でございます。

時間リスクということをしばしば申し上げておりますけれども、道路整備のタイミングとディベロッパーなり開発をしようとする方が開発をしよ

うと思う時期とが合わないということが、一つのいわばリスクといえますが問題、開発を進める上での阻害要因になっているということが、先ほどの二百数十プロジェクトのヒアリングの中でも改めて明らかになっております。

今回、無利子貸付制度というのを設けましたのは、それによりまして、公共施設整備の一部、道路整備の一部を開発者の側で立てかえていただいて、後でちゃんと補助金等でまた引き取っていく。これはいづれ公共でやるべき施設である、そんなような工夫をすることによって、公共施設とプロジェクトとのタイミングを合わせていくということが事業の促進に大変効果的であろうということ、そういう支援制度も始めているということ、その辺、いろいろな工夫をしまして、開発に必要な公共施設の整備をこれからも進めていきたいと考えております。

○日森委員 お話はわかりましたが、しかし、大規模な開発となればそれだけ公共的なスペースだとか施設が必要になるわけで、それについては、一部についてはそういう格好でできるかもしれないけれども、その他については当該の自治体で負担しなさいとかいう話になってきたら、それこそ大変な話になっていくわけであって、それについては、ぜひ具体的な問題として配慮をする必要があるんじゃないかということをおっしゃっていただきたいと思います。

それから二点目になりますが、不動産経済研究所というところがあるようなんです。ここの調査によると、二〇〇〇年以降、首都圏で二十階建て以上の高層マンションが二百棟、都区部では百二十五棟ぐらいつくられているという調査結果があるようです。これも、私のイメージでいうと、政府の都市再生はこういうものをどんどんつくっていく、摩天楼とまではいかないですけども、そういう方向に行くのではないかと心配をしているんです。

これは本当に国民が望んでいる都市再生ではないのか、これはいろいろな人が同じよう

な質問をされました。先ほど、ああ、なるほどなと思ったのは、ヨーロッパの例をどなたか引き合いに出しまして、自分でつくった町だから愛着がある、愛着心があるというふうにおっしゃった方がいらつしやうて、まさにそのとおりだと思っただけです。

だから、本当に国民が望む、いや、そこに住む方々が望む都市再生、まちづくりということとは一体どういうことなのか。考えていくと、どうも、政府主導で高いものをばんばんつくるんだというふうにはかきえないわけなんです。実際は、緑をもつとつくるとか、アスファルトから熱気がないようにしようとか、緑の回廊とか、緑を再生しようとかいうところで、本当に人が快適に住める町こそ国民が望むまちづくりではないかというふうに思っているんですが、それについて御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○山本政府参考人 国民の望む都市再生についてどう考えているのかという御指摘であります。政府が取り組んでおります都市再生につきましても、従来の高度経済成長期の方向性と明確に異なる点がござります。それは、かつての都市集中の中での都市政策の方向性は、新しい市街地をきちんと秩序立ててつくって、集まってくる人口を的確に収容するという方向に向いておりました。

今日、都市再生というときに、向かっております方向は百八十度違います。現に人が住んでいる地域、既成市街地について、将来にわたってきちんと使っていくようにというふうに変えていくのかという方向性でござります。特に、町の中心に近い大切な土地を、その土地が持っている本来の効用に沿って長い間きちんと使えるように改善していくというのが一番大きなターゲットでございます。

したがって、土地柄によりましては、先生御指摘がありましたような、セントラル・ビジネス・デストリクトといいますが、中心業務市街地でありまして、摩天楼のようなビルディングが出てくるケースもござります。しかし、土地柄に

よりましては、身の丈に合った、きちんとした共同住宅を供給するという意味で、そういう意味できちんと土地を利用するというケースも想定しているわけでございます。

そういったことを考えますと、町の真ん中に近い大切な土地をきちんと使うというこの都市再生の政策と、あわせて、それによって余裕が出てきた部分を使って緑あるいは水辺を保全し、失われたものを復活させていくという政策も初めて可能になるわけでございます。おっしゃったような問題意識は、この特別措置法が企図しております政策分野と表裏の関係にある、一体の政策であるというふうにとらえております。

直近の都市再生本部におきましても、昨年の十二月四日におきまして、水と緑のネットワークをきちんと実現するために都市環境インフラの再生をするんだということを都市再生プロジェクトとして決定していただきました。今、関係公共団体と具体的な手順を進めているところでございまして、そのほかにも、重点分野として、バリアフリーでありますとかヒートアイランド対策等も掲げております。

そういうことで、今申し上げましたような姿勢で居住環境の向上に努めているということをお理解いただきたいと思います。

○日森委員 次の質問と関連するんですが、そういう、本当に、これから長く使っていく、恐らく五十年、百年使える町を都市再生の中でつく話なわけですから、負の遺産を解消するために今度都市再生をしようというところで、再生された都市は五十年、百年というスパンで、みんなから愛されて使われていく町になるわけでしょう。そういう町をつくるのに、実は非常に期間が短くて、急いでやれということになっているわけですよ。それがまた一つ心配で、しかも、地方分権に逆行するような、住民参加がないとか、ないとは言いませんけれども、それが非常に、保証がされていないとか、そういう問題があるんです。

例えば、先ほど申しましたサンフランシスコのミッションベイですけれども、実際に計画がつくられて、みんなが納得して、仕事が始まるまでに二十年近くかかっているんです。試行錯誤を繰り返して、最初は摩天楼のようなものをつくらうという話だったわけですよ。ところが、地域の環境団体や住民団体あるいは市当局も、いろいろ議論していったら、これはまずいと。もともと中低層で、たくさん人が、安心して、もちろん低所得者も住めるようなそういう住宅をちゃんとつくりたいかぬとか、そういう議論が何度も何度もあつて、結局、二十年近くかかって、みんなが合意できたまちづくりが始まったんですよ。だから愛着を持って、どなたがおっしゃったように、長く使っていく町になるわけです。それこそ都市の再生じゃないかというふうに私は思っているんです。

しかし、残念ながら、そういう意味では、もう皆さんが指摘したとおり、住民参加がないというような問題や、地方自治体が、確かに協議したり意見を具申することはできるけれども、この問題に関しては最終的な決定権を持っていないとかいうことで、本当に、先ほどおっしゃったような、長く使える、愛される町ができるのか、大変疑問なんです。

この法案は、都市再生本部というのは内閣にあって、内閣総理大臣、小泉さんがトップにいて、そしてやっていくわけですね。小泉さんが、まあ小泉さん個人が判断するかどうかわかりませんが、最終判断していく。

それで、この第五条で、地方公共団体は地域指定の申し出をすることができるといふふうになっていますし、それから、地域指定の政令立案で関係地方公共団体の意見を聞かなければならないといふふうになっているんです。それは、義務になつていないんでしょうけれども、しかし、最終的な意思決定は本部が決めるということなんです。フィードバックがあるのか、住民団体や自治体との間に何度も何度も行き来をしながら、長く使える、愛される町をつくるための努力が本に行わ

れるのか。期間的にどうもできないんじゃないかという気がしてならないんです。

そういう意味では、地方の独自性とか地方からの発想をどれだけ取り入れてやっていける法案なのか、大変疑問でならないわけです。それについてちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○副国務大臣 日森議員のおっしゃることもよくわかりますけれども、私は、例えて例を挙げさせていたで失礼ですけども、私、神戸出身でございまして、阪神・淡路大震災、七年たちました。いまだに完全に復興しておりません。それは、多くの皆さん方があれだけ大きな地震の災害に遭ったにもかかわらず、市と県と市民と県民と、多くの皆さんの意見が一致しての、新たな神戸の、阪神・淡路大震災からの復興ということがいまだに遅々として進んでいない。あの現状を見ると、我々は、何としても国民の生命財産をまず安定させ、安心な都市づくりをしななければならぬ。再び関東大震災が起こったらと不吉なことを言うつもりはありませんけれども、やはり住めば都で、どんな長屋であろうと、どんな小さな町であろうと、細い路地なら細い路地ほど私は御近所の親近感が出るのは当然だと思ひます。

けれども、少なくとも地震列島に住んでいるというその観念からいえば、都市再生と都市開発とが一体にならないければ、これは事が進まない。戦後今日まで五十数年たつて、いまだにできていない部分が多過ぎる。そういう意味で、国民の安全、安心と、そして都市再生と都市開発と全部一体にしてというのが今回の法案を一緒に提出させていた大きな基本でございまして、先生がおっしゃったような、住んでいる人たちが安心して、そして年寄りも子供も一緒に住めるような、さつきも瀬古先生もおっしゃいました、そういうまちづくりをするためには、やはり整理しなきゃいけない、また再生しなきゃいけないという問題がたかさんあるものですから、今度は再生と再開発と両方出させていたというのが現実でございます。

○日森委員 私、再生しなければいけない町はたくさんあるというふうに通じているんですが、今の法律の中で、本当に自信を持つてみんなが長く住み続けていけるような町をつくることのできるのか。そのためには本当に、二十年かけると言っているわけじゃないんです、六カ月だつてそれは合意できればいいわけですから、そういうシステムがないじゃないのか。

そして、本部が、上から、今までトップダウンという話は何度も出てきましたけれども、システムがなくて、そういうやり方で町をつくつてしまつて本当にいいのかという疑問が消えないんです。地方分権に逆行するという意見がたかさんありました。

またミツシヨンベイの話なんです、こればかりで申しわけございませんが、ここは、やはりサンフランシスコ市が徹底的に関与しています。徹底的に最初から最後まで、計画段階からもう全部かんで、むしろ民間デベロッパーが市の都市開発局に、どんな町をつくつたらいいのかというふうにまちづくりの設計を依頼したのです。市はデベロッパーからお金をもらつて、そしてコンサルタントにお金を払つてさまざまなプランを出してもらつて、そしてそれをたいて住民の側に知らせる、そういうまちづくりの方法をやっているのです。

地方自治体が、いわば主導権、民間の力をかりるけれども、かりるために容積率を緩和したりいろいろな資金を援助したりということは当然あると思ひますが、そういうインセンティブは行いながらも、結局、公がきちんと責任を持つてまちづくりをやっている。そういう意味のまちづくりをしていかないとならないのか、分権の時代、なおさらそうではないのかという思ひがずっと消えないんです。

これだけは例外だとおっしゃるんですが、例外が十年もやられるわけですから、あるいはもっと長くなるかもしれない。そうすると例外が例外ではなくなくなつてしまふ。こんなにお金を使つて大事

な町をつくるのに、地方自治体が実際に関与できないような制度でいいのかということをもう一回聞きたいと思ひます。

○澤井政府参考人 申し上げるまでもなく、都市再生のテーマ、いろいろございまして、全体としては公共と民間が的確に役割分担を進めていく、言葉で言つてみますと非常に抽象的で恐縮ですけども、そういうことだと思つております。その中で、特に民間は建築活動の大宗を担つております。そうした民間の力を最大限に引き出すために特別の措置を講ずるというのが、この特別措置法の主要な内容でございます。

仰せのとおり、この法律全体として、例えば金融支援につながる優良な都市再生事業の認定については五年間、それから法律全体については十年間という期間が法文上出てまいります。これは、基本的には都市再生自身は大変長い課題でございまして、その期間で終わるということではなくて、そうした特別措置等につきまして、今までの段階でその施策効果等を点検すること、これが一つ。

それから、特に五年につきましては、この法律が成立して、施行されてから、ではやってみようというところで構想の検討を開始したプロジェクトでも、五年あれば認定を申請するぐらいまで具体化するのに十分な時間であろうということで、一たんそこで切つて、いずれにしても、全体として、そういう時間を切るによつてスピードアップを図つていこう、逆にインセンティブとしての効果を高めていこうという、いろいろな思ひでそういう期間を法律上セツトしているわけです。

ただ、五年あるいは十年といひしても、そこでプロジェクト自身が終わるという期限ではございませんで、例えば、一たん金融支援を受けたプロジェクトについては、プロジェクトに必要な期間この金融支援は続きますし、また、特別の都市計画であります都市再生特別地区についても政令

で指定された地域ということが前提となつておりますので、法律自身が時限になりますと、その特別地区に基づいて建つた建物が、逆に、法律がなくなるによつて既存不適格建築物になるというような変な話にもなりまして、そういう意味で、狭い意味での時限措置にはなじまないと思つております。

いずれにしても、そういう期限を切るによつて、そこで施策効果を点検し、次の方向をどう展開していくかを十分見直し、検討しよう、こういう趣旨でやつていこうということを御理解賜りたいと思ひます。

○日森委員 ありがとうございます。今の答弁は、次の質問の答弁でございまして、分権の話をお聞きしたかったのですが、それはわかりました。次の質問と一緒に、改めて、分権とか、住民参加の問題についてはお聞きしたいと思ひます。

法の第二十一条で、民間都市再生事業計画の認定基準を見ると、一つは、市街地の緊急な整備に貢献、地域整備方針に適合、迅速かつ確実に遂行するために適切、この三つが認定基準になっているわけです。これだけ見ると、本当に最初にもう事業ありきという思ひがしてなりません。最初にとにかく事業をやればいじやないか、この基準を満たせば、認定をして、事業をどんどん進めていこうじゃないかというふうになつていっているのです。

大臣は、この間も、国土交通省は住民参加は一番進んでいるのよ、こうおっしゃつて、ITの問題、これなんかはずつとおっしゃられていたのですが、こういう問題については、都市再生の中では排除されているんじゃないか。せつかく国土交通省が道路をつくるときにブリックインボルブメントの問題などを試行的に始めて、それなりの成果が上がつていこうと思ひます。ヨーロッパなどに比べるとまだまだおくれいと言われればそれまでなんです、しかしそれは、努力は努力として僕はたいに評価したいと思つていいます。そ

それが今度の問題では十分生かされていない。むしろ排除されていて、今度、これはやらなくていいのか。せっかくいいことで、住民参加で、住民の意見を聞きながらやろうじゃないかということを始めてきたのに、この目玉商品といえますか、この国の経済の再生まで一緒に担おうじゃないかというぐらゐの大規模プロジェクト、しかも長く使い勝手のいい町にしたいということに、その制度がない。この辺はどう担保されているのか、お聞きをしたいと思います。

○澤井政府参考人 民間都市再生事業計画の認定に当たって、住民への説明はいかに担保されるか、こういう御質問と承りました。

この国土交通大臣によります民間都市再生事業計画の認定自身は、後に民都機構による金融支援につなげるものでございまして、プロジェクトの内容の優良性自体を判断するものというところでございまして。都市計画決定につながるような、その前段としての何かの手續ということもございまして、住民への説明といった手續は認定の要件とはなっておりませんけれども、その認定基準の中に、「工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること」という規定がございまして、こうした基準との適合性を審査するに当たりましては、地元住民への説明が適切になされることにより、事業を迅速かつ確実に遂行できるかどうかといったことがチェックされることとなります。

また、認定に当たりましては、あらかじめ関係地方公共団体、当該プロジェクトの地元関係地方公共団体の意見を聞かなければいけないということになっておりますので、こうした際にも、住民との関係がどのような状況になっているかということが把握されることになるものと考えております。

さらに、認定事業について民間都市開発推進機構が金融支援措置を行う際には、例えば、住民とかなりトラブルがあつてその先の展望がまだ明らかでないというような場合には、逆に、民間都市開発推進機構におきます金融支援機関としてのリスク管理の一環として、当該事業についてさらに地元住民に適切な説明がなされているかどうかといった状況を改めて把握するというケースもあろうかと考えております。

○日森委員 非常に残念なんです、せっかく国土交通省が、恐らくほかの省庁に先駆けてこういうPFIなんというのを始めたと思うんですが、それをぜひ生かせるような、そういう措置もぜひ講じていただきたいというふうに思っております。ちよつと時間がなくなつてきましたので、また委員長におしかりを受けますので、次に移りたいと思います。

第二十九条で、民都機構の事業として、認定業者に対して無利子貸し付け、出資、社債取得、認定業者が整備する建築物や敷地の取得、収用などもできるという規定を定めてありますけれども、随分至れり尽くせりではないのかという気もしているんです。

心配なのは、午前中もパブルの話がありましたけれども、その貸し付けや出資が本当に回収できるのか、そういう保証はどこで担保されていくのか、また、それと同時に、今問題になっている、不良債権化したり、そういうおそれはないのか、そういう心配があるんです。その辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○澤井政府参考人 御指摘のように、この法案におきましては、民都機構は、民間事業者に対しまして、無利子貸し付け、出資、社債等の取得、それから債務保証といった金融支援を行うこととしておりました。これらの金融支援を通じて、民間事業者の民間金融市場における資金調達円滑化を図るという、いわば呼び水効果をねらつております。

近年、金融環境の変化に伴ひまして、民間事業者のコーポレートファイナンス、従来の伝統的なコーポレートファイナンスによる資金調達が困難となつていくこと、民間事業者の側でも、バラン

スシートあるいは資産効率を重視した経営の観点から財務負担の増加を回避する志向が強いことなどから、いわゆるプロジェクトファイナンスによる資金調達の必要性が高まっております。

しかし、不動産証券化市場など我が国のプロジェクトファイナンスはまだ未成熟でありますことから、資金調達の困難な公共公益的な部分、当該プロジェクトの公共公益的な部分を中心に本法案において民都機構による必要な支援を行うとするものであります。直接金融市場の育成の必要性にかんがみまして、決して過重な支援を行うものではないと認識しております。

また、こうした金融支援全体を通じて、全体として公共公益施設整備費を限度としておりまして、民都機構において、審査の厳格化、適切な債権保全措置などを講ずることによりまして、リスクを最小化、言いかえしますと、事故率を極小化しながら全体として健全な運営を図っていききたいというふうに考えております。

○日森委員 ぜひ、そういう心配のないように手当てをしていただきたいと思ひます。

続いて、政府は、第三十条で、民都機構に対して道路整備事業費の一部を貸し付けるといふようにしております。その償還方法は政令で定めるというふうになっております。

二十九条の認定事業者への貸し付けなどこの三十条と合わせて、来年度予算に計上した合計額とその内訳をまずお聞きしたいと思います。それから、政令では何年での償還になるのか、これについてもあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○澤井政府参考人 本法案に基づき民都機構が行います支援業務に關し、平成十四年度予算案におきましては、国費百億円を計上しております。

内訳としては、先ほど言いました道路等とプロジェクトのタイミングを合わせるための無利子貸付業務として十六億円、出資、社債等取得業務として三十八億円、また債務保証業務に必要な基金の造成に四十六億円をそれぞれ計上して

おります。

また、貸付金の償還につきましては、二十年間での償還を予定しております。

○日森委員 続いて、民都機構が、民間都市開発法、不動産特定共同事業法、なかなか複雑怪奇なんです、都市開発資金の貸付けに関する法律など、いろいろな法律が絡み合つていて非常にわかりづらいということになっているんじゃないかと思ひます。これは国土交通省がしっかり交通整理をしていかないと、この特例なんかについても大変理解がたいような内容になっているんじゃないのか、そんなふうには思っているんです。

そういう大変複雑な組み合わせの中で、実は天引きや癒着や利権ということが生まれたりする可能性もあるという心配もしているんですが、こういう問題について何か具体的な対応策をお考えになっているかどうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○扇岡大臣 これが一番肝心なところでございまして、日森議員がおっしゃいますように、この民都機構に關しましては、少なくともチェック機能を課するというところで、このチェック機能として、民間各界の有識者、それによります評議員会を設置してございまして。名簿を一言言うのは避けまされども、二十名の有識者によつてこの評議員会を設置し、そこでチェックしていくということとでございまして、今御指摘のようなことはないうように、しかも公明正大にやっていくというのが確保されております。

○日森委員 続いて、三十六条の関係なんです、都市再生特別地区として、容積率や建ぺい率、建築面積、高さ制限、こういうものを全部緩和していくということになっているわけですが、例えば都市計画やまちづくりのこれまでの努力、市町村なんかでやられているということもあるんですが、これを無にしてしまうようなことになりかねないという心配を持っております。

それから、余り実効性がないのかもしれない、具体性がないのかもしれないけれども、多くの市

町村で今マスタープランをそれぞれつくり始めて、それぞれお持ちになっているわけですね。そういうものの整合性とかいうことをどういうふうに調整していくのか。それがないと、全くここだけが特化された町になってしまつて、非常に問題が大きいのではないかと心配があるわけです。これについて、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○澤井政府参考人 都市再生特別地区は、従来の都市計画制度では民間の創意工夫を十分に生かし切れないという観点から、自由度の高い計画を定めることができるようにすることをねらいとしております。

この地区につきましては、決定過程で、三段階、すなわち、第一段階は、政令で緊急整備地域を定める、その際には公共団体の意見を聞き、意見を尊重する、あるいは逆に公共団体から指定の申し出をすることもできる、それからまた第二段階として、政令で定めた緊急整備地域につきましては、地域整備方針が作成されますけれども、その段階でも同様に地方公共団体との十分な意思疎通がある、さらに、具体の都市再生特別地区という都市計画決定に当たりましては、通常の都市計画の一つでありますので、公聴会、説明会、公告縦覧、意見書の提出、都市計画審議会といった、住民意見を反映したための手続がある。

この三段階にわたるこうした手続を通じまして、例えば既存のコミュニティとか地域の歴史、文化など、これまでに蓄積されてきた継承すべきまちづくりの努力があるような場合には、これがまさにいわば新たな都市再生の内容になるようなものとして、特別地区を活用したプロジェクトにおいても結果的に反映されていくことになるのではないかと考えております。

マスタープランの御指摘がございましたけれども、マスタープラン、都市計画の上位計画ということで、それとの整合は十分に図られることになっております。

○日森委員 第二十二条の関係なんです、国土交通大臣は認定申請の受理から三カ月以内に処理しなければならぬ、そういうことも含めて、迅速な処理を他の条文の中でもかなり強調をされているわけですね。

先ほどもちよつと大臣が、お役所仕事は時間がかかるという言葉ではなかったが、何かそういう趣旨のことを言われていて、民間は素早いと。だから、その民間に任せるんだから、ともかく迅速に、スピーディーに仕事を進めていこうということになっているんですが、どうもこの問題だけスピーディーな話が出てきて、この特例についてはともかく急いでやるけれども、あとはのんびりやるのかという、そんなことはないでしょうけれども、どうもそんな感じがして、なぜここのスピーディー、スピーディーというふうに考えているのか。

さつき、神戸の話はお聞きしましたけれども、震災が起きたわけでもないわけですから、何かこの問題だけは、ともかく内閣の目玉だから、随分甘やかしてと言つておかしいですが、そういう意味で非常に特例中の特例としてどんどん進めようということがあるのではないかと。そうすると、他の一般公共事業と随分格差が生まれてくる、不公平が生まれてくる、そんなことにもなるんじゃないかという心配をしているんです。

これについて、ちよつと見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○澤井政府参考人 御指摘の認定期間三カ月といひますのは、今回の特別措置法案の全体の基本的なスタンスとして、民間の時間感覚に合わせて行政運営をしていくという、姿勢の転換を図つていくということがございまして、その一環として、この認定の事務につきましても、三カ月以内とすることによりまして、民間事業者の時間リスクを軽減し、民間の力を引き出し、再生事業を促進していきたいという趣旨のものでございまして、決してこれが過度に優遇するということではないと考えております。

○日森委員 委員長、ちよつと時間が余りましたけれども、質問を終わりましたので、この前の分のお返しをして終わりたいと思ひます。

○久保委員長 西川太一郎君。

○西川太一郎委員 ラストバッターでありますので、よろしくお願ひします。

私は、けさ国会に登院いたしますのにタクシーを使つて参りましたら、私は東京の下町からでありますけれども、国会の正門の中までタクシー代が四千六百円、それから高速道路代が七百円、そして時間は五十分ぐらひかかりましたね。

つまり、高速道路はだれが考えたつて、あれは東京大学を出たり頭のいい人が旧建設省でつくつたのだらうと思ひますけれども、上野の方から二車線、葛飾の方から二車線、二足す二は四なの

に、二足す二が二になっているから、銀座のところで込んで、銀座の手前で込んで、こういうようなことはまことに、快適な都市生活とはほど遠いし、高コスト体質というものを助長するし、やはりこういうことをまず改めていかなければいけないんじゃないか、こう思つております。

それで、けさ、経済産業委員会で大田区の中小企業経営者の方のお話を承つておりましたら、香港から三十万個の部品の引き合ひがあつた。見積もりをして、一個八円で出したら、高いと怒られた。香港では幾らでできると言つたら、三円でできると。それは驚かなかつた。ところが、ドイツが四円でできると聞かされたときにはびっくりした。これはちよつと前段で。

もう一つ前段を申し上げると、東京がもし独立して石原慎太郎さんが大統領になつていくと、国連加盟の、百八十ぐらいあるんですか、その国の中で七番目であります。それは、面積から、予算から、国内総生産。大阪だつて名古屋だつてそうだろう、こう思つております。そうだろうというの

は、結構立派なところにランクされるんだらうと思つております。

が機能していない、こういうふうなことで、アメリカの部分ももちろん足りない。だから、東京、大阪、名古屋を中心に、もちろんほかの都市も、それからそれに相対して、アーバン対ローラという関係もきちつと整備をして、住みやすい日本をつくらう、こういうことで画期的な都市再生ということをお泉総理、副大臣が御一緒に提唱される。そして、今回出されたこの二つの法律案は、私は常々、東京のような大都市、地価が今下がつているとはいへ、かなり高い、こういうところはミクロで純化を、都市計画を進めながら、ある程度まとまつたマクロの中では混在も許される、そして機能をきちつとしていくというまちづくりをしていくべきだという主張をしてきた者としては、大変機能的なよい法律だ、こういうふうにして思つております。

そこで質問させていただくわけですが、都市再生二法案というのは、根本的に民間活力によつて都市再生を図ろうとするものでありますから、デフレから脱出しようとする際に不可欠な民間需要を喚起するという上でも効果のあるものではないかというふうなその期待を持っているわけですが、大臣も、法案の趣旨の御説明の中で、本会議における御答弁でもそういうことをたびたびおっしゃつておられますが、改めて私の質問に対してその点を答えていただきたいと思ひます。

○副国務大臣 西川議員がけさ国会へ来るまでにタクシー代が四千六百円、高速代が七百円、時間のロス、高コスト、これが今、事例を挙げられたことだけではなくて、あらゆる面で日本が世界に伍していけない。物流コストが高過ぎて、産業の空洞化、経済の空洞化、あらゆること起つていくというのが現実でございます。

また、今回、都市再生を進めるに当たりまして、千四百兆と言われているこの預貯金、個人の金融預貯金というものを活性化させなければ意味がない。そういうことも含めて、私は今後それを使つていただくことが最大の経済効果であらうと

思っております。

今回のこの二法案、今、西川議員がおっしゃいますように、思い切った規制改革、あるいは金融支援措置、民間の事業主体によります市街地再開発事業の実施のための措置等を講ずる、こういうことと今までのない、大上段の言い方をして申しわけないのですけれども、そういうことを、まず民間による都市開発事業の道を開いて、今までは民間がやっていることを国がそんなに正面から援助する、あるいは知恵をもうなんということはなかったわけですが、それをしていくということをやりたいと思っております。

少なくとも、都市開発事業、例えば恵比寿ガーデンプレイスあるいは六本木六丁目、さつきからお話が出ています。この再開発、いずれも総事業費が三千億円規模のプロジェクトでございます。そして、約四万二千人に相当する雇用創出が図られました。そういうことで、我々は、民間の需要をますます喚起するという意味でこの二法案を活用していきたい、そう思っております。

○西川(大)委員 私の経験から申しまして、東京における再開発のネックになっております点を今度の法案はクリアしていただけたということを大いに期待できるわけでありまして、大変喜んでおります。

そこで、この法案に賛成をする立場はもとよりありますが、さらに東京とか大都市を、国際都市としての競争力を持ち、すばらしいものにしていくために、関連して質問するわけであります。

何年か前にウズベキスタンに行くことになりました、超党派で行きました。団長は民主党の議員さんでありました。小牧から飛行機に乗って行ったわけですが、ソウルの飛行場に着いて、私たちは飛行機の中で二時間、おろしてもらえないのであります。

では、何でソウルで二時間かという、給油するんですね、給油。タンクはいっぱいあるんですよ、あいているんですね。しかし、ソウルまでの

燃料しか入れていかなかったですね。なぜか。日本の燃料が高いから、それから駐機料が高いから、成田でない、関空でない、小牧なんです。

だから、私は、都市がどんなに再生されて使い勝手がいいものになってアメリカンが上がつても、アクセスする機能といいますが、国際空港のそういう機能というものをきっちと、大規模な空港の整備というようものを近隣のアジア諸国が次から次にやっている中で、ハブ空港どころかスボークの果てにつながることがなることを大変心配しておりますが、この点について、どんな危機感を持っていますか、また、どんな決意でこうしたことの整備を図られるのか、大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○副国務大臣 今、西川議員が指摘されたこと、私は就任以来ずっと頭の中にあり、各所でも言い続けております。

そういう意味で、我々が、先ほど申しましたが、二十五年たつてやつと今回四月に成田が暫定の二本目の滑走路を供用開始いたします。二十五年です。あつという間に隣の韓国では四千メートル級が二本、そして二〇〇五年にはこれが四本になります。そういう意味で、近隣諸国を見ますときに、我々がいかにおくれているか。

今、駐機料のお話をなさいました。成田、関西国際空港、九十万円台です。そして、アメリカ、フランスは三十万円台です。何とイギリスは七万八千円です。そして隣の韓国も、二本のできた滑走路は三十万円です。これも日本の三分の一。これでは勝負にならない。

ありがたいことに、現段階では、東京に乗り入りたい、成田にも乗り入りたいと言っている国が三十三カ国ございます。これだけありがたいと思っておりますけれども、この三十三カ国ある乗り入れたというのを処理できないのが今の現状でございます。ですから、少なくとも私たちは、今回この日本へ乗り入りたいと言っている人がある間に何とかしなければいけませんけれども、この三十三カ国の順番待ちも、二〇〇七年には成田は

パンクします、暫定供用を開始しても。

そうすれば、どうするかということで、私は、あるものを最大限に利用しようということで、羽田も、時間は限定しておりますけれども、今回は使わせていただく、そしてワールドカップサッカーに対しても、昼間もこれを利用するというふうに、我々は国際感覚を持つていかなければ、今先生がおっしゃったように、どうしても物流コストが高くて、だれも日本に来てくれない。客が来ないという時代があつてはいけないということで、心しております。

○西川(大)委員 大臣、まことに恐縮でございます、通告をしていないことを一問お尋ねしたいのであります。それは、昼休みにテレビを、ニュースを見ておりましたら、大臣が記者らに囲まれて、日航と日本エアシステムの統合に対して公取委が異議を表明されると。日本経済新聞によりますと、寡占に拍車をかけることを問題視している、こういうことで、この問題がにわかにクローズアップされてまいりました。

事前審査を公取委員会に持ち込んで、その問題指摘があつて、いわゆる当該の会社によってこれに対する対応がされるんだろうと思っておりますが、私がこの問題について承知しておりますのは、二〇〇二年十月にフェーズ1として共同持ち株会社をつくつて、二〇〇四年にはフェーズ2としてさらに事業再編を行つて完了する、これによつて競争力を非常に強めて、国際化時代の日本の航空事業を強固なものにしていくと。あなたが、シェアが多過ぎるからいけないとかという問題ではないんじゃないかなという気もいたしますが、一方で、新たな競争相手がエントリーできないという点もございまして。

この段階で軽々な判断はできないかもしれませんが、大臣、改めてこの委員会の場でこの問題についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○副国務大臣 このJAL、JASの話に関しましては、私のところに両社の社長が何度もいらつしやいまして事情説明をいただきました。また、ANAの社長からも事情を聞いております。

きょう、公取からどういふ文言の通知が出るかは、まだ私入手しておりませんので、まだ正式なことは言えませんが、私は、三社の社長に申し上げたことは、三社があつてお互いに切磋琢磨することはいいい、けれども、少なくとも、例を挙げて失礼ですけれども、北海道のエア・ドゥ、北海道民が道民の翼だと言つたものが、安かつたらずぐ大会社がその安い料金に下げたしまつて、エア・ドゥがつぶれてしまうようなことをする、それではおかしいじゃないか、下げられるものなら、なぜ最初に下げなかつたんだ、私は、お客様の身に立つて、そして、高いと言われていた航空運賃を下げる方法は、なぜそれで競争しないんだというふうにも申しました。

そして、今回はJALとJASが一緒になつて、国内の需要率が七〇%と三〇%、あるいは六〇%と四〇%、最初から勝負が決まつて、JALとJASが国内線一緒になれば、これは六〇%のシェア、ANAが四〇%のシェア、これでは六対四で最初から勝負にならないというふうなことも言われました。

あらゆる点で、私は、国内がまさに、経営がどうのこうのというよりも、今まで高い運賃を取つて客がなくなつて、そして慌てふためくのではなくて、世界じゅうから乗り入れていますから、運賃の値下げ競争は自由主義社会では常でございますので、お互いにいいところを伸ばして、けんかをしないで、外国へ行くのに、あそこはもめているから国内の飛行機に乗らないよなんて言われないうちに、外国へ行くのになんて国内の飛行機に乗るよと言われるような体制をつくつてほしいというのを指導してきたつもりでございますけれども、今後、公取の報告を待ちたいと思っております。

○西川(大)委員 安定した暮らしと産業の国際競争力を確保するためには、都市再生は不可欠であります。

ります。私は、都市再生というのは産業再生でもあるというふうに思っております。ひとり国土交通省のお仕事にとどまらず、いろいろな役所を巻き込んでやっていただけるものと期待をいたしているわけであります。

しかし、インフラを、特に交通面でのインフラを整備することは大事でありまして、空も大事ですけれども海も大事でありまして、国際港湾というものをやはり大都市周辺に整備しておくということは、野菜まで輸入している時代でありますから、生活のためにも必要だろう、こう思うわけでありまして、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○副国務大臣 少なくとも、今の現状を私たちは恥ずかしいと思っています。国際的に、船が港に着いて荷おろしをするのに日本は二日から三日かかります。欧米先進国は、船が着いて荷おろしをするのに二時間から三時間です。これでは勝負にならない。そして、二十四時間フルオープン国際港湾といえながら、夜中に着いたら人手がない。これでは、私は世界に、言葉だけ二十四時間フルオープンと言っても恥ずかしいのではないかと。まして、荷おろしにそれだけ時間と日数がかかるということだけでも改善しなければいけない。

しかも、御存じのとおり、NACCというので、これは六省庁が関係していますけれども、船が入るときに、無線で私はこの港にこの荷物を積んで入りますよという送信をしますのに、お金を取っていたのです。それで、この六省庁の中で、名前を挙げて失礼ですけれども、旧大蔵系のところは、船主に私聞きましたら、一年間で一番たくさん払っているのは幾ら払っているのと聞きましたら、NACCで一番たくさん払っているのは、一億円を通信費に払っていると。そんなばかなことはない。国土交通省もただにしているのですし、旧郵政省もただにしているのに、このNACCだけでもただにしてくださいと言って、初めて小泉内閣で、財務省も納得して、このNACCもただにしてくださいって、世界レベルに準じ

たというのがやととでございます。そういう意味では、今おっしゃいましたように、港湾の輸送のサービスとしてフルオープンといったことの実績が、言葉と実とが合致するように指導していき、またそう図りたいと思っております。

○西川(公)委員 続けて三問お尋ねをいたすわけでありまして、一問目は佐藤副大臣、二問目は菅大臣政務官、三問目は高木大臣政務官にお尋ねをしたいと思います。

一問目は、都市再生をより強力かつ効果的に進めるために、先ほど来大臣が力強く御答弁をいただきました、国際空港等の整備充実が大事でありますけれども、問題はそこへのアクセスが大事だ、こう思っております。これもあわせて整備をしていく必要があるのではないかと。これを佐藤副大臣にお尋ねをします。

お二人の政務官には、まず皆さんには、大気汚染が非常に深刻でありまして、私の選挙区は東京でも結構大変な地域にあるのです。大きな道路が交差しているところのNOxの濃度が非常に高かったり、これは地球温暖化対策として大きなスケールの問題でもございまして、やはり低公害車を早く導入するということが大事だろう、こう思っています。国土交通省のこの取り組みを大臣政務官に伺います。

そして高木大臣政務官には、私どもお互いに、東京湾は母なる海であります。高木さんは八王子の方ですが、やはり同じ東京都民として、東京湾がまだまだ汚れていると私は思っております。都市再生プロジェクトとして海の再生というものが掲げられているわけでありまして、国土交通省、このことについてどう取り組まれるか、お尋ねをさせていただきます。と思います。

よろしくお願いたします。

○佐藤副大臣 おっしゃられますように、都市が国際競争力を強めていくためには、国際空港、国際港湾の整備充実というのが非常に大切です。そしてまた、それとのアクセスをこれまたしっかりと

しなければ、どんなに空港や港湾をよくしてもアクセスがしっかりとしなければだめであります。

東京圏に限って言いますと、成田空港、さらに羽田。羽田はさらに、さつき大臣が言われましたとおり、拡張ともあわせながら、それと都心とのアクセスをしっかりとさせていくということが非常に重要であると考えております。

さらに、昨年の八月に発表されました内閣官房都市再生本部の第二次決定におきまして、首都圏空港アクセスの利便性向上のために、新たな鉄道アクセスルートの早期整備や関係道路の早期の具体化を打ち出しております。中部国際空港からのもの、関空からのもの、あわせながら、都心といたしまして立派なアクセスをつくるか、我々も国土交通省といたしまして非常に重点的に取り組んでいきたい、そう思っております。

○菅大臣政務官 私の選挙区も横浜でありまして、委員と同じような状況であります。

国土交通省といたしましては、環境自動車開発・普及総合戦略会議というものを設置しまして、今後の低公害車の開発普及に向けた総合戦略を行っていただくところであります。特に、昨年七月に経産省、環境省とともに低公害車開発普及アクションプランを策定し、三省連携して今対策を練っております。

○高木大臣政務官 西川先生の御指摘で、私、地元は八王子なのですけれども、生まれ育ったのは大田区の大森となりまして、東京湾は、ずっと子供たちから見て、また遊んで育ったというところでございます。昭和三十年代まではまだ泳いでいる人たちがいたという形で、私も小学校に入る前までは、自分はずかしくてはいないのですけれども、そういうものを見て育った思い出がございます。

ただ、その後、高度経済成長で東京湾はかなり汚れがひどくなりまして、特に水質汚濁が慢性化しております。都市の再生を図っていくためには、東京湾の水質を改善して、きれいな東京湾をつくるということは緊急な課題でもあると思いま

すし、このため、都市再生本部では、都市再生プロジェクトの第三次決定として、海の再生を図るために、先行的に東京湾奥部について、その水質を改善するための行動計画、これを策定することが決定されたところであります。

これを受けて、国交省が事務局となつて、二月五日、国土交通省、農水省、そして環境省並びに関係地方公共団体と東京湾再生推進会議を立ち上げたところです。同会議においては、平成十四年中、本年中です、水質改善の目標、陸域及び海域で行うべき対策、また水質のモニタリング等、必要な施策を取りまとめた具体的な行動計画を策定することとしておりまして、国交省としては、今後とも、より一層この東京湾の水質改善を図りながら、ふるさとの海ということをつくってまいりたいと思っております。

○西川(公)委員 これで最後の質問にさせていただきます。

この二法が成立した後に、これを運用していく、そして大きな成果を上げていく、そのためにいろいろな環境整備をしていかなければいけないということをいろいろな角度から申し上げてきたわけでありまして、より身近な問題として、恐縮でございますが、私の地元の問題を一つだけ例示をさせていただきます。

私鉄が通っている鐘ヶ淵というところがあるのです。その鐘ヶ淵のところは、いつ行っても一遍で踏切を渡れたことがないのです。もう朝に晩に、細い道にずらっと自動車と並んでいて、地元の墨田区の調べによりますと、閉鎖している時間が九時間三十分。そして、この間、一万六千三百人余の署名を集めて、東京都に、立体交差を早く進めてくれ、そうしないと鉄道によって町が分断されて、再開発自体もできなければ、町としての発展の阻害が大きい。こういうところは全国にたくさんあると思います。これは何もひとり私の町だけではないと思うのでありますが、我々はずっとそういうことに耐えてきた。その隣の交差点は大通りでありまして、今度立

分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者という。以下この節において同じ。）に関する事項

六 費用の分担に関する事項

七 事業年度

八 公告の方法

九 その他国土交通省令で定める事項

- 2 再開発会社は、規準において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該区域内の建築物について借家権を有する者が、再開発会社が取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分をその居住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。
- 3 再開発会社は、規準において第一項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額を負担するのに必要な資力及び信用を有し、かつ、取得後の施設建築物の一部等又は建築施設の部分を当該市街地再開発事業の目的に適合して利用すると認められる者を特定事業参加者としなければならない。

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第五十条の四 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合において、同意した者が所有するその区域内の宅地

の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第五十条の五 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第七条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前条第三項」とあるのは、「第五十条の四」と読み替えるものとする。

(事業計画等)

第五十条の六 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条の規定は規準及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二中「第七条の九第一項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項及び第五項中「第十一条第一項又は第三項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号の」とあるのは「第五十条の七各号の」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と読み替えるものとする。

(認可の基準)

第五十条の七 都道府県知事は、第五十条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請者が第二条の二第三項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社でないこと。

二 申請手続が法令に違反していること。

三 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令（前条において準用する第十六条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。

四 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。

五 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

(認可の公告等)

第五十条の八 都道府県知事は、第五十条の二第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、再開発会社の名称、市街地再開発事業の種類及び名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 再開発会社は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第百条又は第百二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(規準又は事業計画の変更)

第五十条の九 再開発会社は、規準又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に関係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社が施行地区の縮小又は費用の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第十六条の規定は規準又は事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第五十条の四中「施行地区」とあるのは「第五十条の四中「施行地区」とあり、並びに第十六条第一項中「施行地区」とあるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の」とあるのは「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号の」と、第七条の九第二項中「施行地区」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区」とあるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規準又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

特定事業参加者の負担金等）

第五十条の十 再開発会社が施行する市街地再

る。

第八十六条第一項中「第七十二条第三項を「第七十二条第四項」に改める。

第九十九条の三第三項中「組合」の下に、「再開発会社」を加える。

第六十六条第三項中「定款で定めるところにより」の下に、「再開発会社にあつては規程で定めるところにより」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

第七十号の十一第一項及び第二項の規定は、再開発会社の徴収に係る第二項の清算金及び第三項の延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。

第一百十号第一項中「第一百八条の三十一第一項を「第一百八条の三十二第一項」に改め、同条第三項の表第五十二條第二項第五号、第三項及び第四項、第五十六條の二第一項、第五十八條の二第一項の項中「第五十二條第二項第五号、第三項及び第四項」を「第五十條の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十條の十第一項、第五十二條第二項第五号」に改める。

第一百十一條の表第五十二條第二項第五号、第三項及び第四項、第五十六條の二第一項、第五十八條の二第一項の項中「第五十二條第二項第五号、第三項及び第四項」を「第五十條の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十條の十第一項、第五十二條第二項第五号」に改め、同表第一百八条の三十一第一項の項中「第一百八条の三十一第一項」を「第一百八条の三十二第一項」に改める。

「第三節 個人施行者及び組合の事業の代行」を「第三節 個人施行者等の事業の代行」に改める。

第一百十二條中「都道府県知事は」の下に、「第一種市街地再開発事業についてを加え、」又は組合を、組合又は再開発会社」に、「又は第一百二十五条」を、から第一百二十五条の二までに改める。

第一百十三條中「組合の名称」を「組合若しくは再開発会社の名称」に、「又は組合」を「組合又は再開発会社」に改める。

第一百十四條中「又は組合」を「組合又は再開発会社」に改める。

第一百十五條中「個人施行者の」の下に「事業にあつては」を加え、「又は組合」を「組合又は再開発会社の事業にあつては組合又は再開発会社」に改める。

第一百十七條第一項及び第三項中「又は組合」を「組合又は再開発会社」に改める。

第一百十八條の二第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 再開発会社が施行する第二種市街地再開発事業にあつては、規程及び事業計画の認可の公告

第一百十八條の二第六項中「同項第一号」の下に「中」規程及び事業計画の認可の公告」とあるのは「新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告」と、同項第二号を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第一百十八條の六第一項中「国土交通大臣の」の下に、「再開発会社」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項後段」を「第一項後段及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再開発会社は、前項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者のそれぞれ三分の二以上の同意を得なければならぬ。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内

の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第一百十八條の十の表第八十六條第一項の項中「第七十二条第三項」を「第七十二条第四項」に、「第一百十八條の六第二項」を「第一百十八條の六第三項」に改める。

第一百十八條の二十一第一項中「登記を」の下に「申請し、又は」を加え、同条第二項中「登記所に」の下に「申請し、又は」を加える。

第一百十八條の二十五の二第一項中「第一百八条の三十一第三項」を「第一百八条の三十二第三項」に改め、同条第三項の表第五十二條第二項第五号、第三項及び第四項、第五十六條の二第一項、第五十八條の二第一項の項中「第五十二條第二項第五号、第三項及び第四項」を「第五十條の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十條の十第一項、第五十二條第二項第五号」に改める。

第一百十八條の三十一を「第一百十八條の三十二」とし、第一百十八條の三十を「第一百十八條の三十一」とし、第四章第二節中「第一百十八條の二十九」の次に次の一条を加える。

（再開発会社の事業の代行）

第一百十八條の三十 都道府県知事は、第二種市街地再開発事業について、再開発会社の事業の現況その他の事情により再開発会社の事業の継続が困難となるおそれがある場合において、第一百二十四條第二項又は「第一百二十五條の二の規定による監督処分によつては再開発会社の事業の遂行の確保を図ることができない」と認めるときは、事業代行の開始を決定することができる。

2 第一百十三條から「第一百十五條まで及び」第一百七條の規定は、再開発会社の事業について事業代行の開始を決定した場合に準用する。この場合において、第一百十三條中「前条」とあるのは「第一百十八條の三十一第一項」と、個人施行者の氏名若しくは名称又は組合若しくは再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、同

条、第一百十四條並びに「第一百十七條第一項及び第三項中「個人施行者、組合又は再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、第一百十五條中「個人施行者の事業にあつては業務の執行並びに当該業務に係る財産の管理及び処分をする権限は、組合又は再開発会社の事業にあつては組合又は再開発会社」とあるのは「再開発会社」と、第一百十七條第一項中「第一百一条第一項」とあるのは「第一百十八條の二十一第一項」と読み替へるものとする。

第一百二十一條第二項中「又は組合」を「組合又は再開発会社」に、「第一種市街地再開発事業」を「市街地再開発事業」に改める。

第一百二十二條第一項中「第一種市街地再開発事業」を「市街地再開発事業」に改める。

第一百二十四條第一項中「市町村、組合又は個人施行者」を「個人施行者、組合、再開発会社又は市町村」に、「は組合又は個人施行者」を「個人施行者、組合又は再開発会社」に改め、同条第二項中「組合又は個人施行者」を「個人施行者、組合又は再開発会社」に、「第一種市街地再開発事業」を「市街地再開発事業」に改める。

第一百二十五條の次に次の一条を加える。

（再開発会社に対する監督）

第一百二十五條の二 都道府県知事は、再開発会社の施行する市街地再開発事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規程、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その再開発会社の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の十分の一以上の同意を得て、その再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規程、事業

計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反する疑いがあることを理由として再開発会社の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その再開発会社の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、再開発会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政の処分又は規程、事業計画、権利変換計画若しくは管理処分計画に違反していると認めるときは、再開発会社に対し、その違反を是正するため必要な限度において、再開発会社のした処分の取消し、変更若しくは停止又は再開発会社のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、再開発会社が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前又は管理処分計画の認可の公告の日前に限り、その再開発会社に対する市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 再開発会社は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによる市街地再開発事業の廃止をもつて第三者に対抗することができない。

第七百二十七条第二号中「第三十八条第二項の下に、第五十條の六、第五十條の九第二項を加え、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十條の二第一項又は第五十條の九第一項の規定による認可

第七百二十八条第一項中「組合」の下に、「再開発会社」を加える。

第七百二十九条中「個人施行者」とを「個人施行者若しくは再開発会社」とに、「又は組合」を、「組合又は再開発会社」に、「第一種市街地再開発

事業」を「市街地再開発事業」に改める。

第七百二十九条の三第三号イ(3)中「延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においてはその延べ面積の合計。以下この号及び次号ハにおいて同じ。)の敷地面積に対する割合」及び「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第二号ハ中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条二中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

第七百三十三条第一項中「組合」の下に、「再開発会社」を加える。

第七百三十九条の三第二項第一号中「及び第四十五條第五項、第五十條の二第二項、第五十條の九第二項、第五十條の十二第二項及び第五十條の十五第二項」に改め、「(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第五十條の五第二項(第五十條の九第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「及び第十九條第四項(これらの規定を第三十八條第二項において準用する場合を含む。)」を含む。を「(第三十八條第二項、第五十條の六及び第五十條の九第二項において準用する場合を含む。)、第十九條第四項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第四十一條第二項」の下に「(第五十條の十一第二項(第六百六條第七項(第六百十八條の二十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。及び第六百六條第六項において準用する場合を含む。及び第五十條の八第三項(第五十條の九第二項において準用する場合を含む。))」を、「(第六百十四條及び「第六百十五條」の下に「(第六百十八條の三十第二項において準用する場合を含む。))」を、「(第六百十七條第一項及び第三十第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同項第三号中、「第九十九條第二項において準用する第九十八條第三項並びに第六百六條第六項において準用する第四十一條第二項」を「並

びに第九十九條第二項において準用する第九十八條第三項」に改め、「組合」の下に、「再開発会社」を加える。

第七百四十條第一項中「若しくは職員」の下に「再開発会社の役員若しくは職員」を加える。

第七百四十四條の二を第七百四十四條の三とし、第七百四十四條の次に次の一条を加える。

第七百四十四條の二 再開発会社が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした役員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。

一 第七百二十四條第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第七百二十四條第二項又は第七百二十五條の二第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。

三 第七百二十五條の二第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第七百四十五條の二中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第七百三十四條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第七百三十四條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第七百四十六條中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第七百七十七條第六項の規定に違反して監事が理事又は組合の職員と兼ねたとき。

三 第三十一條第一項(第三十五條第四項において準用する場合を含む。))又は第三項若しくは第四項(第三十四條第三項及び第三十五條第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して総会、総会の部会又は総代会を招集しなかつたとき。

第七百四十六條の二を削る。

第七百四十七條及び第七百四十八條を次のように改める。

第七百四十七條 第三十一條第五項の規定に違反して最初の理事又は監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなかつた者は、二十万円以下の過料に処する。

第七百四十八條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした再開発会社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十條の九第二項において準用する第七條の十六第三項の規定に違反したとき。

二 第七百三十四條第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第七百三十四條第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

四 市町村長に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

五 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

(土地区画整理法の一部改正)

第二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第八十五条の三」を「第八十五条の四」に、「第百四十八条」を「第百四十六条」に改める。

第六条第二項中「次項、第十三条第二項、第四十五条第三項、第八十五条の二第一項、第四項及び第五項、第八十九条の二並びに第百十七條の二第一項から第三項までの規定において」を「以下」に改め、同条第四項中「次項、第八十五条の三第一項から第四項まで並びに第八十九条の三の規定において」を「以下」に改め、同条第九項を第十一項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の二項を加える。

6 高度利用地区(都市計画法第八條第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。)の区域又は特定地区計画等区域(都市再開発法第二条の二第一項に規定する特定地区計画等区域をいう。以下同じ。)をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又は一部(市街地再開発事業区が定められた区域を除く。)について、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域(以下「高度利用推進区」という。)を定めることができる。

7 高度利用推進区の面積は、第八十五条の四第一項及び第二項の規定による申出が見込まれるものについての換地の地積及び共有持分を与える土地の地積との合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。
第三章第一節中第八十五条の三の次に次の一条を加える。

(高度利用推進区への換地の申出等)
第八十五条の四 第六條第六項(第十六條第一項、第五十四條、第六十八條及び第七十一條

の三第二項において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定により事業計画において高度利用推進区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、一人で、又は数人共同して、換地計画において当該宅地についての換地を高度利用推進区内に定めるべき旨の申出をすることができる。この場合において、借地権を有する者にあつては、当該借地権の目的となつてゐる土地の所有権を有する者と共同でしなければならない。

2 第六條第六項の規定により事業計画において高度利用推進区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権を有する者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、数人共同して、換地計画において当該宅地について換地を定めないう高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるように定めるべき旨の申出をすることができる。

3 前二項の申出は、次に掲げる要件のすべてに該当するものでなければならない。
一 当該申出に係る宅地について、当該申出をする者以外に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができ権利(地役権を除く。)が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地について、建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができもの)で国土交通省令で定めるものを除く。)の所有権又は賃借権その他の当該工作物を使用し、若しくは収益することができ権利を有する者があるときは、これらの者の同意(当該申出をした者が、新たに高度利用推進区において高度利用地区又は特定地区計画等区域の都市計画に適合する建築物を建築することについて同意を含む。)が得られていること。
三 当該申出に係る宅地の地積、数人共同し

て申出をする場合にあつては、当該申出に係る宅地の地積の合計)が、高度利用地区又は特定地区計画等区域の都市計画において定められた建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)の最高限度及び建築物の建築面積の最低限度を勘案して、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るのに必要な地積の換地又は共有持分を与える土地を定めることができるものとして、規程、規約、定款又は施行規程で定める規模以上であること。

4 第一項及び第二項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。
一 事業計画が定められた場合 第七十六條第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに高度利用推進区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告
三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い高度利用推進区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

5 施行者は、第一項又は第二項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定めらるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 換地計画において、第一項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第二項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合
二 換地計画において、第一項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第二項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合

施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項又は第二項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
7 施行者は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。
8 施行者が第十四條第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項又は第二項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

第八十九条の三の次に次の一条を加える。
(高度利用推進区への換地等)
第八十九条の四 第八十五条の四第五項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を高度利用推進区内に定め、又は換地を定めないう高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるように定めなければならない。

第九十四条中「その部分又は」の下に「第八十九条の四若しくは」を加える。
第九十四条第六項中「第九十一条第三項」を「第八十九条の四又は第九十一条第三項」に改める。
第百四十三條中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、第三号を第五号とし、第二

号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第八十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第八十四条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、第八号を第十二号とし、第五号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 第八十四条第一項の規定に違反して簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第八十四条第二項の規定に違反して簿書の閲覧を拒んだとき。

第八十四条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十八条第七項の規定に違反したとき。

三 第三十二条第一項(第三十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第三項から第五項まで(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第百四十五条及び第百四十六条を削る。

第百四十七条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条を第百四十五条とする。

第百四十八条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第百四十六条とする。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第三条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一類第十号 国土交通委員会議録第三号 平成十四年三月十五日

第十四条の八第二項中「、」第四条第一項各号を「第四条第一項各号」に改め、「及び第十四条の八第一項の業務」との下に、「第二十一条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項(第十四条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(第十四条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とを加える。

附則第十四条第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「もの」との下に、「第二十一条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項(第十四条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(第十四条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とを加える。

附則第十四条に次の八項を加える。

10 機構は、第二項各号に掲げる業務を行う間、同項第一号の規定により取得した事業見込地に隣接土地を合わせて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供せようとする場合においては、当該事業見込地を含む土地について第十四条の二第二項の規定を受け、認定計画に定められた方法に従つて、当該隣接土地を、機構が取得した事業見込地の全部又は一部との交換により取得することができる。この場合においては、第十四条の四及び第十四条の八並びに附則第十七条の規定は、適用しない。

11 機構は、第二項各号に掲げる業務を行う間、前項前段に規定する場合において必要があるときは、第十四条の二第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、単独で事業用地適正化計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。前項の規定により作成された事業用地適正

化計画は、第十四条の二第二項の事業用地適正化計画とみなして、第三章(同条第一項、第二項及び第六項、第十四条の四、第十四条の七、第十四条の八並びに第十四条の十三を除く。)及び第十項前段の規定を適用する。この場合において、第十四条の二第五項第五号中「概要及び施行の予定時期」とあるのは「概要」と、同項第六号及び第十四条の三第五号中「取得等及び民間都市開発事業の施行」とあるのは「取得等」と、同条第四号中「寄与するものであり、かつ、その施行の予定時期が適切なものである」とあるのは「寄与するものである」と、第十項前段中「第十四条の二第二項」とあるのは「次項」とする。

13 第十一項の認定を受けた認定計画に係る事業見込地(以下この条において「単独計画事業見込地」という。)についての第二項第一号の規定の適用については、同号中「民間都市開発事業」とあるのは、「第十一項の認定を受けた認定計画に定められた民間都市開発事業の概要に適合する民間都市開発事業」とする。

14 機構は、単独計画事業見込地の譲受人を選定したときは、速やかに、第十一項の認定を受けた認定計画を変更して、民間都市開発事業の施行の予定時期、民間都市開発事業の施行に関する資金計画及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載し、当該民間都市開発事業を施行する者と共同して、国土交通大臣の認定を申請しなければならない。この場合においては、第十二項後段(第十項前段の説替えに係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

15 国土交通大臣は、機構が単独計画事業見込地を民間都市開発事業を施行する者に譲渡したにもかかわらず前項の規定による申請をしていないと認めるときは、機構に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。国土交通大臣は、機構が前項の規定による

処分に違反したときは、第十一項の認定を取り消すことができる。

17 機構が第十項第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十一項及び第十四項の規定に基づき行う業務(以下この項において単に「附則第十四条第十項等の業務」という。)を行う場合には、第十一項第一項及び第十二条中「第四条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四条第一項各号に掲げる業務及び附則第十四条第十項等の業務」と、第二十一条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項(附則第十四条第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(附則第十四条第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

附則第十七条第二項中「、」第四条第一項各号を「第四条第一項各号」に改め、「及び附則第十七条第一項の業務」との下に、「第二十一条第一号中「第十一項」とあるのは「第十一項(附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条(附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とを加える。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第四条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「支弁するため」を「支弁し、又は貸付金の償還金を再貸付に充てたことにより一時的に不足する借入金金の償還金を支弁するため」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

四七

第一条第三項第一号中「又は市街地再開発組合」を、「市街地再開発組合又は再開発会社(都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社をいう。)」に改め、同条第四項中「による健全な住宅市街地の造成を促進し、もつて住宅及び住宅地の円滑な供給に資するため、都道府県若しくは地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))が第一号若しくは第二号に掲げる貸付けを行う場合又は地方公共団体が第三号に「を」に關し地方公共団体が次に「に、これらの」を「当該」に改め、「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同項第一号中「次に掲げる」を「健全な住宅市街地の造成を促進し、もつて住宅及び住宅地の円滑な供給に資する次に掲げる」に改め、同号ロ中「第二条第六項」を「第二条第八項」に改め、同号ホを削り、同項第三号中「第一号イからホまで」を「第一号、第三号又は前号」に、「同号」を「それぞれ当該各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 都市計画において定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含む土地地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種別及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者又は土地地区画整理組合に対する当該土地地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充ててための無利子の資金の貸付け

四 土地の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種別及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者又は土地地区画整理組合に対する当該土地地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充ててための無利子の資金の貸付け

イ 土地地区画整理法第六条第四項(同法第

十六條第一項において準用する場合を含む。の規定による市街地再開発事業区が事業計画において定められている土地地区画整理事業

ロ 土地地区画整理法第六條第六項(同法第十六條第一項において準用する場合を含む。の規定による高度利用推進区が事業計画において定められている土地地区画整理事業

第二条第一項中「都市開発資金融通特別会計(昭和四十一年法律第五十号)第十二条の規定による借入金」を「当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計(以下「都市会計」という。))における借入金(当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法(以下この項において「償還期間等」という。))が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため都市会計において借入金をしない場合にあつては、当該貸付金を支弁するために都市会計において当該貸付金と同一の償還期間等による借入れ(国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。))をしたした場合における当該借入金」に改め、同条第二項中「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同条第五項中「及び償還方法並びに同項の都道府県又は指定都市の貸付金の」を、「償還方法及び」に、「及び償還方法の欄並びに」を、「償還方法の欄及び」に改め、同項の表一の項及び二の項中「前条第四項第一号」の下に、「第三号又は第四号」を加え、同表五の項中「前条第四項第三号」を「前条第四項第五号」に改める。

附則第六項中「民間都市開発法附則第十四条第二項各号に掲げる業務及び民間都市開発法附則第十七条第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 民間都市開発法附則第十四条第二項各号に掲げる業務

二 民間都市開発法附則第十四条第十項(同

条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十一項及び第十四項の規定に基づき行う業務

三 民間都市開発法附則第十七条第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定並びに第五条中都市開発資金の貸付けに関する法律第二条第一項及び附則第六項の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第一号中「及び第四十五條第五項」を、「第四十五條第五項、第五十條の二第二項、第五十條の九第二項、第五十條の十二第二項及び第五十條の十五第二項」に改め、「(第三十八條第二項において準用する場合を含む。))」の下に「及び第五十條の五第二項(第五十條の九第二項において準用する場合を含む。))」を加え、「及び第十九條第四項(これらの規定を第三十八條第二項において準用する場合を含む。))」を「(第三十八條第二項、第五十條の六及び第五十條の九第二項において準用する場合を含む。))」に改め、「第十九條第四項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。))」に改め、「(第四十一條第二項の下に「第五十條の十一第二項(第六百六十八條の二十四第二項において準用する場合を含む。))」において準用する場合を含む。))及び第六百六十八條第六項において準用する場合を含む。))、第五十條の八第三項(第五十條

の九第二項において準用する場合を含む。))」を、「(第六百六十八條)及び「(第六百六十八條の三十第二項において準用する場合を含む。))」を、「(第六百六十八條の三十第二項の下に「これらの規定を第六百六十八條の三十第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第三号中「第九十九條第二項において準用する第九十八條第三項並びに第六百六十八條第六項において準用する第四十一條第二項」を「並びに第九十九條第二項において準用する第九十八條第三項」に改め、「組合」の下に「再開発会社」を加える。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「その部分又は」の下に「第八十九條の四若しくは」を加える。

(農住組合法の一部改正)

第五条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六條第七項」を「第六條第九項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第六条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号中「第二條の二第五項第二号」を「第二條の二第六項第二号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第七條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項中「第二條の二第一項又は第二項」を「第二條の二第二項から第三項まで」に改める。

第十四条第三項中「その部分又は」の下に「第八十九条の四若しくは」を加える。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第八条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第六條第七項」を「第六條第九項」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第九条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第二條の二第五項第二号」を「第二條の二第六項第二号」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第十条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第三号中「第五十二條第二項第五号」を「第五十條の三第一項第五号又は第五十二條第二項第五号(第五十八條第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十一条第一項中「第二條の二第四項第一号」を「第二條の二第五項第一号」に改める。

理由

民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、一定の要件に該当する民間会社を市街地再開発事業の施行者に追加するとともに、高度利用推進区を定めた土地区画整理事業における換地の特例の創設、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る取得期限の延長等所要の措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法案

第一類第十号 国土交通委員会議録第三号 平成十四年三月十五日

都市再生特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 都市再生本部(第三条―第十三条)

第三章 都市再生基本方針等(第十四条―第十九条)

第四章 民間都市再生事業計画の認定等(第二十条―第三十五条)

第五章 都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例

第一節 都市再生特別地区(第三十六条)

第二節 都市計画の決定等の提案(第三十七条―第四十一条)

第三節 都市再生事業に係る認可等の特例(第四十二条―第四十五条)

第六章 雑則(第四十六条―第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたとなくなっていることにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(以下「都市の再生」という。)を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「都市開発事業」とは、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む。)のうち公共施設の整備を伴うものをいう。

2 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

3 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

第二章 都市再生本部

(設置) 第三条 都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、都市再生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務) 第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四条第一項に規定する都市再生基本方針(次号及び次条第一項において単に「都市再生基本方針」という。)の案の作成に関すること。

二 都市再生基本方針の実施を推進すること。

三 都市再生緊急整備地域を指定する政令を立案すること。

四 都市再生緊急整備地域ごとに、第十五条第一項に規定する地域整備方針を作成し、及びその実施を推進すること。

五 前各号に掲げるもののほか、都市の再生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案) 第五条 地方公共団体は、その区域内に都市再生基本方針に定められた第十四条第二項第三号の基準に適合する地域があると認めるときは、前条第三号の政令の立案について、本部に対し、その旨の申出をすることができ、

2 本部は、前条第三号の政令の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

(都市再生本部長) 第七条 本部の長は、都市再生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充て

る。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(都市再生副本部長) 第八条 本部に、都市再生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、

国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(都市再生本部長) 第九条 本部に、都市再生本部長(次項において「本部長」という。)を置く。

2 本部長は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力) 第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務) 第十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣) 第十二条 本部に係る事項については、内閣法

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長及び都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長、都市再生本部長、都市再生副本部長をもって組織する。

(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 都市再生基本方針等

(都市再生基本方針)

第十四条 内閣総理大臣は、都市の再生に關する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「都市再生基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市の再生の意義及び目標に關する事項
- 二 都市の再生のために政府が重点的に実施すべき施策に關する基本的な方針
- 三 都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に關する基準その他基本的な事項

3 都市再生基本方針は、我が国の活力の源泉である都市が、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に的確に対応し、その魅力と国際競争力を高め、都市の再生を実現することができるとなるよう定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、都市再生基本方針を公表しなければならない。

5 第一項及び前項の規定は、都市再生基本方針の変更について準用する。

(地域整備方針)

第十五条 本部は、都市再生緊急整備地域ごとに、都市再生基本方針に即して、当該都市再生緊急整備地域の整備に關する方針(以下「地域整備方針」という。)を定めなければならない。

2 地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市再生緊急整備地域の整備の目標
- 二 都市再生緊急整備地域において都市開発事業

業を通じて増進すべき都市機能に關する事項

三 都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に關連して必要となる公共施設その他の公益的施設の整備に關する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に關し必要な事項

3 関係地方公共団体は、必要があると認めるときは、本部に対し、地域整備方針の案の内容となるべき事項を申し出ることができる。

4 本部は、地域整備方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

5 本部は、地域整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、地域整備方針の変更について準用する。

(都市開発事業についての配慮)

第十六条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該都市開発事業が円滑かつ迅速に施行されるよう、適切な配慮をするものとする。

(公益的施設の整備)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に關連して必要となる公共施設その他の公益的施設の整備の促進に努めるものとする。

(市街地の整備のために必要な施策の推進)

第十八条 前二条に定めるもののほか、国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都市再生緊急整備地域における市街地の整備のために必要な施策を重点的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(都市再生緊急整備協議会)

第十九条 国の関係行政機関の長のうち本部長及び

びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長(以下「国の関係行政機関等の長」という。))は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に關し必要な協議を行うため、都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の長、特殊法人の代表者又は地方公共団体の長その他の執行機関(関係地方公共団体の長を除く。)(次項において「独立行政法人の長等」と総称する。)を加えることができる。

3 第一項の協議を行うための会議(以下単に「会議」という。))は、国の関係行政機関等の長及び前項の規定により加わつた独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもつて構成する。

4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人の長及び特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 民間都市再生事業計画の認定等

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を

主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域(以下「事業区域」という。))の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「都市再生事業」という。))を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に關する計画(以下「民間都市再生事業計画」という。))を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業区域の位置及び面積
- 二 建築物及びその敷地の整備に關する事業の概要
- 三 公共施設の整備に關する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
- 四 工事着手の時期及び事業施行期間
- 五 用地取得計画
- 六 資金計画
- 七 その他国土交通省令で定める事項

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。))の申請があつた場合において、当該申請に係る民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- 一 当該都市再生事業が、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められること。
- 二 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に關する計画が、地域整備方針に適合するものであること。
- 三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該都市再生事業を迅速かつ確実に遂行するために適切なものであること。
- 四 当該都市再生事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なそ

の他の能力が十分であること。

2 国土交通大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該都市再生事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者(以下「公共施設の管理者等」という。)の意見を聴かなければならない。

(計画の認定に関する処理期間)

第二十二條 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による申請を受理した日から三月以内において速やかに、計画の認定に関する処分を行わなければならない。

2 前条第二項又は第三項の規定により意見を聴かれた者は、国土交通大臣が前項の処理期間中に計画の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに意見の申出を行わなければならない。

(計画の認定の通知)

第二十三條 国土交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。)第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構(以下「民間都市機構」という。)に通知するとともに、計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称、事業施行期間、事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(民間都市再生事業計画の変更)

第二十四條 認定事業者は、計画の認定を受けた民間都市再生事業計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第二十五條 国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画(前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る都市再生事業(以下「認定事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十六條 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る事業区域内の土地の所有権その他当該認定事業の施行に必要な権原を取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十七條 国土交通大臣は、認定事業者が認定計画に従って認定事業を施行していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十八條 国土交通大臣は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公表しなければならない。

(民間都市機構の業務の特例)

第二十九條 民間都市機構は、民間都市開発法第四條第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四條の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、この法律の目的を達成するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定事業として公共施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四條第六項の都市計画施設又は都市計画において定められた都市再開法(昭和四十四年法律第三十八号)第七

条の八の二第二項第二号の施設であるものに限る。)の整備に関する事業であつて政令で定めるものを施行する認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設(以下この条において「公共施設等」という。))の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ 認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は有限会社に限る。)に対する出資又は認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社に限る。)が発行する社債の取得

ロ 専ら、認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物及びその敷地(以下「認定建築物等」という。)を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社、有限会社若しくは特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)に対する出資又は当該株式会社若しくは特定目的会社が発行する社債の取得

ハ 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第二項に規定する不動産取引(認定建築物等を整備し、又は整備された認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

ニ 信託(受託した土地に認定建築物等を整備し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

三 次に掲げる債務を保証すること。ただし、認定事業者が認定事業として施行する公共施設等の整備に要する費用の額に相当する額の範囲内に限る。

イ 認定事業者が認定事業の施行に要する費用に充てるために行う資金の借入れ又は社債の発行に係る債務

ロ 認定事業者からの認定建築物等の取得に要する費用に充てるため、前号ロに規定する株式会社、有限会社若しくは特定目的会社が行う資金の借入れ又は当該株式会社若しくは特定目的会社が行う社債の発行に係る債務

四 認定事業者に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十條中「第四條第一項第二号」とあるのは「第四條第一項第二号及び都市再生特別措置法第二十九條第一項第三号」と、民間都市開発法第二十九條第一項及び第二十二條中「第四條第一項各号」とあるのは「第四條第一項各号及び都市再生特別措置法第二十九條第一項各号」と、民間都市再開法第十四條中「第四條第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四條第一項第一号及び第二号並びに都市再生特別措置法第二十九條第一号から第三号まで」と、民間都市再開法第二十九條第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項(都市再生特別措置法第二十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、同条第二号中「第十二條」とあるのは「第十二條(都市再生特別措置法第二十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

3 民間都市機構は、第一項第一号から第三号ま

2 前項の規定による認定事業者からの求めに応

2 都市再生特別地区に関する都市計画には、都

第三十七条 都市再生事業を行おうとする者は、都市計画決定権者（都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の第二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）をいう。以下同じ。）に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の土地の地積の合計となつてゐるその土地の総地積と借地権の目的となつてゐる土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていることと。

三 当該計画提案に係る都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に該当するものであるときは、同法第二十七条に規定する公告を行つてゐること。

(計画提案に対する都市計画決定権者の判断等)

第三十八条 都市計画決定権者は、計画提案が行われたときは、速やかに、計画提案を踏まえた都市計画(計画提案に係る都市計画の素案の内部の全部又は一部を実現することとなる都市計

画をいう。以下同じ。の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならぬ。

(計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第三十九条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く)の決定又は変更をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項(これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしな

い場合にとるべき措置)

第四十条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者(当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁に通知しなければならない)。

2 都市計画決定権者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間)

第四十一条 都市計画決定権者は、計画提案が行われた日から六月以内に、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は前条第一項の規定による通知をするものとする。

2 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更について、都市計画法第十八条第一項又は第三項その他の法令の規定により意見を聴かれ、又は協議を受けた者は、都市計画決定権者が前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができるよう、速やかに意見の申出又は協議を行わなければならない。

第三節 都市再生事業に係る認可等の特

例

(都市再生事業に係る認可等に関する処理期間)

第四十二条 都市再生事業を行おうとする者が国土交通省令で定めるところにより当該都市再生事業を施行するために必要な次に掲げる認可、認定又は承認(以下この節において「認可等」という。)の申請を行った場合においては、当該認可等に関する処分を行う行政庁は、当該申請を受理した日から三月以内で認可等ごとに政令で定める期間以内において速やかに当該処分を行うものとする。

一 都市再生法第七条の九第一項、第七條の十六第一項、第十一條第一項から第三項まで、第三十八條第一項、第五十條の二第一項、第五十條の九第一項、第五十一條第一項後段(同法第五十六條において準用する場合を含む。)、第五十八條第一項、第二百二十九條の二第一項又は第二百二十九條の五第一項の規定による認可又は認定

二 土地区画整理法第四條第一項前段、第十條第一項前段、第十四條第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第三十九條第一項前段、第五十二條第一項後段、第五十五條第十二項、第七十一條の二第一項又は第七十一條の三第十四項の規定による認可

三 都市計画法第五十九條第一項から第四項まで又は第六十三條第一項の規定による認可又は承認

(計画提案を行った場合における都市再生事業に係る認可等の申請の特例)

第四十三条 都市再生事業を行おうとする者は、

その日以前に都市計画決定権者に計画提案を行っており、かつ、いまだ当該計画提案を踏まえた都市計画についての決定若しくは変更の告示又は第四十条第一項の通知(以下「計画提案を踏まえた都市計画決定告示等」という。)が行われていないときは、国土交通省令で定めるところにより、計画提案を行っている旨及び当該計画提案に係る都市計画の素案を示して認可等の申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請を受けた行政庁は、当該計画提案を受けた都市計画決定権者に對し、当該申請があつたことを通知しなければならない。

3 第一項の規定による申請を受けた行政庁は、当該計画提案を踏まえた都市計画決定告示等が行われるまでは、当該申請が、法令に基づく認可等の基準のうち当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が行われた場合において適合することとなる基準(以下「計画提案関連基準」という。)に適合していないことを理由に、認可等を拒否する処分をしてはならない。

4 第一項の規定により前条第三号に掲げる認可又は承認を申請する場合においては、都市計画法第六十條第一項第二号及同条第二項第一号中「都市計画事業」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十八條に規定する計画提案を踏まえた都市計画が定められた場合における都市施設の整備に関する事業又は市街地開発事業」とする。

(計画提案を行った場合における認可等に関する処理期間)

第四十四条 前条第一項の規定による申請を受けた行政庁は、当該申請が法令に基づく認可等の基準のうち計画提案関連基準以外の基準に適合しないことを理由に認可等を拒否する処分を行う場合を除き、第四十二条の規定にかかわらず、当該計画提案を踏まえた都市計画決定告示等が行われた日から一月を経過する日(その日が当該申請を受理した日から同条に規定する政

令で定める期間を経過する日前である場合にあっては、当該政令で定める期間を経過する日)までに速やかに当該認可等に関する処分を行うものとする。

(都市再生事業に係る認可等に関する意見の申出)

第四十五条 認可等に関する処分について、都市再生法第七条の九第三項その他の法令の規定により意見を聴かれた者は、行政庁が第四十二条又は前条の処理期間中に当該認可等に関する処分を行うことができるよう、速やかに意見の申出を行わなければならない。

第六章 雑則

(権限の委任)

第四十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

第四十九条 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 建築物の敷地及び構造(第五十二條―第六十條)」を「第四節 建築物の敷地及び構造(第五十二條―第六十條)」に改める。

特別地区(第六十條の二)に改める。

第二条第二十一号中「特定街区」の下に、「都市再生特別地区」を加える。

第五十條中「又は特定用途制限地域を」、特定用途制限地域又は都市再生特別地区に改める。

第五十二條第二項中「第六十條第一項」の下に「第六十條の二第一項及び第四項を、(第五十九條第一項)の下に、第六十條の二第一項を加え、同条第四項中「第六十條第一項の下に、第六十條の二第一項及び第四項を加える。

第五十六條の二第二項中「対象区域外の部分」の下に、「都市再生特別地区内の部分」を加える。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 都市再生特別地区

(都市再生特別地区)

第六十條の二 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率、建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に關

する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 都市再生特別地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

3 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供する建築物については、第四十八條及び第四十九條の規定は、適用しない。

4 都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二條第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

5 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六條及び第五十八條の規定は、適用しない。

6 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六條の二第一項に規定する対象区域外にある建築物とみなして、同条の規定を適用する。この場合における同条第四項の規定の

適用については、同項中「対象区域内の土地」とあるのは、「対象区域(都市再生特別地区を除く)内の土地」とする。

7 第四十四條第二項の規定は、第一項第三号の規定による許可をする場合に準用する。

第八十六條第一項中「第六十條第一項」の下に「第六十條の二第一項」を加える。

第八十六條の三の見出し中「高度利用地区」の下に「又は都市再生特別地区」を加え、同条中「第五十九條第一項」の下に「又は第六十條の二第一項」を加える。

第八十六條の七中「除く」の下に「第六十條の二第一項(建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く)」を加える。

第八十七條第二項中「及び第五十一條」を「第五十一條及び第六十條の二第三項」に改める。

第八十八條第二項中「第四十八條から第五十一條まで」の下に「第六十條の二第三項を加え、及び第三項」を「第四十八條第一項から第十二項まで、第四十九條から第五十一條まで、第六十條の二第三項及び第六十八條の二第一項に関する部分、第八十七條第三項」に改める。

第九十九條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第六十條第一項若しくは第二項」の下に「第六十條の二第一項若しくは第二項」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第四条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「高度利用地区をいう。以下同じ」の区域」の下に「都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十六條第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ)の区域」を加え、「第二条の二第一項」を「第二条の二第一項第三号」に改める。

第八十五條の四第三項第二号及び第三号中

「高度利用地区」の下に「都市再生特別地区」を加える。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第五条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三條」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三條又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十條第一項」に改める。

附則第十八項中「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三條」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項若しくは附則第十五條第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第十三條」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五條第一項若しくは附則第十五條第一項」と、又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十條第一項」とあるのは「都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十條第一項」に改める。

(都市開発資金の貸付に関する法律の一部改正)

第六条 都市開発資金の貸付に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「第二号」の下に「並びに都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第二十九條第一項第一号及び第二号」を加える。

第二条第九項中「第四条第一項第一号」の下に「及び都市再生特別措置法第二十九條第一項第二号」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第七条 都市計画法の一部を次のように改正す

る。
第八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区

第八条に次の一項を加える。

4 都市再生特別地区について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

第十三条第四項中「第八条第一項第八号」を「第八条第一項第四号の二、第八号」に改める。
第十五条第一項第四号中「第八条第一項第九号」を「第八条第一項第四号の二、第九号」に、「同項第十二号」を「第八条第一項第十二号」に改める。

第三十三条第一項第一号に次のただし書を加える。

ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

(都市再開発法の一部改正)

第八条 都市再開発法の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項を次のように改める。

次に掲げる区域内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

一 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をいう。以下同じ。)

二 都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十六条第

一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。)の区域

三 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画、第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域(次に掲げる条件のすべてに該当するものに限る。第三号において「特定地区計画等区域」という。)

イ 都市計画法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画、第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項に規定する沿道地区整備計画(ロにおいて「地区整備計画等」という。)が定められている区域であること。

ロ 地区整備計画等において都市計画法第八条第三項第二号に規定する高度利用地区(地区について定めるべき事項(特定建築物地区整備計画において建築物の特定地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定地区防災施設をいう。)に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合並びに沿道地区整備計画において建築物の沿道整備道路に面する部分の長さの敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ)に對

する割合の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最低限度を除く。)が定められていること。

ハ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、ロに規定する事項に関する制限が定められていること。

第三条第一項第一号中「都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区」を「高度利用地区、都市再生特別地区」に改め、同項第二号中「高度利用地区」の下に「都市再生特別地区」を加える。

第七条の二第一項中「高度利用地区」の下に「都市再生特別地区」を加える。

第三十八条第一項中「都市計画法第八条第一項第三号の」を削る。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「又は都市再開発法第二条の二第一項」を「都市再生特別措置法(平成十四年法律第 号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区の区域又は都市再開発法第二条の二第一項第三号」に改める。

理由

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例等の特別の措置を講じる必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年三月二十九日印刷

平成十四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D